

令和5年度 大学機関別認証評価
自己点検評価書
[日本高等教育評価機構]

令和5(2023)年6月
岩手保健医療大学

目 次

| | |
|--|-----|
| I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等 . . . | 1 |
| II. 沿革と現況 | 2 |
| III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価 | 5 |
| 基準 1. 使命・目的等 | 5 |
| 基準 2. 学生 | 17 |
| 基準 3. 教育課程 | 37 |
| 基準 4. 教員・職員 | 54 |
| 基準 5. 経営・管理と財務 | 68 |
| 基準 6. 内部質保証 | 80 |
| IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価 | 87 |
| 基準 A. 地域貢献 | 87 |
| V. 特記事項 | 91 |
| VI. 法令等の遵守状況一覧 | 92 |
| VII. エビデンス集一覧 | 106 |
| エビデンス集（データ編）一覧 | 106 |
| エビデンス集（資料編）一覧 | 107 |

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1. 建学の精神・大学の基本理念

本学の開学に当たって、「社会の現況を背景にして、看護職者は、自らの活動を現代社会の構造に組み込まれたものと自覚し、人々の人生を豊かにすることを目指して、医学的対象である《生命》と、社会ないし人間関係において成立つ《人生》の双方を視野に入れつつケア活動を進めていくことが要請されている。」との考えから、本学の建学の精神を「人々の生活と健康を高め 地域社会に貢献するケア・スピリットを備えた保健医療人」とし、地域に開かれ、人々と共に在る大学として、将来を見すえた創造的・知的構想力を備えた人間性豊かな社会人であるとともに、人々の生活と健康を高めようとするケア・スピリット（自ら進んでケアに向かう姿勢）をもった保健医療人を育成することを目指し、これを実現するための教育理念として「人々の生活と健康を高めるために、豊かな人間性・社会性を培い、ケア・スピリットをもって、科学的根拠に基づく看護の専門的知識・技術を実践に活かせる基礎的能力を養い、多職種と協働しつつ地域社会の保健医療福祉に貢献できる看護実践者を育成する。」ことを掲げ、この建学の精神と教育理念を基盤として教育を展開しています。

2. 使命・目的

本学の使命・目的は、岩手保健医療大学学則（以下「学則」という。）第1条において、「本学は、教育基本法及び学校教育法に則り、保健医療福祉分野における学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開できる専門職者を育成することを目的とする。」と定めています。

超高齢社会の進展や少子化・核家族化の更なる進行という時代状況において、本学は従来から大切にされてきた看護学の基盤に立ち、これからの時代に求められる看護職への新しい役割と期待に応えられる質の高い看護師・保健師の育成を目指しています。

また、臨床現場において専門性が異なる多職種が協働でことに当たるチーム医療の時代になっており、チームワークを進めるための人間関係の重要性を理解し、これに参加していく人材を養成しなければならないと考えています。

本学は、看護学部1学部の単科大学ではありますが、特にこのことに留意した教育に力を入れていきたいと考えており、卒業後の医療現場において、看護学の専門性を活かし他の職種との良好な協働ができる意識と能力を身につけさせることが使命であり、目的でもあります。

3. 大学の個性・特色等

本学・本学部の教育の特色は、次の3つにまとめることができます。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・人間力とケア・スピリットの涵養・看護学のコアとなる知識と技術の重点教育・地域に貢献できる看護実践者の育成 |
|---|

本学は、設置に当たって、本学の独自の言葉として使用している「ケア・スピリット」（自ら進んでケアに向かう姿勢）の涵養と倫理教育の統合を目指した教育に力を入れてきました。

具体的には、初年次から旧カリキュラムでは「探求の基礎」、新カリキュラムでは「ケア・スピリット論Ⅰ」や各看護学の概論、実習等を通して学び、さらに学年が上がるにつれ、「看護倫理」、「臨床倫理」、領域別実習等を通してのリフレクションを進めながら、看護の専門的な判断力を磨き、看護する相手の最善を考慮してケアする姿勢である「ケア・スピリット」を涵養していくことに努めています。

次に、専門教育科目においては、卒業時の到達レベルを【厚生労働省：看護師教育の技術項目と卒業時の到達度（案）平成 31（2019）年】に見合うような看護学のコアとなる知識・技術に関する学修内容の精選を行い、これに重点を置いた教育を展開しています。

また、看護師課程では県内の広い範囲の県立病院等の医療機関の協力のもとに、保健師課程においては県内各地の保健所等のほか、大学近隣の町内会の協力も得て臨地の実習を進めています。このことは、専門的な技術の修得のみならず、地域の医療の実情を知り、地域に貢献し共に生きる看護職の必要性と自覚の涵養にも役立っているものと考えています。

Ⅱ. 沿革と現況

1. 本学の沿革

設置母体である学校法人二戸学園は、小学校・中学校の教諭として長らく初等・中等教育に尽力してきた故太田キヨ氏が、昭和 38（1963）年、地域の家庭の生活を支援するために幼児を引受ける私塾（私立託児所）を開設し、昭和 40（1965）年には県知事認可の「個人立ひまわり幼稚園」に、昭和 53（1978）年には学校法人としての認可を受け、「ひまわり幼稚園」へと発展させてきました。本法人には、この間一貫して「教育という活動を通して社会に貢献する」という基本理念があり、看護教育を通して社会に貢献するという大学の設立趣旨もこの流れに沿ったものです。

大学の設置に当たっては、岩手県における社会的ニーズを探り、「教育による社会貢献」に合った活動は何かと検討した結果、団塊世代が後期高齢者になる 25 年問題に備えてケア活動の要となる看護職をはじめとする医療・ケア従事者養成が急務であると認識し、保健医療系の大学設置の検討を進めました。また、大学法人としての体制を整え、新たな事業を推進し得る人材として、医療現場の実態に精通した現理事長を迎え、さらに大学教育や看護教育の専門家を確保し、平成 29（2017）年の開学に至ったものです。

校地・校舎建設地は、盛岡駅から徒歩 5 分の好立地の場所を確保することができました。盛岡市は、岩手県の中心であるとともに、青森からの東北新幹線と秋田からの秋田新幹線が合流する地点であり、いわば東北北部の要となる地であります。従って、この地域の看護師・保健師を志望する学生の通学にも、また地域の医療・介護関係者との交流にも便利であり、卒業してからの研鑽もしやすいといった利点があると考えました。

開学から 4 年後の令和 2（2020）年には、大学院（看護学研究科）を開設し、令和 5（2023）年には、初めての修了生を輩出することができました。

岩手保健医療大学

| | | |
|-------------|--------|--|
| 昭和 38 年 | 1963 年 | 地域の要望により私立託児所開設 |
| 昭和 40 年 | 1965 年 | 個人立ひまわり幼稚園設置認可 |
| 昭和 53 年 2 月 | 1978 年 | 学校法人二戸学園設立 |
| 平成 27 年 4 月 | 2015 年 | 学校法人二戸学園寄附行為（岩手保健医療大学設置寄附金募集事業）変更認可 |
| 平成 28 年 8 月 | 2016 年 | 岩手保健医療大学看護学部看護学科設置認可 岩手保健医療大学保健師学校等指定 学校法人二戸学園寄附行為（岩手保健医療大学設置）変更認可 |
| 平成 29 年 4 月 | 2017 年 | 岩手保健医療大学看護学部看護学科開学 第 1 期生入学式挙行 |
| 平成 30 年 3 月 | 2018 年 | 幼稚園型認定こども園認定 学校法人二戸学園寄附行為（幼稚園型認定こども園）変更認可 |
| 平成 30 年 4 月 | 2018 年 | 岩手保健医療大学附属幼稚園開園 名称変更 |
| 平成 31 年 3 月 | 2019 年 | 学校法人事務所 所在地変更 |
| 令和 2 年 2 月 | 2020 年 | 学校法人二戸学園寄附行為（私立学校法令和元年改正等）変更認可 |
| 令和 2 年 10 月 | 2020 年 | 岩手保健医療大学大学院看護学研究科看護学専攻（修士課程）設置認可 学校法人二戸学園寄附行為（岩手保健医療大学大学院設置）変更認可 |
| 令和 3 年 3 月 | 2021 年 | 第 1 期岩手保健医療大学看護学部卒業式挙行 |
| 令和 3 年 4 月 | 2021 年 | 岩手保健医療大学大学院看護学研究科開設 大学院看護学研究科第 1 期生入学式挙行 |
| 令和 5 年 3 月 | 2023 年 | 第 1 期大学院看護学研究科学位記授与式挙行 |

2. 本学の現況

- ・大学名 岩手保健医療大学
- ・所在地 〒020-0045 岩手県盛岡市盛岡駅西通一丁目6番30号
- ・学部等構成
 - (学部) 看護学部看護学科
 - (大学院) 看護学研究科看護学専攻(修士課程)
- ・学生数、教員数、職員数(令和5(2023)年5月1日現在)

(学生数)

| 学部・研究科 | 学科・専攻 | 入学定員 | 収容定員 | 在籍学生数 |
|--------|-------|------|------|-------|
| 看護学部 | 看護学科 | 80 | 320 | 293 |
| 看護学研究科 | 看護学専攻 | 3 | 6 | 8 |

(教員数)

| 学部名 | 学科名 | 専任教員数 | | | | 計 | 助手 | 合計 |
|------|------|-------|-----|----|----|----|----|----|
| | | 教授 | 准教授 | 講師 | 助教 | | | |
| 看護学部 | 看護学科 | 10 | 5 | 4 | 12 | 31 | 4 | 35 |

| 研究科名 | 専攻名 | 研究指導教員数 | 研究指導補助教員数 | 合計 |
|--------|-------|-----------|-----------|----|
| 看護学研究科 | 看護学専攻 | 10(うち教授8) | 5 | 15 |

(職員数)

| 部署 | 事務局長 | 総務課 | 学務課 | 会計課 | 合計 |
|-----|------|-----|-----|-----|----|
| 職員数 | 1 | 5 | 7 | 4 | 17 |

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

1-1-③ 個性・特色の明示

1-1-④ 変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

基準項目 1-1 を満たしています。

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

【事実の説明】

大学の使命・目的については、学則第 1 条に「本学は、教育基本法及び学校教育法に則り、保健医療福祉分野における学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開できる専門職者を育成することを目的とする。」と明記しています。

また、教育理念として、「人々の生活と健康を高めるために、豊かな人間性・社会性を培い、ケア・スピリットをもって、科学的根拠に基づく看護の専門的知識・技術を実践に活かせる基礎的能力を養い、多職種と協働しつつ地域社会の保健医療福祉に貢献できる看護実践者を育成する。」と定め、ホームページ、大学案内、学生便覧等に掲載し、教育・研究に当たっては、この理念を常に念頭において取進めています。

大学院の使命・目的は、大学院学則第 1 条に「岩手保健医療大学大学院は、建学の精神である「人々の生活と健康を高め、地域社会に貢献するケア・スピリットを備えた保健医療人の育成」を基本理念とし、看護学を基盤に自ら考え、行動し、社会を切り拓く人材を養成することを目的とする。」と明記しています。

また、本大学院の教育理念として、「21 世紀の我が国における看護学領域の研究と多様化する高度医療ニーズに対応できる人材として、確かな医療や看護の倫理観を備え、広い視野と深い人間理解に基づき、保健、医療、福祉等の幅広い知識と看護実践力を身につけた看護専門職者を育成する。」と定め、学部同様ホームページ等に掲載しています。

上記の学部と大学院の教育理念は、後述の基準 2 で述べるアドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーとして、さらに具体化した形で教職員、学生、社会に対して明示しています。

◇エビデンス集・資料編

【資料 1-1-1】岩手保健医療大学学則 (P.1)「第 1 条」(【資料 F-3①】再掲)

【資料 1-1-2】岩手保健医療大学大学院学則 (P.1)「第 1 条」(【資料 F-3②】再掲)

【資料 1-1-3】2023 年度学生便覧 (P.7)「教育理念・教育目標」(【資料 F-5①】再掲)

【資料 1-1-4】2023 年度看護学研究科学生便覧 (P.1)「教育理念・教育目標」(【資料 F-

5②】再掲)

【資料 1-1-5】岩手保健医療大学ホームページ「大学案内」>「建学の精神」>「教育理念・教育目標」

【資料 1-1-6】岩手保健医療大学 GUIDE BOOK 2024 (P. 13)「教育理念・教育目標」(【資料 F-2①】再掲)

【資料 1-1-7】岩手保健医療大学大学院看護学研究科修士課程 (P. 1)「修士課程の教育・研究目的」(【資料 F-2②】再掲)

【自己評価】

大学及び大学院の使命・目的及び教育理念、教育目標は、大学ホームページ上に公開しており、その意味・内容には具体性と明確性があるものと判断します。

1-1-② 簡潔な文章化

【事実の説明】

本学の使命・目的、教育理念、教育目標については、明確かつ簡潔に文章化し、学則、学生便覧等に記載し、また、本学のホームページにも公開しており、学生や教職員に周知されています。

また同様に大学院についても、その使命・目的及び教育理念は、大学院学則、大学院便覧、大学ホームページ、大学院紹介リーフレット、大学ガイドブック等に簡潔な文章で明示しています。

◇エビデンス集・資料編

【資料 1-1-5】岩手保健医療大学ホームページ「大学案内」>「建学の精神」>「教育理念・教育目標」

【資料 1-1-6】岩手保健医療大学 GUIDE BOOK 2024 (P. 13)「教育理念・教育目標」(【資料 F-2①】再掲)

【資料 1-1-7】岩手保健医療大学大学院看護学研究科修士課程 (P. 1)「修士課程の教育・研究目的」(【資料 F-2②】再掲)

【自己評価】

大学ホームページ等の本学の各種媒体に明示している使命・目的及び教育理念、教育目標は明確であり、その表現や表記も簡潔で分かりやすいものとなっていると判断しています。

1-1-③ 個性・特色の明示

【事実の説明】

<学部>

本学は、中央教育審議会答申「我が国の高等教育の将来像」の提言する「高等教育の多様な機能と個性・特色の明確化」で提示されている7つの機能のうち「幅広い職業人養成」「地域の生涯学習機会の拠点」「社会貢献機能(地域貢献、産学官連携、国際交流等)」の

3つの機能に重点を置いています。このうち「幅広い職業人養成」に最も比重を置いており、将来的には、大学院教育をさらに充実させ、高度専門職業人養成にも力を入れていきたいと考えています。また、地域と共にある大学として、「地域の生涯学習機会の拠点」「社会貢献機能（地域貢献）」にも努力しているところです。

具体的な教育の実施に当たっては、建学の精神と教育理念の基盤として置くべき事項を整理し、以下のような教育目標を定め、教育を展開しています。

（教育目標）

1. 社会人としての教養とコミュニケーション力を培う。
2. 看護する相手の価値観や文化的多様性を理解するための幅広い知識を養い、地域社会のために活動する心構えを培う。
3. 看護する相手の尊厳や権利を尊重し、看護を創造する意欲とケア・スピリットを発揮して看護を実践する力を養う。
4. 社会における看護専門職者としての必要とされる役割を探求し、それを果たすための自律性を養う。
5. 看護学のコアとなる基礎的・専門的知識および技術を修得し、適切な情報収集のもとで、問題解決に向けて、人々と連携して看護を実践する力を養う。
6. 看護専門職者としての向上心を持ち、豊かに成長し続けるための素地を培う。

上記については、学生便覧に掲載するほか、入学時や進級時のオリエンテーションにおいて説明・確認の時間を設けるとともに、1年次の基礎ゼミナールや実習オリエンテーション等においても、随時説明し、その徹底に努めています。

上記1～6の具体的な科目の配置について下記に記します。

1. 社会人としての教養とコミュニケーション力を身に付けることを目的に、「情報リテラシー」「基礎ゼミナール」「人間と心理」「対人コミュニケーション」等の科目を配置しています。
2. 看護する相手の価値観や文化的多様性を理解するための幅広い知識を養い、地域社会のために活動する心構えを培うことを目的に、「ケア・スピリット論Ⅰ」「生涯発達論」「家族とジェンダー」「比較文化論」等の科目を配置しています。
3. 看護する相手の尊厳や権利を尊重し、看護を創造する意欲とケア・スピリットを発揮して看護を実践する力を養うことを目的に、「ケア・スピリット論Ⅱ」「社会と福祉」「家族看護論」「生活援助実習」等の科目を配置しています。
4. 社会における看護専門職者としての必要とされる役割を探求し、それを果たすための自律性を養うことを目的に、「看護理論」「看護研究方法論」等の科目を配置しています。
5. 看護学のコアとなる基礎的・専門的知識及び技術を修得し、適切な情報収集のもとで、問題解決に向けて、人々と連携して看護を実践する力を養うことを目的に、各看護学（基礎・成人・老年・母性・小児・精神・地域-在宅看護）の概論・援助論・技術論・実習、看護過程論、チームケア論等の科目を配置しています。
6. 看護専門職者としての向上心を持ち、豊かに成長し続けるための素地を培うことを目的に、「ケア・スピリット論Ⅲ」「卒業研究ゼミナール」「実践看護論」等の科目を

配置しています。

◇エビデンス集・資料編

【資料 1-1-8】設置の趣旨などを記載した書類（岩手保健医療大学）

【資料 1-1-9】岩手保健医療大学 GUIDE BOOK 2024 (P.13)「教育理念・教育目標」(【資料 F-2①】再掲)

【資料 1-1-10】2023 年度学生便覧 (P.13)「カリキュラムマップ」(【資料 F-5①】再掲)

<大学院>

大学院については、開設に当たり岩手県の主だった医療施設 11 か所の看護管理者及び県内 11 か所の看護学校教育責任者を対象に、大学院に対するニーズ調査を行いました。その結果、広大な岩手県内に散在する各医療機関は、高度な知見を有する看護系大学にアクセスしにくく、医療組織の規模と条件に合った院内教育体制を整備するに当たって、これらを担当できる人材の育成が課題であることが明らかになりました。この結果を受けて、本学大学院では最先端の看護の専門知識やスキルの学び直し、看護職集団に対するリカレント教育、院内教育研修の企画・運営能力を備えた人材育成に重点を置き、以下のような人材育成の方針を示しています。

1. 広い視野と深い人間理解に基づき、臨床実践力に裏付けられた看護学の教育能力を発揮できる人材
2. 健康に対する社会的ニーズを認識し、課題解決のために科学的探究心に根差した研究能力を発揮できる人材
3. 社会の多様な状況に応じた看護を提供するために、高い倫理観に基づいた看護の専門性を発揮できる人材
4. 住民を含めた多職種連携チームのかなめとなる看護の専門性に優れた人材
5. 保健・医療・福祉の分野の課題に対し、判断力、調整力、改革力を伴う優れた看護の管理能力を発揮できる人材

また、本学の大学院教育を進めるに当たっては、学生の学修をより効率化するため、以下のような配慮をしています。

1. 職業を有する大学院生に配慮し、平日のVI時限（18:00～19:30）及び土曜日 I～IV 時限（8:50～16:10）にも科目を開講することで履修形態の弾力化を図っています。
2. 遠隔地においても学修が可能となるように、ICT（情報通信技術）を活用した遠隔授業を実施できる通信環境を整えています。
3. 職業を有する大学院生の事情により、標準修業年限を3年に延長できる長期履修生制度を導入しています。

◇エビデンス集・資料編

【資料 1-1-11】設置の趣旨などを記載した書類（岩手保健医療大学大学院）

【資料 1-1-12】岩手保健医療大学大学院看護学研究科修士課程 (P.1)「大学院看護学研究科 修士課程の教育・研究目的」(【資料 F-2②】再掲)

【資料 1-1-13】岩手保健医療大学大学院学則 (P.2)「第14条」(【資料 F-3②】再掲)

【資料 1-1-14】 岩手保健医療大学大学院双方向遠隔授業実施要項

【資料 1-1-15】 岩手保健医療大学大学院長期履修生取扱規程

【自己評価】

本学の個性や特色は、大学及び大学院設置時の設置の趣旨に記載した内容を基盤として学部教育目標、大学院の人材育成方針として明確化し、それぞれの目的・目標に沿った具体的な取組をしているものと判断しています。

1-1-④ 変化への対応

【事実の説明】

<学部>

本学看護学部では、毎年度「授業評価アンケート」を実施し、授業内容や授業方法等の改善に取り組んできました。また、卒業生を出した令和 3 (2021) 年には、本格的な現行カリキュラムの検証と評価に基づく見直しを進め、機を一にして行われた指定規則の改正 (令和 4 (2022) 年) とも連動しつつ作業を取進めました。特に留意した点は、基礎学力が不足している学生への対応として、基礎科目に「看護の基礎化学 (必修)」「看護の基礎数理 (選択)」「看護の基礎生物 (選択)」等の授業科目を充実させたこと、専門基礎科目・専門科目としては、「疫学・保健統計学Ⅱ (選択)」「保健医療福祉行政論 (選択)」「実践看護学特論 (必修)」等の科目を新設し、社会情勢や社会ニーズの変化から看護師・保健師に求められる資質はさらに高度になってきており、これらの状況に的確に対応できる人材育成を目指したカリキュラムとなるよう構成しています。

これらの改正は、カリキュラム検討委員会が中心となって検討を行い、最終的には教授会において調整の上、決定しています。なお、決定までの諸段階においては理事長を交えた法人運営調整会議 (週 1 回開催/基準 5-3-①等で詳述) でも議題として取上げ、広い視野からの意見も取入れる仕組みを構築しています。

◇エビデンス集・資料編

【資料 1-1-16】 岩手保健医療大学教授会規程

【資料 1-1-17】 カリキュラム検討委員会規程

【資料 1-1-18】 岩手保健医療大学看護学部看護学科の教育課程を変更する理由等について

<大学院>

また、本学大学院においては、法令の改正や医療制度改革に伴う社会情勢等、大学を取巻く状況の変化を考慮に入れ、必要に応じて大学院教学委員会を中心に研究指導内容等の見直しや指導の視点等の検討を行い、具体の指導に反映させるような仕組みを構築しています。

◇エビデンス集・資料編

【資料 1-1-19】 岩手保健医療大学大学院教授会規程

【資料 1-1-20】岩手保健医療大学大学院教学委員会規程

【自己評価】

本学の使命・目的及び教育目的は、看護学を取巻く社会情勢の把握や「授業評価アンケート」等の結果の検証に基づき、常に必要な改善、見直しを継続していく体制を整えているものと判断します。

(3) 1-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学の使命・目的及び教育理念、教育目標は、現状において変更の必要はないものと考えていますが、今後の社会情勢等を注視し、必要に応じ変更を加えていくことも大切であると考えています。なお、教育課程、教育内容、教育方法等については、自己点検評価や授業評価等の検証を基に、常に改善していく姿勢は継続していきたいと考えています。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-2 の自己判定

基準項目 1-2 を満たしています。

(2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

【事実の説明】

大学の使命・目的は、学則に明記されており、学則を変更する際には教授会の議を経て、理事会で承認を得る仕組みとなっており、教職員だけではなく役員も理事会の審議を通じて内容を十分理解しており、教育理念、目標等の教学事項の計画や執行状況についても中期計画の策定と評価作業を通して大きく関わっています。

また、理事会の議案調整と経営サイドと教学サイドの情報共有を目的とする「運営協議会」（構成員：理事長、学長、研究科長、事務局長、理事長指名理事 3 名、学長指名教職員 2 名）において情報の共有化が図られており、さらに理事長、常務理事、学長、学長補佐、事務局長で構成（学務課長、会計課長はオブザーバー参加）する「法人運営調整会議」を置き、法人の課題や教学関連事項についての情報の共有と課題の検討等を行っており、これらを通して役員、教職員は本学の使命・目的及び教育理念、教育目標について、十分な理解と支持を得られています。

◇エビデンス集・資料編

【資料 1-2-1】岩手保健医療大学教授会規程（【資料 1-1-16】再掲）

【資料 1-2-2】教学委員会規程

【資料 1-2-3】岩手保健医療大学大学院教授会規程（【資料 1-1-19】再掲）

【資料 1-2-4】岩手保健医療大学大学院教学委員会規程（【資料 1-1-20】再掲）

【資料 1-2-5】学校法人二戸学園運営協議会規程

【資料 1-2-6】法人運営調整会議要項

【自己評価】

本学の使命・目的、教育理念等は、大学発足時においては理事会を中心に検討したものであり、開学後の教授会発足後もこれを引継いでいます。また、重要な教学事項はすべて理事会に上程され、その内容は教職員だけではなく理事等の役員も十分理解し、その決定にも関わっています。なお、理事会議案の決定前には、前述した「運営協議会」や「法人運営調整会議」を通して内容を十分承知しており、役員や教職員の理解と支持は、十分に得られているものと判断します。

1-2-② 学内外への周知

【事実の説明】

本学（大学院を含む。）の使命・目的は学則に明記するとともに、使命・目的や教育目標等を掲載している中期計画や大学ガバナンス・コードについて本学ホームページを通して広く学内外への周知を図っています。これらはいずれも理事会、教授会等で議案として検討されて公開されているものであり、教職員は十分に承知しているところです。

また、学生に対しては、入学式などの大学行事において再三にわたって説明をしており、学生便覧等にも掲載し周知の徹底を図っています。

◇エビデンス集・資料編

【資料 1-2-7】岩手保健医療大学ホームページ「情報公開」

【自己評価】

大学説明会や大学の諸行事等のさまざまな機会やホームページ等の多様な媒体を活用しながら、学内外に周知する努力を重ねており、使命・目的及び教育理念、教育目標は、学内はもとより学外にも少しずつ周知されてきているものと判断します。

1-2-③ 中長期的な計画への反映

【事実の説明】

建学の精神、教育理念に基づいた教育目標を達成していくための方策として、令和 2（2020）年に中期計画（令和 2（2020）年～令和 7（2025）年度）の策定を行い、各年度の事業計画で具現化し、毎年その達成状況を評価しています。

本学の中期計画は、教育目標を具体的に達成していくため、かなり細かい計画となっており、本学のガバナンス・コードにその策定方針を示しています。

中期計画の策定（ガバナンス・コードの抜粋）

- (1) 中期計画は、経営サイド、教学サイド及び事務サイドが現状分析、建学の精神とこれを達成するための将来ビジョンを共有し、共同して策定します。
- (2) 中期計画は、安定した経営を行うため、認証評価の結果や中期的な学内外の環境変化を着実に捉えながら、信頼性のある適切な内容となるよう努めます。
- (3) 中期計画は、法人に置く「中期計画・評価委員会」において常にその進捗状況を把握管理するとともに、その結果を内外に公表し、大学運営の透明性を高めていきます。
- (4) 中期計画が財政的な裏付けに基づいた計画となるよう、経営サイドとそれを支えるスタッフの経営能力の向上に努めます。
- (5) 策定された中期計画は、経営サイドと教職員が内容を常に共有し、改革の実現のため、「中期計画・評価委員会」の分析評価に加え、広く教職員からの意見が反映されるような仕組みを構築します。
- (6) 中期計画は、6年間の計画とし、以下のような内容を盛り込んだものとします。
 - ・ 建学の精神・理念に基づき育成する人材像とこれを実現するための教育・研究の在り方と方向性
 - ・ 教育・研究活動、社会貢献活動を改善・充実していくための具体的方策
 - ・ 経営・ガバナンスの改善・強化方策と役員・教職員の意識を高めるための方策
 - ・ 法人運営、大学運営の透明性を高めるための仕組みと積極的な情報公開
 - ・ より充実した教育・研究を推進するための教育・研究環境の整備
 - ・ 教育の質を高めるために必要な財政基盤の安定化と適切な予算執行 等

なお、大学院については、開設年度の令和3（2021）年度に追記し、そのほか評価・検証の結果、必要な場合は随時修正することとしています。

◇エビデンス集・資料編

【資料 1-2-8】中期計画〈令和2（2020）年度～令和7（2025）年度〉令和2年1月29日制定（令和3年10月13日改定）

[自己評価]

中期計画は、本学の使命・目的、教育目標を達成することを目的に策定されたものであり、その内容は中期計画に十分反映されているものと判断します。

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

[事実の説明]

<学部>

本学看護学部の使命・目的、教育目標は、以下のアドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーに反映されており、この3つのポリシーに基づいて学生の受入れと教育を展開しています。

アドミッション・ポリシー

1. 看護師または保健師として地域社会に貢献したいと思っている人
2. 人と関わるのが苦ではなく、周囲の人と協力しあって生きたいと思う人

3. 人のいのちや尊厳を大切にし、他者への思いやりのある人
4. 大学で学ぶために必要な基礎知識および自ら進んで学ぶ力を持っている人

カリキュラム・ポリシー

1. 基礎科目は基礎力をもった社会人としての教養と、コミュニケーション能力に重点を置き、多様な考え方や文化的多様性をもつ人々の特徴を理解するために、「思考の基礎と方法」「自己・他者の理解」「生活・社会の理解」の3科目群を設置する。
2. 専門基礎科目は看護の対象理解として、科学的な根拠に重点を置き、健康（健康課題も含む）の理解のために、「健康の理解」「保健と環境の理解」の2科目群を設置する。
3. 専門科目は科学的根拠に基づく看護のコアとなる知識と技術、ケア・スピリットに重点を置き、看護の理解のために、「基盤の理解」「実践の理解」を、さらに「看護の統合理解」として、多職種連携・協働や地域社会、看護専門職者としての成長に重点を置き、「公衆衛生看護の理解」「看護の統合の理解」のあわせて4科目群を設置する。

ディプロマ・ポリシー

1. 社会人としての教養とコミュニケーション力を身につけている。
2. 多様な考え方や文化的多様性をもつ人々の特徴を理解するための幅広い知識を身につけている。
3. あらゆる健康レベルにある人々に関心をもち、人として尊重し、その人の最善を目指しケア・スピリット（自ら進んでケアに向かう姿勢）を身につけている。
4. 社会における看護専門職者としての役割を果たすための自律性を身につけている。
5. その時代の社会情勢や生活と健康の関連など、看護のニーズを包括的に探求する姿勢を身につけている。
6. 看護の実践に活用するための専門的知識・技術を身につけている。
7. 人々の健康的な生活を支援するために、必要な情報をさまざまな方法で収集し判断する力を身につけている。
8. 人々の健康レベルに応じた看護を実践する基礎力を身につけている。
9. 人々の健康課題の解決に向けて連携・協働する力を身につけている。
10. 社会の動向を踏まえて、看護を開発し創造する意欲を身につけている。
11. 自己の課題について振り返り、向上させようとする態度を身につけている。

◇エビデンス集・資料編

【資料 1-2-9】岩手保健医療大学ホームページ「大学案内」>「建学の精神」>「3つのポリシー」

【資料 1-2-10】令和5年度入学学生募集要項（P.1）「アドミッション・ポリシー」（【資料 F-4①】再掲）

【資料 1-2-11】2023年度学生便覧（P.8）「カリキュラム・ポリシー」「ディプロマ・ポリシー」（【資料 F-5①】再掲）

【資料 1-2-12】 岩手保健医療大学 GUIDE BOOK 2024 (P. 14) 「3つのポリシー」(【資料 F-2①】再掲)

<大学院>

大学院についても、本大学院の使命・目的及び教育目的（人材育成の方針）をアドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーの3つのポリシーに反映し、これに基づいて教育を展開しています。

アドミッション・ポリシー

「看護学を基盤に自ら考え、行動し、社会を切り開く人材を養成する」ことを目的に、大学院教育を受けるにふさわしい能力・適正を備えた人材を受入れるために、以下のポリシーを掲げています。

1. 専門性の高い看護学の修得を志向する人
2. 看護学専攻の教育を受けるための基礎的な知識や技術を有する人
3. 看護学の教育・研究者として、看護学や看護実践の発展に貢献する意欲を有する人
4. 看護学や看護実践に対する高い探求心を持ち、主体的に学修する意欲を有する人

カリキュラム・ポリシー

ディプロマ・ポリシーを踏まえた教育課程編成、教育内容、方法を明確化し、以下のポリシーを掲げています。

1. 広い視野で看護を捉えるため、看護実践力、教育力、研究力に有機的につながるような理論・専門的知識を学ぶことのできる科目を配置する。
2. 看護に対する科学的探究心を培い、専門的知識、態度、論理的思考を統合し看護実践に応用することのできる能力を養える科目を配置する。
3. 臨床現場が抱える倫理的諸問題やこれまでの研究成果や課題、看護実践の質を分析、評価する意義と方法等を学ぶ科目を配置する。
4. 教育・管理・指導的な立場で看護職のリーダーとして活躍するとともに、保健・医療・福祉チームの一員として協働する際に必要な知識やスキルを身に付ける科目を配置する。
5. 社会の多様な状況に応じた看護を提供するため、知識と研究を有機的に結び付けた管理能力を身に付けるための科目を配置する。

ディプロマ・ポリシー

次の能力を有していることを重視し、所定の単位を修めた学生に対して修了を認定します。

1. 広い視野と深い人間理解に基づく臨床実践能力と看護学の教育能力を有している。
2. 健康に対する社会的ニーズを認識し、問題解決のために科学的探究心に根差した研究能力を有している。
3. 社会の多様な状況に応じた看護を提供するために、高い倫理観に基づいた看護実践能力を有している。

4. 保健・医療・福祉チームの一員として、多職種集団と連携できる能力を有している。
5. 保健・医療・福祉の分野の種々の課題に対し、判断力、調整力、改革力を伴う優れた看護の管理能力を有している。

◇エビデンス集・資料編

- 【資料 1-2-13】 2023 年度大学院学生募集要項 (P. 1) 「3 つのポリシー」 (【資料 F-4②】 再掲)
- 【資料 1-2-14】 2023 年度看護学研究科学生便覧 (P. 2) 「3 つのポリシー」 (【資料 F-5②】 再掲)
- 【資料 1-2-15】 岩手保健医療大学大学院看護学研究科修士課程 (P. 2) 「3 つのポリシー」 (【資料 F-2②】 再掲)

[自己評価]

本学の使命・目的及び教育目標（大学院においては人材育成方針）は、本学の学部、大学院において明示する 3 つのポリシーに具体的な表現で反映されているものと判断します。

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

[事実の説明]

本学は、平成 29（2017）年の開学以来、学則等に示す使命・目的及び教育理念、教育目標を達成していくため、各看護学領域において専門性が高く、教育・研究に実績ある教員をバランスよく配置して教育・研究に取り組んでおり、使命・目的の実現に向けた整合性のある教育研究組織として構成されています。

また、本学大学院研究科においても、看護学専攻に設けた「基礎・地域連携看護学領域」「臨床・応用看護学領域」及び「看護管理学領域」の 3 つの教育領域に修士課程の教育を適切に指導できる質の高い教員を配置し、使命・目的の実現に向けた整合性のある構成となっています。

◇エビデンス集・資料編

- 【資料 1-2-16】 岩手保健医療大学学則 (P. 2) 「第 6 条」 (【資料 F-3①】 再掲)
- 【資料 1-2-17】 学校法人二戸学園岩手保健医療大学組織図 (2023 年 4 月)
- 【資料 1-2-18】 岩手保健医療大学教員組織図 (2023 年 4 月)
- 【資料 1-2-19】 事務組織図 (2023 年 4 月)

[自己評価]

本学の教育研究組織は、学部、大学院ともに、その使命・目的及び教育目標を達成するために、各専門分野に専門性の高い教員をバランスよく配置し、整合性のある構成となっているものと判断します。

(3) 1-2 の改善・向上方策 (将来計画)

看護師・保健師に求められる資質は、社会情勢や社会ニーズによって変化し続けるもので

あり、今後とも具体的な教育内容がその変化に対応していけるよう教職員と役員が一体となって現状を分析し、必要な改善を継続して行くことが重要だと考えています。令和 4（2022）年のカリキュラム改正によって、一定の改善が図られたものと考えていますが、今後とも法人に置く「中期計画・評価委員会」や教授会に置かれる各委員会が中心となって社会の情勢や本学の実態を常に分析・検証し、改善していく姿勢の堅持に努めていきたいと考えています。

また、大学院においても学部と同様に、使命・目的の達成と質の向上に努めるとともに、社会の要請に対応した看護学領域の拡充・再編・見直しを行っていきます。また、保健・医療・福祉の現職者のキャリアアップ方策として、現在活用されていない研究生、科目等履修生の制度の周知と実現、リカレント教育に関する各種プログラムの開発とその実現に努めていきたいと考えています。

【基準 1 の自己評価】

本学の学則第 1 条において定める大学の使命・目的やこれを受けて定めた教育理念、教育目標は、中期計画にも具体的に記載されており、アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーの 3 つの方針に反映させ、教育課程とそれを実際に実現していく教育研究組織の構成に具現化させています。

また、これらの使命・目的、教育理念等は、制定過程を通して教職員はもちろん役員にも理解と支持を得ており、学生にも教育のさまざまな機会、段階において周知しています。

さらに、大学の使命・目的及び教育理念等は、ホームページ等のさまざまな媒体を通して学内外に周知しています。

以上のことから、基準 1 は満たしているものと判断します。

基準 2. 学生

2-1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1の自己判定

基準項目 2-1 を満たしています。

(2) 2-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

[事実の説明]

学部及び大学院のアドミッション・ポリシーは、本学の建学の精神や使命・目的、教育理念、教育目標に則り、学部教授会及び大学院教授会における検討を経て策定され、法人に置く「運営協議会」での審議、理事会、評議会の審議・承認を経て決定されています。

この学部及び大学院のアドミッション・ポリシーは、受験生が最も接触していると考えられる本学のホームページや大学案内のほか、オープンキャンパス、大学説明会、大学院相談会などを通して広く受験生や保護者、高校の進路指導教員への周知に努めています。

また、県内及び隣県の学校訪問の際にも高等学校の進路指導教員に本学のアドミッション・ポリシーが掲載された大学案内や本学の教育の特色等をまとめた別冊パンフレットによる周知を図るほか、令和 4（2022）年度からは県内の進路指導教員を招いて「進路指導教員懇談会」を開催し、本学の特色とアドミッション・ポリシーの説明を行っています。

◇エビデンス集・資料編

【資料 2-1-1】岩手保健医療大学ホームページ「大学案内」>「建学の精神」>「アドミッション・ポリシー」

【資料 2-1-2】岩手保健医療大学 GUIDE BOOK 2024（P.14）「アドミッション・ポリシー」（【資料 F-2①】再掲）

【資料 2-1-3】岩手保健医療大学 GUIDE BOOK 2023 別冊

【資料 2-1-4】岩手保健医療大学大学院看護学研究科修士課程（P.2）「アドミッション・ポリシー」（【資料 F-2②】再掲）

【資料 2-1-5】令和 5 年度入学学生募集要項（P.1）「アドミッション・ポリシー」（【資料 F-4①】再掲）

【資料 2-1-6】2023 年度大学院学生募集要項（P.1）（【資料 F-4②】再掲）

【資料 2-1-7】2023 年度看護学研究科学生便覧（P.2）「3つのポリシー」（【資料 F-5②】再掲）

【資料 2-1-8】岩手保健医療大学「進路指導教員懇談会」の開催について（ご案内）

[自己評価]

アドミッション・ポリシーは、本学の建学の精神や使命・目的、教育理念、教育目標に沿って策定されており、ホームページ、大学説明パンフレット、学生募集要項、学生便覧、

大学説明会、学校訪問などを通して広く周知が図られているものと判断します。

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

【事実の説明】

本学は、一般選抜入学試験、学校推薦型選抜入学試験、社会人特別推薦入学試験の3種類の入学者選抜を実施し、学部、大学院ともに、アドミッション・ポリシーに沿った学生を受入れるよう努めています。

<学部>

学部の入学者選抜や入試制度については、「岩手保健医療大学入学者選抜に関する規程」を基に、「入試委員会」で選抜に係る基本方針と実施計画を策定し、これに基づき全学を挙げて取り組んでいます。合格者の決定は「入学者選抜会議（学部教授会構成員）」で素案を策定し、教授会の議を経て最終的には学長が決定するシステムとなっています。

入学者選抜試験方法等の検討に当たっては、過去の実績（入試状況、試験結果等）を分析・検証し、次年度の入学者選抜に反映させています。

入学試験の運営に当たっては、学長を本部長とする実施本部を設置し、教員、職員が連携・協力し、全学を挙げて厳正で公正な運営に努めています。

入学者の選考は、筆記試験、小論文試験、面接、出願書類（調査書、志願理由書等）を適切に組合せて行っており、志願者の能力、意欲、適性等についてアドミッション・ポリシーを基本に置いて、多面的・総合的に評価・判定することに留意しています。

入試問題の作成に当たっては、過去の試験問題の正答率、得点状況などの経年比較、分析を行った上で、「入試委員会」が策定した基本方針を踏まえ、適切な難易度とアドミッション・ポリシーとの関係性を意識したものとなるよう設定するとともに、出題範囲の逸脱や出題ミスがないよう、複数名によるチェック体制を整えています。

これらの入学者選抜に係る取組を着実に進めることでアドミッション・ポリシーに沿った質の高い多様な学生を幅広く受入れることができ、入学後の体系的な学修により、本学の使命・目的に沿った人材の育成の実現が可能になるものと考えています。

◇エビデンス集・資料編

【資料 2-1-9】岩手保健医療大学入学者選抜に関する規程

<大学院>

本学大学院についても、アドミッション・ポリシーに基づいて、一般選抜入学試験と社会人特別選抜入学試験の2種類の入学者選抜を行い、特に医療・保健・福祉領域の現職者に広く門戸を開放し、キャリアアップを目指す学生の積極的な受入れに努めています。

具体的な入試方法は、受験前の事前相談と出願資格審査を経て、英語試験（社会人特別選抜の場合は、本試験を課さない）と選択する看護専門領域に関する学力試験及び面接試験によって行われ、選考は、本学のアドミッション・ポリシーとの関係性の視点から評価しています。

入試の可否は、「入試判定委員会（大学院教授会構成員）」において審議・判定案の作成を行い、大学院教授会の議を経て学長がこれを決定しています。

なお、大学院のアドミッション・ポリシーと入学者受入れとの関係性の検証については、現時点においては、入試実績も浅く、令和5（2023）年3月に初めての修了生を輩出した段階であり、今後修了生に対するアンケート調査等による検証を進めることを考えています。

◇エビデンス集・資料編

【資料2-1-10】岩手保健医療大学大学院入学者選抜に関する規程

【自己評価】

学部、大学院ともに、アドミッション・ポリシーに基づいた入試方法、試験内容となるよう努めており、合否に当たっても、過去の入試結果の検証に基づいて厳正な判定が行われています。また、各入学者選抜試験は、学部、大学院のそれぞれの入試委員会を中心に全学体制で取組み、公正で円滑な実施ができているものと判断します。

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【事実の説明】

<学部>

本学では、適正かつ良好な教育を行うため、入学定員を厳守する考えに立って入学者の受入れを行っています。このため、過去の入試結果（志願者/合格者数/手続き者数/辞退者数/入学者数）を基に、歩留率などを予測し合格者数を算出しています。結果として、入学定員に対する入学者数の割合は、過去5か年は70%～110%以内で推移しており、年度によってバラツキが見られるものの、歴史の浅い本学としては一定の学生受入れ数を確保しているものと判断しています。学生の確保は、最も重要な課題の一つであり、広報活動の強化（ホームページ、オープンキャンパス、大学説明会等の充実）や高校教員を招いて開催する「進路指導教員懇談会」を通じた進学状況の把握など、今後とも適正な学生確保に努めていきたいと考えています。

なお、平成5（2023）年度入学者からは、本学独自の入学時特待生制度を設け、経済的な事情を抱える学生の進学機会を確保できる環境を整えるとともに、当該制度による優秀な学生の確保にも努めています。

◇エビデンス集・資料編

【資料2-1-11】岩手保健医療大学・大学院の入学割合

【資料2-1-12】岩手保健医療大学特待生規程

【資料2-1-13】岩手保健医療大学特待生取扱要項

【資料2-1-14】特待生制度のご案内

<大学院>

看護系大学院は、近年、設置大学数も増え志願者・入学者ともに減少傾向にありますが、本学大学院では入学定員3人のところ、入学者数は令和3年度が5人、令和4年度が4人、令和5年度が4人と順調に推移しています。入学者はいずれも社会人で、今後とも保健・

医療・福祉の現職者を広く受入れられるよう、教育環境（長期履修生制度、遠隔授業の実施等）を整えるとともに、本学卒業生の大学院進学にも力を入れています。

以上のような状況から、岩手県内の医療機関でも、高度な看護教育の必要性の理解が進んできているものと考えています。

なお、過去3か年は、ともに定員をオーバーしていますが、指導教員体制を整えるとともに、学内の学修環境（院生研究室の整備、院生専用パソコンの整備等）を整えて対処しています。

◇エビデンス集・資料編

【資料 2-1-15】岩手保健医療大学・大学院の入学割合（【資料 2-1-11】再掲）

【自己評価】

学部における学生受入れは、令和4年度大幅な定員割れの状態でありましたが、積極的な広報活動を行った結果、令和5年度入学者は適切な入学者数を確保できています。

また、大学院では、現職を中心に適切な入学受入れ数が確保されており、学部、大学院ともに入学定員に沿った適切な学生受入れができているものと判断します。

(3) 2-1の改善・向上方策（将来計画）

本学のアドミッション・ポリシーの周知、特長的な教育内容や充実した教育環境など、本学の特色を打出し、これらを進学希望者やその保護者、進路指導を担当する高校教員に十分知ってもらうことが重要であり、今後とも、大学案内やリーフレット、学生募集要項などのツールの拡充や、オープンキャンパス、「進路指導教員懇談会」等の各種イベントの開催、高校訪問、出前講義を通じた本学の教育や看護職者に対する理解を深める活動を推進し、これらの取組をホームページやSNSを活用して積極的に発信することで、志願者を確保し、入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持に努めていきます。

本学大学院においては、開設以来、県内の保健・医療・福祉関連の社会人にキャリアアップの機会を広げていくことを重要な使命の一つとしてきました。今後とも、社会人に信頼される受皿として一層の努力が重要であり、修了生が職場に戻ってからも、継続して本学大学院が相談支援の窓口として機能していく仕組みを作り、これらの仕組みを基盤として本学大学院と職場との強固な連携を構築していきたいと考えています。

また、本学学部の卒業生が現場での課題に直面し、知見をさらに深める必要を感じた場合の受皿として、本学大学院が貢献していきたいと考えており、令和2（2020）年度に発足した同窓会を通じた大学院への入学を促す活動も進めていきたいと考えています。

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 2-2の自己判定

基準項目2-2を満たしています。

(2) 2-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

[事実の説明]

学生の学修支援については、入学前教育から始まり、下記のような授業における疑問点の解決や技術演習の予習・復習を自主的に行えるような、さまざまなフォローアップ学修支援を教員と職員が協働して行っています。

ア. 入学前教育の実施

本学学部においては、入学後円滑に大学教育に移行できるよう、推薦入試による入学予定者を対象として、入学手続き完了後、入学前までの期間に入学前教育を実施しています。

学修内容は、専門教育への理解を深めるために、過去の推薦入試により入学した学生の実態を検証（入試結果と入学後の学修状況等）し、学修内容は、「教学委員会」が企画・検討し、当委員会が中心となって実施しています。

主な入学前教育の学修内容は、テキストを使った理科・数学・国語・社会の高校教育の復習やコミュニケーション能力や表現力を高めるため、外部講師による小論文の読解・論文作成と添削指導を行っており、実際の運営は教学委員会委員と学務課事務職員が連携して行っています。

イ. 初年次教育の充実

初年次において、看護の専門教育への橋渡しとなるような基礎的知識・技能・態度を学ぶとともに、職業アイデンティティを確立するための基盤づくりを支援することを目的に、正課内教育と正課外教育を組合せた教育を展開しています。

正課内教育としては、基礎科目の中から「基礎ゼミナール」「ケア・スピリット論Ⅰ」「情報リテラシー」「看護の基礎化学、生物、物理、数理」を、専門科目からは「早期体験実習」の履修を強く推奨し、看護を学ぶ基盤づくりに努めています。

また、正課外教育は、時間割の中に学修時間を確保し、学生個々に合わせて自主的に学修を進めていく e ラーニング教材や授業資料の活用、非常勤講師による看護の基礎科目（理数系）の解説を行っています。また、一定の学修修了後は、関連した小テストを行い、結果を受けて次のステップに進むシステムとしています。

ウ. 臨地実習時の学修支援

各臨地実習開始前には、「実習要項（共通要項、各学年別の実習要項）」を用いて、実習の目的と意義、学修内容、事前・事後の学習課題、履修に当たっての留意事項等、学修が真に学生自身の身につくよう、丁寧に説明しています。

また、実習に当たっては、実施前に実習指導者と実習打合わせ会議を開き本学の実習目的と視点を説明し、実習後には個々の学生の学びの実体を共有するための評価会議を開いています。さらに年度末には、実習担当教員と実習先の実習指導者による「実習指導者会議」を開催し、実習時における課題や次年度に向けての意見交換を行っており、各段階の実習が学内での学修と連動しながら、より学生の成長につながるよう支援しています。

なお、実習施設との調整には、事務職員も大きく関与（予算措置等）し、円滑な実施に向けて教職員の協働が行われています。

◇エビデンス集・資料編

【資料 2-2-1】岩手保健医療大学 GUIDE BOOK 2024 (P.30)「フォローアップ学修支援」
（【資料 F-2①】再掲）

【資料 2-2-2】入学前教育の実施状況

【資料 2-2-3】初年次教育のイメージ

【資料 2-2-4】2023 年度看護学実習要項（共通、1～4年生用、公衆衛生看護学実習）

【自己評価】

学生に対する学修支援等について審議する「学生委員会」や「教学委員会」などの各種の委員会は、すべて教員と事務職員とで構成されており、それぞれの視点からより良い学生の支援について検討し、可能なものから教職員が協働して実施に至っています。以上のことから教職員協働による適切な学修支援体制が構築されているものと判断します。

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【事実の説明】

本学は、大学院生による TA(Teaching Assistant)制度を令和 5（2023）年度から実施することとしており、今後現実に沿った対応をしていくこととしていますが、この制度と並行して下記のような学修支援を行っています。

ア. 初年次教育における非常勤講師による学修支援

先に紹介した正課外教育の実施に際しては、eラーニング学修の一環として実施する小テストの結果を受け、得点率の低かった問題に重点を置いて非常勤講師による解説を行っています。非常勤講師は、経験豊かな元高校教師に依頼し、学生の習熟度に合わせた指導が行われており、正課の学修にも効果が表れています。

イ. 臨地実習における非常勤実習指導者による学修支援

本学の実習施設は、県内に広く分布しており、負担の大きい実習担当教員の補助を行うため、現場経験の豊かな看護職者を非常勤実習指導者として採用し、配置しています。

ウ. オフィスアワー制度による適時の学修支援

各授業科目のシラバスにオフィスアワーを明記し、学生が直接科目担当教員に質問・相談する体制を整えています。非常勤講師については、学務課職員が学生の質問・相談を非常勤講師に伝えるなど、学生の学修に支障をきたさないよう配慮しています。

なお、シラバスへの記載に当たっては、「シラバス作成要領」を全教員に示し統一した記載となるよう工夫を図っています。

エ. カウンセラーの配置による学修支援

心身の不良が原因で学修が停滞している学生に対し、後述（基準 2-4 学生サービス）する非常勤のカウンセラーの配置が有効に機能しています。学生の学修や学生生活、進路等に関する相談・支援等は本学の教員であるアドバイザーが受持っていますが、心身の健

康問題に起因する事案については専門的な所見が必要であり、カウンセラーの意見（プライバシーを考慮しつつ）を参考にして対応し、アドバイザー教員等による学生支援がより効果的なものとなっています。

オ. 休学者・退学者・留年生への支援

休学や退学を考えている学生には、学長（現在、学部長を兼務）と学生委員会委員長が各届提出前に必ず保証人を含めた個別の面談を行い、状況の確認と今後の考えを聴取し、将来の具体的対策について助言しながら対応を行っています。特に休学者については、復学を前提にできる限りの学修の継続をアドバイスするとともに、復学後の学修についての説明を行っています。また、留年者については、アドバイザー教員と科目担当教員等と連携しながら、個別面談により現況と今後のことについて助言しながら丁寧な対応を行っています。

◇エビデンス集・資料編

【資料 2-2-5】岩手保健医療大学ティーチング・アシスタントに関する規程

【資料 2-2-6】シラバス作成要領

【資料 2-2-7】学部、学科別退学者数及び留年者数の推移（過去 3 年間）

[自己評価]

オフィスアワー制度のほか、後記「2-4. 学生サービス」で詳述するアドバイザー教員制度による学修支援を行う仕組みを設けるほか、初年次教育やカウンセラーの配置による支援等、学生の学修支援は適切に行われているものと判断します。

(3) 2-2 の改善・向上方策（将来計画）

上記〔事実の説明〕で紹介した取組は、今後とも継続して実施していくとともに、令和 5（2023）年度から取入れる TA 制度の効果的な運用を考えています。特に現在、課題と考えていることは、学生に主体的な学修習慣をいかにつけていくか、基礎学力の低い学生への具体的な対応をどのようにするかです。優秀な学生を獲得するため、入学試験方法の再検討も必要と考えていますが、本学は、アドミッション・ポリシーに合致する入学生を受入れ、いかに成長させていくかに重点を置き、教職員間の情報を共有し、個々の学生にあった学修支援を充実させていきたいと考えています。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

(1) 2-3 の自己判定

基準項目 2-3 を満たしています。

(2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

[事実の説明]

本学学部では、学生の社会的・職業的な自立の支援については、教育課程内はもちろん、学生の進路支援・就職支援を所掌する「学生委員会」「学生キャリア支援室」を中心に、下記のような教育課程外のさまざまな支援を行っています。

なお、大学院では、院生のほとんどが現職であるため、就業と修学のバランスが良好に維持できるように、修士論文の指導教員（研究指導教員）が相談の窓口になっています。

ア. 教育課程内のキャリア支援

本学の教育課程に配置している授業科目は、ただ単に専門的知識を身に付けるだけでなく、ディプロマ・ポリシーの実現に向けた（社会との係わり等）学修内容となっており、学生に示すシラバスもこの点に十分に留意したものとなっています。

特に臨地実習は、本学では、社会との接点として他学部で推奨されているインターンシップと捉えており、専門的知識を得るだけでなく、地域医療の現実を知り、コミュニケーションの大切さを実体験する機会ともなっています。

イ. 教育課程外におけるキャリア支援

(ア) 入学時のオリエンテーション

入学時のオリエンテーションにおいては、ディプロマ・ポリシーを実現していくための本学の教育の仕組と最終的な目標でもある国家試験受験資格を有するまでの4か年のタイムスケジュールを示し、それぞれの授業科目を学ぶ上で社会との係わりの大切さを強調しています。

(イ) 「学生キャリア支援室」の設置

教育課程外の具体的な学生の社会的・職業的自立のための支援は、令和2（2020）年度に設置した「学生キャリア支援室」を中心に活動を進めています。

①進路調査の実施と就職情報等の収集・整理

全学年を対象に、毎年度初めに看護師、保健師等の職種別や希望する就職先に関する進路調査を実施し、就職支援室に医療機関や行政機関等の求人情報を整理し、管理しています。

また、進路調査から得られた情報は、アドバイザー教員、学年担当教員が共有し、進路指導に活用しています。

②進路・就職情報の提供と相談

進路・就職に関する情報は、ファイリングされて就職支援室に置かれており、学生は自由に閲覧できます。

進路・就職に関する相談は、1・2年次にはアドバイザー教員に、3・4年次には学年アドバイザー教員に自由に相談できるようになっています。特に4年次には、卒業研究ゼミナール担当教員との面談の機会を利用し、具体的な就職先や国家試験対策について丁寧な相談と指導に当たっています。

(ウ) 就職試験受験前後の対応

①就職試験受験前の支援

就職試験受験に際しては、履歴書、小論文、面接等について、卒業研究ゼミナール担当教員が指導しています。また、必要によって小論文の添削や面接の予行練習（対面式とWeb会議式）もできるように配慮しています。

なお、卒業生の受験情報や施設見学に関する情報は、「就職試験受験報告書」、「インターンシップ・病院見学報告書」にファイリングされており、就職支援室で自由に閲覧できます。また、既卒生の就職・受験情報も整理されており、在学生の受験準備に役立っています。

②就職試験受験後の支援

就職先から内定通知が届いた場合は、事前に指導済みの対処法（メールや手紙による挨拶、場合によっては内定辞退等）に沿って、失礼のないような対応を指導しています。また、当該学生の受験情報は、次年度の受験生が利用できるよう「就職試験受験報告書」としてまとめ、「学生キャリア支援室」に提出するよう促しています。

ウ. 国家試験対策支援

本学では、「国家試験対策支援委員会」を設け、看護師及び保健師の国家資格の取得に向けて下記のような支援をしています。

[4年次生]

- ① 業者による各種国家試験対策講座（看護師国家試験対策講座 4 回/年、保健師国家試験対策講座 2 回/年）、学内教員による補強講座や成績不振者への補講を開講しています。講座終了後のアンケート結果では、いずれの講座も高い満足度となっています。
- ② 各種模擬試験（看護師国家試験模擬試験 8 回/年、保健師国家試験模擬試験 5 回/年、その他として学生の希望に応じて学内模試を追加）を実施しており、受験直後の自己採点結果を早期にフィードバックし、国家試験の対策アドバイスとともに、保証人に対しても最終結果を通知しています。
- ③ 各種模擬試験の成績不振者に対しては、面談を実施し、学生一人ひとりの現状を把握した上で、学修意欲や成績向上を目指した支援を行っています。
- ④ 12 月には、国家試験対策集中 Week を設定し、国家試験対策を集中かつ強化する期間を設けています。
- ⑤ 各種国家試験関連行事として、願書作成、受験票配付、自己採点会、卒業生による講演会等を行っています。

[低学年]

早い段階からの国家試験に対する意識付けをすることを目的に、1 年次から看護師国家試験模擬試験や特別講座、ガイダンス等を実施しています。

また、各学年から国家試験対策学生委員を選出し、学生委員が各学生の国家試験対策が効果的に取進められるよう支援しています。

なお、ここ 3 年の看護師国家試験合格率は、令和 2（2020）年度 93.4%、令和 3（2021）年度 100%、令和 4（2022）年度 86.6%、保健師国家試験合格率は、令和 2（2020）年度 100%、令和 3（2021）年度 95%、令和 4（2022）年度は 100%となっています。

エ. 就職（卒業）後の支援

本学では、卒業生に対し、卒業後も各種の相談（転職、大学院進学等の進路相談、看護研究支援等）ができる窓口の設置やホームページに卒業生コーナー（同窓会の紹介等）を設けており、これらをメールやWeb会議などを通して周知しています。

◇エビデンス集・資料編

【資料 2-3-1】 学生委員会規程

【資料 2-3-2】 岩手保健医療大学学生キャリア支援室規程

【資料 2-3-3】 岩手保健医療大学職業紹介業務運営規程

【資料 2-3-4】 アドバイザー制度の概要

【資料 2-3-5】 インターンシップ・病院見学報告書

【資料 2-3-6】 就職試験受験報告書

【資料 2-3-7】 就職相談室等の状況

【資料 2-3-8】 就職の状況（過去3年間）

【資料 2-3-9】 岩手保健医療大学ホームページ「キャンパスライフ」>「卒業生の方へ」

[自己評価]

学生の就職及び進路指導については、「学生委員会」「学生キャリア支援室」を中心に全教職員が協力・連携し、時宜に応じた支援を行っています。また、学生の相談、指導に当たっては、学生の個別性に配慮し、適切に行われているものと判断します。

(3) 2-3の改善・向上方策（将来計画）

これまでのところ、希望する学生全員の就職が実現されており、キャリア支援が学生の個別性に対応していると評価しています。また、卒業生の半数以上が岩手県内に就職しており、設置目的でもある医療職として地域に貢献する人材を輩出できているものと評価しています。

今後は、過去7年間の学生キャリア支援の経験と実績を基に、キャリア教育と支援に関する冊子としてまとめ、学生と教職員全員に提供することを考えています。また、卒業生が気軽に母校を訪れ、在校生と交流できる機会、さらには、同窓会と協力して卒業生が集い、交流するイベント企画を考えています。また、卒業生のキャリアアップに頼りになる母校であるために、リカレント教育プログラムの開発にも取り組みたいと考えています。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

(1) 2-4の自己判定

基準項目 2-4 を満たしています。

(2) 2-4の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-4-① 学生生活の安定のための支援

[事実の説明]

学生生活の支援に関する事案等を審議する「学生委員会」とこれを支援する学務課が中心となり、「教学委員会」とも連携を図りながら以下のような支援を行っています。

ア. 学生委員会、アドバイザー制度等による支援

本学では、学生生活の支援に関する事案等を審議する機関として「学生委員会」を設置し、さまざまな学生生活支援対策等を検討し、実施しています。

①各種の学内行事の開催とこれを活用した学生支援

- ・ 新入生オリエンテーション終了後には、新入生歓迎会を開催し、新入生の大学生活への意欲と学修意識を高め、新入生が大学生活に早期に適応できるよう看護職としての動機づけとなる講演会、卒業生からの応援メッセージ等の企画を盛り込んでいます。
- ・ 長期休暇前には、学生としての節度ある過ごし方や生活上のトラブル回避の注意喚起を行っています。
- ・ 各期に教員と学務課が合同して学生情報交換会を開催し、学生の健康面や生活面の課題や学修状況に関する情報を共有し、組織的な支援の在り方を検討し、対応してきています。
- ・ 定期的に保証人懇談会を開催し、大学の近況や学生の修学状況を説明しています。また、保証人からは家庭における学生の学修、生活状況を聴取し、必要な指導、支援について懇談し、学生の学生生活がより有意義なものとなるような支援方策を検討する際の参考にしています。

②アドバイザー制度による学生支援

学生生活全般（学修支援を含む。）への相談体制としてアドバイザー制度を導入しており、1年次及び2年次については学生6人～8人程度に1人のアドバイザー教員を、3年次及び4年次は学年に2人のアドバイザー教員を配置しています。

アドバイザー教員による相談・指導は、各学期開始時に学生との面談を行い、生活や学修状況の継続的な把握に努めるとともに、時宜に応じた相談に応じるため、面談日の告知と予約を受付けています。

学生との面談記録の閲覧は、学長、事務局長、学務課長、学生委員会委員長に限定され、データは厳重に管理されています。また、アドバイザー教員は、必要に応じて学長、学生委員会委員長や関係部署へ報告等を行ない、大学全体で問題点を把握し、学生を支援していく体制を整えています。

③事務局による学生支援

事務局学務課においては、学生支援担当を配置し、日常的な学生生活に関する業務を担当しています。主な業務は、①学生の在学証明、成績証明、卒業証明等に関すること、②奨学金に関すること、③課外活動に関すること、④就職・進学に関することであり、令和2(2020)年度以降は、新型コロナウイルス感染症対策に係る対応の中心としても活動しています。

イ. ルーム1（保健室）を中心とした学生の心身の健康管理

学生の体調不良時の対応として、応急処置及び静養に使用できる「ルーム1（保健室）」を設置しており、年間30人程度が利用しています。「ルーム1」には、経験豊富な学外カウンセラーを配置し、隔週水曜日に学生の心身の悩み相談等を行っています。利用者数は、

年間 2～3 名程度で、複数回の相談にも応じています。また、カウンセラーは、必要に応じ、病状等に応じた医療機関への紹介や学生のプライバシーに配慮しつつ学務課担当者にその状況を伝え、大学が学生の心身の健康問題が深刻化する前に早期の対応をしていくことに役立てています。

ウ. ハラスメント防止への取組

ハラスメントについては、法人に「ハラスメント防止対策委員会」を設置し、防止対策の一つとして、ハラスメントに関する「リーフレット」を作成し、ハラスメント意識の涵養と環境整備の周知に努めています。また、同委員会の下に「ハラスメント相談員」を配置し、随時相談を受ける体制を整えています。

エ. 経済的な支援

①各種奨学金の紹介と申請等の補助

学生への経済支援としては、県内看護職員修学資金、日本学生支援機構、医療機関が行う各種の奨学制度、国の高等教育修学支援新制度等に関する情報を学生募集要項や大学案内で紹介するほか、新入生オリエンテーションや新学期オリエンテーションにおいても詳細な説明をし、申請に際しては手続きの補助を行っています。また、保証人懇談会において、経済支援に関する個別相談を受付けているほか、保証人や学生の求めに応じ、随時個別相談する体制を取っています。

②特待生制度による学生支援

令和 5 (2023) 年度から、優秀な学生の確保及び入学後の学生の学修意欲の向上を図るため、「岩手保健医療大学特待生規程」を制定し、令和 5 (2023) 年度の入試区分一般選抜入学試験 (A 日程) の上位 3 位まで (特待生 A) と上位 4～10 位 (特待生 B) までの優秀合格者には入学年度の 1 年間の施設整備費と実験実習費の全額又は半額を免除する等の支援を行っています。また、在学生に対しては、令和 5 (2023) 年度入学者から、前年度の成績優秀者各学年 2 名について、1 年間に要する施設設備費及び実験実習費の納付を免除する制度を運用することとしています。

オ. 課外活動への支援

課外の活動を通して、コミュニケーション力や社会性、自主性を培うことを期待して学生サークルの活動を支援しています。具体的には、年間 10,000 円の活動支援金を支給しており、サークル毎に顧問教員を配置し、安全かつ適切な課外活動となるような支援を行っています。

また、本学には学生の自主性に基づく「学生自治会」が組織されており、活動を支援するための担当教員を配置し、学生の自主的活動を妨げない範囲での運営監査を行っています。「学生自治会」による主な活動としては、「鶴鶴祭 (大学祭)」の運営や盛岡市が毎年 8 月に開催している「さんさ踊り」への参加企画等の運営があります。

◇エビデンス集・資料編

【資料 2-4-1】学生委員会規程 (【資料 2-3-1】再掲)

- 【資料 2-4-2】アドバイザー制度の概要（【資料 2-3-4】再掲）
- 【資料 2-4-3】岩手保健医療大学事務局事務分掌
- 【資料 2-4-4】学生相談のお知らせ
- 【資料 2-4-5】学校法人二戸学園ハラスメント防止規程
- 【資料 2-4-6】ハラスメント防止・対応ハンドブック
- 【資料 2-4-7】岩手保健医療大学 GUIDE BOOK 2024 (P. 29～30)「学生サポート」(【資料 F-2①】再掲)
- 【資料 2-4-8】2023 年度学生便覧 (P. 31～50)「学生生活」(【資料 F-5①】)再掲)
- 【資料 2-4-9】令和 5 年度入学学生募集要項 (P. 11～12)「修学支援制度」(【資料 F-4①】再掲)
- 【資料 2-4-10】岩手保健医療大学ホームページ>「入学案内」>「奨学金・特待生制度」
- 【資料 2-4-11】奨学金情報提供状況
- 【資料 2-4-12】令和 4 (2022) 年度奨学金利用学生数の状況
- 【資料 2-4-13】2022 年度保証人懇談会実施報告
- 【資料 2-4-14】岩手保健医療大学特待生規程 (【資料 2-1-12】再掲)
- 【資料 2-4-15】岩手保健医療大学特待生取扱要項 (【資料 2-1-13】再掲)
- 【資料 2-4-16】特待生制度のご案内 (【資料 2-1-14】再掲)
- 【資料 2-4-17】岩手保健医療大学学生自治会則
- 【資料 2-4-18】学生団体 (サークル) 一覧 (2022 年度)
- 【資料 2-4-19】学生の課外活動などへの支援状況の例

【自己評価】

安定した学生生活を送るため、上記[事実の説明]に示すようにアドバイザー制度による相談体制の整備、学務課と担当教員とが協働した課外活動の支援等、学生生活全般にわたって丁寧な支援を行っています。

また、学生の心身の健康管理については、カウンセラー配置による病状等の早期発見と早期対応が行われており、経済的支援についても国や地方公共団体等の奨学金制度等の活用支援や、本学独自の特待生制度の導入など、適切な対応が行われているものと判断します。

(3) 2-4 の改善・向上方策 (将来計画)

本学の歴史の浅さや教職員規模からは、相当程度の対応はなされているものと考えていますが、今後は、「学生委員会」と学務課が協力して、これまでの学生相談の内容や「学生生活アンケート」の内容を整理・検証し、さらにレベルの高い支援・対応ができるよう検討していきたいと考えています。また、これらのことを充実させていくことで本学の良さを受験生等に知ってもらうことにも努力していきたいと考えています。

2-5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-5 の自己判定

基準項目 2-5 を満たしています。

(2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

[事実の説明]

本学は、平成 29 (2017) 年に看護学部看護学科の 1 学部体制で開学し、令和 3 (2021) 年 4 月には看護学研究科看護学専攻を開設しました。それぞれの開設に当たっては、大学設置基準に定める必要な校地・校舎面積を確保し、必要な機器・備品、図書等の整備を行っています。

校地面積は 4,331 m² (校舎・体育館等 2,999 m²、運動場 1,332 m²)、校舎延面積は 5,750 m² を有し、大学設置基準に定める校地面積、校舎面積を上回るものとなっています。

図書館は、事務室及び閉架書庫を含めて 327 m² の面積を有し、閲覧席は 40 席、視聴覚ブースや検索コーナー 5 席と合わせて計 45 席と適正数は確保されており、令和 4 (2022) 年度の年間利用者は、延べ 14,953 人と有効に活用されています。

体育施設は、体育館 1 棟とグラウンド 1 面を有し、各種授業やサークル活動に使用しています。

情報サービスや IT 関連施設は、主に授業で使用する情報処理室 (収容定員 46 人) を有し、校舎に無線 LAN を設置して、学生が情報サービスにいつでもアクセスできるようになっています。本学は、開学当初から、iPad を利用した授業を実施しており、学生は復習や自習に積極的に活用しています。また、無線 LAN や iPad の使用に当たっては、最新のウイルス対策ソフトの導入やプライバシーポリシーに関する説明をし、適切な利用環境の維持に努めています。

校舎には、教育に利用する施設として、講義室 4 室 (1 室の収容定員は 80 人～90 人)、大学院生用講義室 2 室 (1 室の収容定員は 5 人～10 人)、演習室を 8 室 (1 室の収容定員は 5 人～20 人)、情報処理室 1 室 (収容定員 46 人)、地域交流室 1 室 (収容定員 30 人) を整備し、各室には必要な校具、備品を備え、冷暖房・空調設備も適切に整えています。また、看護実習室 3 室とシミュレーション室 1 室を整備し、それぞれの教育を行うための機器・備品を整備しています。

上記のほか、学生の健康管理のための「ルーム 1 (保健室)」、就職・進学等のキャリア支援のための「就職支援室」を整備するとともに、学生の自主学習スペースとして、2 階に学習室 1 室 (23 席)、ラウンジ (18 席) 及び多目的コーナー (3 席)、3 階及び 4 階にラーニング・コモンズ (計 104 席) を設けています。

上記の自主学習スペースは、平日は 7 時 30 分～20 時まで、大学院授業がある土曜日及び休業期間中は 8 時 30 分～17 時まで開放しており、図書館とともに学生の自主学修スペースとして活用されています。

なお、校地、校舎の管理、教育設備・備品等の管理は、総務課、学務課が定期的に確認し、学生や教員からの改善要望等も聴きつつ、適切に運営されています。

【自己評価】

校地、校舎については、大学設置基準を上回って整備されており、講義室や自習室、学生生活に必要な保健室、学生の自主学修スペースも適切に整備されています。また、教育に必要な機器、備品等も、保健師助産師看護師学校養成所指定規則の基準等に即して必要な整備を行っており、適切な学修環境の整備と管理・運営が行われているものと判断します。

◇エビデンス集・資料編

- 【資料 2-5-1】 学校施設等の概要
- 【資料 2-5-2】 校舎、運動場等校地の状況
- 【資料 2-5-3】 図書館内のレイアウト
- 【資料 2-5-4】 図書館入館者数の推移
- 【資料 2-5-5】 体育館及びグラウンド等の使用状況
- 【資料 2-5-6】 校舎の平面図
- 【資料 2-5-7】 プライバシーポリシー

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

【事実の説明】

本学図書館の蔵書は、令和 5（2023）年 1 月 1 日現在、和書 8,509 冊、洋書 614 冊、和雑誌（紙媒体）26 冊、洋雑誌（電子ジャーナル）4 点を開架しています。また、学内 LAN の端末から「医中誌 Web」「最新看護索引 Web」「メディカルオンライン」「CINAHL」や電子ジャーナル等の文献にアクセスできる環境を整えています。さらに、VPN（Virtual Private Network）によって学外から学内のサーバーにアクセスし、各種のサービスを利用することができます。

図書館内の広さ、閲覧席数ともに適切な規模を有しており、学生の利用のためのデスクトップ型 PC2 台、館内貸出用のノート型 PC3 台を備え、館内で利用することもできます。開館時間は、平日は 9:00～20:00、休業期間中の平日は 9:00～17:00 としており、大学院が開講しない土曜日と日曜日・祝日、開学記念日、図書等整理日（毎月第 4 火曜日）は休館としています。

また、図書館は、地域貢献の一つとして平成 30 年 7 月から学外の一般市民にも開放しており、一般利用者向けに図書館利用の案内（パンフレット）を作成・配布し、館内サービスの利用を周知しています。利用時間は平日の 9:00～17:00 までとなっており、利用者カードを作成した方は図書の館外貸出も可能となっています。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、一時期学外者の図書館利用を停止した期間もありますが、令和 4（2022）年度末までの学外利用者は延べ 373 人となっています。

なお、図書館は、岩手保健医療大学図書館規程、岩手保健医療大学図書館管理規程、岩手保健医療大学図書館利用規程を基に「図書・情報管理委員会」が図書整備や利用に関する取決め等を定め、専任の図書館司書を配置して運営しています。また、令和 3（2021）年度からは、学生ライブラリースタッフ制度を導入し、図書貸出し業務等の補助を行っています。

本学の情報処理室には、デスクトップ型 PC47 台（教員用 1 台を含む。）が配備されており、図書館と同様の時間帯で自由に利用でき、学生の利便性に配慮しています。

ICT の活用については、Google for Education (Google drive、Google form、Google Classroom) を利用し、講義資料の一斉送信や講義への出席チェックに活用しています。また、学生・教員の全員が所有している iPad を活用し、講義等において効果的に活用しているほか、Zoom ミーティング社と 10 アカウントを契約し、遠隔講義（一部演習も適用）や会議に利用しています。これらの ICT が安定的に活用できるよう、情報管理担当者（教員）を置き、月 1 回の情報ネットワークシステムの定期点検を行っています。さらに、教職員に対して学内の ICT 環境及び操作方法を説明した「情報環境利用案内」を配布し、周知を図っています。

◇エビデンス集・資料編

- 【資料 2-5-8】 図書館資料蔵書データ（令和 5（2023）年 1 月 1 日現在）
- 【資料 2-5-9】 岩手保健医療大学図書館利用案内（一般利用者用）
- 【資料 2-5-10】 岩手保健医療大学図書館規程
- 【資料 2-5-11】 岩手保健医療大学図書管理規程
- 【資料 2-5-12】 岩手保健医療大学図書館利用規程
- 【資料 2-5-13】 2023 年度学生便覧（P. 61～63）「図書館の利用について」（【資料 F-5①】再掲）
- 【資料 2-5-14】 岩手保健医療大学図書館学外者利用要綱
- 【資料 2-5-15】 図書・情報管理委員会規程
- 【資料 2-5-16】 情報環境利用案内 2023 (Ver. 0401)

【自己評価】

本学の学部及び大学院の教育目的を達成するため、実習室や図書館の整備充実に努めるとともに、ICT 環境も逐次充実させてきており、有効に活用されているものと判断します。

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

【事実の説明】

バリアフリーについては、校舎の入口すべてが車いす対応となっており、校舎内のすべての階段に手すりを設置するなどの配慮をしています。また、車いす対応の多目的トイレを 1 階に設置しているほか、障害者用駐車スペースも整備しており、障害を持った学生にも利用しやすい環境を整えています。

施設整備の安全性については、法令に則り、エレベーター、電気保安関係等の点検を定期的に実施し、設備の維持と安全性の確保に努めています。また、本学校舎の耐震性については、校舎建設が平成 29（2017）年以降であり、建築基準法の耐震基準を十分満たすものとなっています。

◇エビデンス集・資料編

- 【資料 2-5-17】 障害者対応の設備概要

【資料 2-5-18】 岩手保健医療大学ホームページ「情報公開」>「教育研究活動等の状況」
>「校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関する
こと」>「施設の耐震化状況」

【自己評価】

本学は、耐震性を含む施設の安全性やバリアフリー化等について十分配慮しており、適切な対応がなされているものと判断します。

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【事実の説明】

授業実施に当たっては、教育効果を高めるために、講義、演習、実習などの講義形態に応じて、複数の教員が分担して少人数グループを指導する形態を多く採用しています。また、各授業は、学年毎に実施するものがほとんどであり、適正な授業規模が確保されています。

講義室は、4 学年の授業が同時に開講できるよう 4 室を有しており、各講義室（収容定員 80～90 人）には、固定式プロジェクターとスクリーン等が整備され、授業環境として適切なものとなっています。また、5 人～20 人収容可能な演習室 8 室を有し、「基礎ゼミナール」等の演習科目では少人数を対象とした授業を行っており、語学科目や「情報リテラシー」などの情報系の科目は、クラスサイズを 40～45 人前後としています。実技関連の演習科目は、演習内容の特性に合わせた少人数指導を行っており、各実習室はこれに十分対応できる広さと設備を備えています。

【自己評価】

各授業科目は、それぞれの特性に応じた適正なクラス分けや、ゼミや演習等の少人数教育を適切に組合せ、教育効果が最大限に高まるよう配慮しており、適切な管理・運営が行われているものと判断します。

(3) 2-5 の改善・向上方策（将来計画）

看護師及び保健師を養成するための施設・設備は、十分に確保されていると考えていますが、今後とも教育の進展に合わせた新しい機器等の整備に努めるとともに、例年実施している学生アンケート等から得られる学生の意見も参考にして、学修環境の一層の整備に努めていきます。

2-6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

(1) 2-6 の自己判定

基準項目 2-6 を満たしています。

(2) 2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

[事実の説明]

学修支援に関する学生の意見・要望は、以下のような取組を通して把握し、その改善に努めています。

ア. 「学生生活アンケート」を通じた学生の意見・要望の把握

学生の意見・要望を把握し、可能な範囲でそれを実現する仕組として、「学生委員会」において教育、生活全般、施設・設備、学修支援、要望等に関する「学生生活アンケート」を実施しています。

「学生生活アンケート」の調査結果は、「学生委員会」で取りまとめ、必要な対策を検討し、関係部署と協力して改善を図っています。また、その結果を掲示板に掲示するとともに、ホームページにも掲載しており、アンケートが大学の学修環境の改善、教育の充実や学生生活の新たな支援策の策定等にも繋がっています。

また、4年生の国家試験終了後にはアンケート調査を実施し、ここから得られた情報を次年度の国家試験対策に生かしています。

イ. アドバイザー制度等を通じた学生の意見・要望の把握

前述の「2-4-① 学生生活の安定のための支援」で記したとおり、本学ではアドバイザー制度が学生の学修上、生活上の悩みを聴く中核的な仕組となっています。また、心身の健康問題等の相談は、「ルーム 1（保健室）」に配置するカウンセラーを通して把握に努めており、これらから得られた情報は、本学の教育、学生支援等を改善していく際の有益な検討材料の一つになっています。

◇エビデンス集・資料編

【資料 2-6-1】学生委員会規程（【資料 2-3-1】再掲）

【資料 2-6-2】2022 年度学生生活アンケート結果

【資料 2-6-3】アドバイザー制度の概要（【資料 2-3-4】再掲）

[自己評価]

学生の学修支援や学修環境に関する意見・要望は、「学生生活アンケート」とともに、アドバイザー制度やカウンセラーからの情報を活用しながら把握し、学修支援、学生生活や施設整備の改善に適切に反映させているものと判断します。

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

[事実の説明]

学生が安心して学生生活を送ることができるよう、1、2年生については6人～8人程度の学生に教員1人を、3、4年生については各学年に2人の教員を配置するアドバイザー制度や卒業研究ゼミナール担任制等による指導体制をとっており、学修に関する相談等に対応するだけでなく、カウンセラーとの情報共有による健康相談、学務課と連携した経

済的支援等に対応していく仕組みを構築しています。これらを通してさまざまな学生の意見を把握し、課題に応じて関係の委員会や部署で対応等の検討を進め、学生生活の改善に役立てています。

◇エビデンス集・資料編

【資料 2-6-4】学生委員会規程（【資料 2-3-1】再掲）

【資料 2-6-5】アドバイザー制度の概要（【資料 2-3-4】再掲）

【資料 2-6-6】学生相談のお知らせ（【資料 2-4-4】再掲）

[自己評価]

アドバイザー制度による学生の学生生活における要望・意見やカウンセラーの健康相談内容の共有、学務課が把握している情報等は、「学生委員会」で整理し、関係部署が連携してより良い学生生活が送れるよう努めており、それぞれの期待されている機能が十分果たされているものと判断します。

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と結果の活用

[事実の説明]

「学生委員会」が主導して、隔年で「学生生活アンケート」を実施しています。質問項目は、大学生生活全般、キャンパスライフ、学内の諸施設（講義室、図書館、保健室等）、学修時間、悩み事に関する内容などとなっています。令和 3（2021）年度の調査結果では、学修・休憩スペースや食堂に関する要望が多く、要望の一部への対応として令和 4（2022）年 10 月から宅配弁当（1～2 回/週）を開始し、学生の好評を得ています。

なお、学修・休憩スペースの拡充についての要望は、使用していない演習室や情報処理室の利用を周知し、自主学修の場として有効に利用されています。

また、「保証人懇談会」の場でも、学修環境に関する要望等を聴取しており、必要な改善策を検討しています。

◇エビデンス集・資料編

【資料 2-6-7】学生委員会規程（【資料 2-3-1】再掲）

【資料 2-6-8】2022 年度学生生活アンケート結果（【資料 2-6-2】再掲）

[自己評価]

学修環境に関する学生の意見・要望は、「学生生活アンケート」やアドバイザー制度等を通して把握し、「学生委員会」や「教学委員会」等を中心に可能な限りの対応に努めており、意見・要望の把握とこれに基づく改善に努めているものと判断します。

(3) 2-6 の改善・向上方策（将来計画）

学修・休憩スペースの拡充や食堂の設置等は、本学の現実的な施設状況や予算措置を伴うものであり、直ちには対応が困難ですが、代替方策などを検討しつつ順次対応していくよう努めていきます。

【基準2の自己評価】

学生の受入れに関しては、アドミッション・ポリシーを策定・明示し、大学ホームページや学生募集要項等を通じ広く周知を図るとともに、当該ポリシーに沿って、厳正かつ妥当な方法により入学者選抜等を実施しています。また、より良い教育を実施していくため、入学定員及び収容定員に沿って、適正な学生確保に努めています。

学生に対する学修支援は、「教学委員会」を中心に関係委員会及び関係部署が協働して企画・立案し、教授会に諮り実施に至っています。

オフィスアワー制度、アドバイザー制度等の活用や「学生生活アンケート」等から得られた情報を基に学修支援に努めており、これらの情報は、休学者・留年者等への対応にも生かされています。

キャリア支援としては、正課内ではディプロマ・ポリシーを常に念頭に置いて教育を展開しており、正課外では「学生キャリア支援室」を中心にキャリア情報の提供と支援、国家資格試験講座の実施等の対策を講じています。

安定した学生生活を送るための支援は、アドバイザー制度による相談体制の整備や学務課と担当教員が協働した課外活動の支援等、学生生活全般にわたって丁寧な支援が行われています。

また、健康管理については、カウンセラーの配置により、病状等の早期発見と早期対応が行われており、経済的支援についても国や地方の奨学金制度等の活用支援を行っています。

校地・校舎等の施設、設備等の学修環境については、教育目的達成のための適切な整備と運営が行われており、有効に活用されています。また、施設は耐震性の基準を満たし、バリアフリーの対策も行われており、安全性の確保に留意しています。

学修環境に関する学生の意見・要望は、アドバイザー制度や「学生生活アンケート」等により把握し、可能な限りの対策・改善に努めています。

以上のことから、基準2は満たしているものと判断します。

基準 3. 教育課程

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

(1) 3-1 の自己判定

基準項目 3-1 を満たしています。

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

[事実の説明]

<学部>

本学では、開学時に定めた3つのポリシーを、同趣旨ではありますが、より分かりやすい表現となるよう、令和3（2021）年10月に改定し、令和4（2022）年度入学者の教育から適用しています。

新しいディプロマ・ポリシーは、大学案内、募集要項、学生便覧及び大学ホームページ等に明示し、入学時や学年初めのオリエンテーションでも周知しています。

ディプロマ・ポリシーは、以下のとおりであり、本学の基本理念と教育目標に沿って策定された本ポリシーの達成を最終目標として、次項（3-2 教育課程及び教授方法）で説明するカリキュラム・ポリシーに基づき教育を展開しています。

ディプロマ・ポリシー

1. 社会人としての教養とコミュニケーション力を身につけている。
2. 多様な考え方や文化的多様性をもつ人々の特徴を理解するための幅広い知識を身につけている。
3. あらゆる健康レベルにある人々に関心をもち、人として尊重し、その人の最善を目指しケア・スピリット（自ら進んでケアに向かう姿勢）を身につけている。
4. 社会における看護専門職者としての役割を果たすための自律性を身につけている。
5. その時代の社会情勢や生活と健康の関連など、看護のニーズを包括的に探求する姿勢を身につけている。
6. 看護の実践に活用するための専門的知識・技術を身につけている。
7. 人々の健康的な生活を支援するために、必要な情報をさまざまな方法で収集し判断する力を身につけている。
8. 人々の健康レベルに応じた看護を実践する基礎力を身につけている。
9. 人々の健康課題の解決に向けて連携・協働する力を身につけている。
10. 社会の動向を踏まえて、看護を開発し創造する意欲を身につけている。
11. 自己の課題について振り返り、向上させようとする態度を身につけている。

◇エビデンス集・資料編

【資料 3-1-1】岩手保健医療大学ホームページ「大学案内」>「建学の精神」>「ディプロマ・ポリシー」

【資料 3-1-2】岩手保健医療大学 GUIDE BOOK 2024 (P.14)「3つのポリシー」(【資料 F-2①】再掲)

【資料 3-1-3】2023 年度学生便覧 (P.8)「カリキュラム・ポリシー」「ディプロマ・ポリシー」(【資料 F-5①】再掲)

<大学院>

また、大学院では、以下のようなディプロマ・ポリシーを定め、学部と同様に学生便覧や大学ホームページにおいて明示し、入学時のオリエンテーションで周知を図り、学部と同様に、大学院のカリキュラム・ポリシーに基づいた教育・指導を展開しています。

ディプロマ・ポリシー

1. 広い視野と深い人間理解に基づく臨床実践能力と看護学の教育能力を有している。
2. 健康に対する社会的ニーズを認識し、問題解決のために科学的探究心に根差した研究能力を有している。
3. 社会の多様な状況に応じた看護を提供するために、高い倫理観に基づいた看護実践能力を有している。
4. 保健・医療・福祉チームの一員として、多職種集団と連携できる能力を有している。
5. 保健・医療・福祉の分野の種々の課題に対し、判断力、調整力、改革力を伴う優れた看護の管理能力を有している。

◇エビデンス集・資料編

【資料 3-1-4】岩手保健医療大学ホームページ「学部・大学院」>「大学院」>「ディプロマ・ポリシー」

【資料 3-1-5】岩手保健医療大学大学院看護学研究科修士課程 (P.2)「3つのポリシー」(【資料 F-2②】再掲)

【資料 3-1-6】2023 年度看護学研究科学生便覧 (P.2)「3つのポリシー」(【資料 F-5②】再掲)

[自己評価]

学部及び大学院は、それぞれ本学の教育理念、教育目標、教育方針に沿ってディプロマ・ポリシーを設定し、学生便覧や履修の手引き及びホームページ等に明示するとともにオリエンテーション等で周知しており、適切に対応しているものと判断します。

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

[事実の説明]

<学部>

本学学部の卒業及び学位については、学則第 40 条の「修業年限以上在学し、所定の単

位を修得した者について卒業を認定する。」、第 41 条の「前条で卒業を認められた者に学士の学位を授与する。」との規定を基に制定した「岩手保健医療大学履修規則」を基本規則として、以下のような単位認定基準等を設定し、学生にも学生便覧やオリエンテーションの場において周知しています。

ア. 単位認定基準

単位の授与と学修評価については、学則第 34 条で、「授業科目を履修し、所定の試験に合格した者には、単位を与える」こと、第 35 条に「授業科目の試験の評価は、秀、優、良、可及び不可の 5 段階をもって表し、秀、優、良及び可を合格とする」と定めています。また、「看護学部における成績評価の基本的な考え方について」において、秀・優・良・可の区分について、成績分布の著しい偏在に留意する旨を規定しています。

具体的な単認定基準は、

1. 1～3 年次の講義・演習科目：定期試験を各学期末に行い、出席率は各科目の総時間数の 3 分の 2 以上出席した者に定期試験の受験資格を与える。各試験の成績は 100 点満点とし、60 点以上を合格とする。
 2. 4 年次の講義科目：科目評価試験を科目の終了時に行い、当該科目の全授業日数の 3 分の 2 以上出席した者に科目評価試験の受験資格を与える。
 3. 1～4 年次の実習科目：出席率は 5 分の 4 以上出席した者において、各実習 100 点満点とし、60 点以上を合格とする。
- としています。

イ. 進級基準

進級基準は、

1. 各学年とも修得すべき必修・選択科目のすべてに合格した者を進級とする。
 2. なお、不合格科目に対する再試験のすべてに合格すれば進級とする。
 3. 不合格科目 2 科目以内の場合に限り、学年末に進級試験を実施し、合格した者を進級とする。
- としています。

ウ. 卒業認定基準

卒業認定基準は、学則第 13 条（修業年限）、第 31 条（履修単位）及び第 40 条（卒業）の規程により、4 年以上在学し 124 単位以上の単位を修得した者に卒業を認定すると定めています。

単位の認定に当たっては、ディプロマ・ポリシーに留意した評価が行われており、学生に対しても学生便覧や履修の手引き、シラバスにも「対応 DP（ディプロマ・ポリシー）」の項目を明示しており、これらの積重ねである進級や卒業認定に当たっても、ディプロマ・ポリシーに留意した運用が行われています。

◇エビデンス集・資料編

【資料 3-1-7】岩手保健医療大学学則（P.3～6）「第 13 条・第 31 条・第 34 条・第 35 条・第 40 条・第 41 条」（【資料 F-3①】再掲）

【資料 3-1-8】 岩手保健医療大学履修規則

【資料 3-1-9】 2023 年度学生便覧 (P. 15～21) 「単位認定」 (【資料 F-5①】 再掲)

【資料 3-1-10】 看護学部における成績評価の基本的な考え方について

<大学院>

本学大学院の修了及び学位については、大学院学則第 39 条に「修業年限以上在学し、所定の授業科目を 30 単位以上修得し、かつ必要な研究指導を受けたうえ、修士論文の審査に合格した者に対し、学長が修了を認定する。」旨を規定し、第 40 条に「修了を認められた者には、修士 (看護学) の学位を授与する。」と規定しています。また、単位の授与は大学院学則第 34 条で、学修評価については第 35 条で規定するとともに、単位認定については「岩手保健医療大学大学院履修規程」に、修士論文審査については「岩手保健医療大学修士論文審査規程」に規定し、学生便覧により周知しています。

◇エビデンス集・資料編

【資料 3-1-11】 岩手保健医療大学大学院学則 (P. 4～5) 「第 34 条・第 35 条・第 39 条・第 40 条」 (【資料 F-3②】 再掲)

【資料 3-1-12】 岩手保健医療大学大学院履修規程

【資料 3-1-13】 岩手保健医療大学修士論文審査規程

【資料 3-1-14】 2023 年度看護学研究科学生便覧 (P. 17～20) 「履修要項」 (【資料-5②】 再掲)

[自己評価]

学部の単位認定等に当たっては、単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準を定め、ディプロマ・ポリシーを踏まえた運用を行っています。また、大学院においても関連規程に単位認定に関する規定を設け、学生便覧やシラバス等に明示しており、適切に対応しているものと判断します。

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

[事実の説明]

<学部>

学部における単位認定は、各教員がシラバスに示した「対応 DP (ディプロマ・ポリシー)」や到達目標との関係を念頭に試験等を実施し、前述 (3-1-②) で示した基準に基づいて行っています。各教員の単位認定案は「教学委員会」で確認し、教授会での審議を経て、学長が最終的な認定を行う流れとなっています。

進級及び卒業認定については、進級基準及び卒業認定基準に基づき、「教学委員会」において検討・整理し、教授会での審議を経て、最終的に学長が認定しています。

以上のように、単位認定、進級、卒業認定は、それぞれの基準に基づき、適切な審議を経て行われています。

◇エビデンス集・資料編

【資料 3-1-15】 教学委員会規程（【資料 1-2-2】 再掲）

<大学院>

大学院においては、「岩手保健医療大学大学院履修規程」や「岩手保健医療大学学位規程」「岩手保健医療大学修士論文審査規程」を基に、単位の認定及び論文審査は厳正に行われており、令和 5（2023）年 3 月には、初めての修了生を輩出しています。

単位の認定及び修了認定は、上記「岩手保健医療大学学位規程」「岩手保健医療大学修士論文審査規程」に基づき、「大学院教学委員会」において整理し、大学院教授会での審議を経て、最終的に学長が認定しています。

◇エビデンス集・資料編

【資料 3-1-16】 岩手保健医療大学大学院履修規程（【資料 3-1-12】 再掲）

【資料 3-1-17】 岩手保健医療大学学位規程

【資料 3-1-18】 岩手保健医療大学修士論文審査規程（【資料 3-1-13】 再掲）

【資料 3-1-19】 岩手保健医療大学大学院教学委員会規程（【資料 1-1-20】 再掲）

[自己評価]

学部の単位認定や卒業認定に当たっては、それぞれの基準に基づき厳正に運用しています。また、大学院においても関連規程に基づき、厳正な審査のもとに修了を認めており、適切な対応をしているものと判断します。

(3) 3-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学の卒業認定や進級に当たっては、それぞれの必要単位数が不足している学生の早期発見と必要な指導方策の構築が課題であると考えています。また、各単位認定の際にシラバスに明示したディプロマ・ポリシーとの関係性をより分かりやすく示し、卒業認定とディプロマ・ポリシーとの整合性をより高めていくための手法を検討していきたいと考えています。

3-2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

(1) 3-2 の自己判定

基準項目 3-2 を満たしています。

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

【事実の説明】

＜学部＞

本学では、基準 1（使命・目的）で説明している教育理念と教育目標を実現するため、下記のようなカリキュラム・ポリシーを策定し、これに即した教育課程を編成しています。

カリキュラム・ポリシー

1. 基礎科目は基礎力をもった社会人としての教養と、コミュニケーション能力に重点を置き、多様な考え方や文化的多様性をもつ人々の特徴を理解するために、「思考の基礎と方法」「自己・他者の理解」「生活・社会の理解」の3科目群を設置する。
2. 専門基礎科目は看護の対象理解として、科学的な根拠に重点を置き、健康（健康課題も含む）の理解のために、「健康の理解」「保健と環境の理解」の2科目群を設置する。
3. 専門科目は科学的根拠に基づく看護のコアとなる知識と技術、ケア・スピリットに重点を置き、看護の理解のために、「基盤の理解」「実践の理解」を、さらに「看護の統合理解」として、多職種連携・協働や地域社会、看護専門職者としての成長に重点を置き、「公衆衛生看護の理解」「看護の統合の理解」のあわせて4科目群を設置する。

上記カリキュラム・ポリシーは、授業科目名や単位数、履修学年等を明示する教育課程とともに、学生便覧やホームページ等に掲載し、学生に周知しています。

また、カリキュラム・ポリシーと教育課程との関係性は、ディプロマ・ポリシーやアドミッション・ポリシーとも関連付けたカリキュラムマップとして整理し、学生便覧、ホームページに掲載しています。

◇エビデンス集・資料編

【資料 3-2-1】岩手保健医療大学ホームページ「大学案内」＞「建学の精神」＞「カリキュラム・ポリシー」

【資料 3-2-2】2023 年度学生便覧（P. 13）「カリキュラムマップ」（【資料 F-5①】再掲）

【資料 3-2-3】岩手保健医療大学 GUIDE BOOK 2024（P. 14）「3つのポリシー」（【資料 F-2①】再掲）

＜大学院＞

大学院についても学部と同様な考え方により、大学院の教育理念と人材育成の方針を基に、下記のようなカリキュラム・ポリシーを策定しています。

カリキュラム・ポリシー

1. 広い視野で看護を捉えるため、看護実践力、教育力、研究力に有機的につながるような理論・専門的知識を学ぶことのできる科目を配置する。
2. 看護に対する科学的探究心を培い、専門的知識、態度、論理的思考を統合し看護実践に応用することのできる能力を養える科目を配置する。
3. 臨床現場が抱える倫理的諸問題やこれまでの研究成果や課題、看護実践の質を分析、評価する意義と方法等を学ぶ科目を配置する。

4. 教育・管理・指導的な立場で看護職のリーダーとして活躍するとともに、保健・医療・福祉チームの一員として協働する際に必要な知識やスキルを身に付ける科目を配置する。
5. 社会の多様な状況に応じた看護を提供するために、知識と研究を有機的に結び付けた管理能力を身に付けるための科目を配置する。

上記カリキュラム・ポリシーは、学部と同様に学生便覧やホームページ等に掲載し、学生に周知しています。

◇エビデンス集・資料編

【資料 3-2-4】岩手保健医療大学ホームページ「学部・大学院」>「大学院」>「カリキュラム・ポリシー」

【資料 3-2-5】2023 年度看護学研究科学生便覧 (P.2)「3 つのポリシー」(【資料 F-5②】再掲)

【資料 3-2-6】岩手保健医療大学大学院看護学研究科修士課程 (P.2)「3 つのポリシー」(【資料 F-2②】再掲)

[自己評価]

学部及び大学院は、それぞれの教育理念と教育目標を実現していくため、これに基づくカリキュラム・ポリシーを策定し、学生便覧、履修の手引き及びホームページ等に掲載するとともに、学部についてはカリキュラムマップとしてカリキュラム・ポリシーと教育課程との関係性を明示しており、適切な対処がなされているものと判断します。

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

[事実の説明]

<学部>

カリキュラム・ポリシーに基づいて作成している教育課程の科目群は、次のようにディプロマ・ポリシーと対応するように設定しています。

1. 「基礎科目群」は、ディプロマ・ポリシーの『①社会人としての教養とコミュニケーション力を身につけている。②多様な考え方や文化的多様性をもつ人々の特徴を理解するための幅広い知識を身につけている。』ことに対応させています。
2. 「専門基礎科目群」は、ディプロマ・ポリシーの『⑧人々の健康レベルに応じた看護を実践する基礎力を身につけている。』ことに対応させています。
3. 「専門科目群」は、ディプロマ・ポリシーの『⑦人々の健康的な生活を支援するために、必要な情報をさまざまな方法で収集し判断する力を身につけている。⑥看護の実践に活用するための専門的知識・技術を身につけている。⑩自己の課題について振り返り、向上させようとする態度を身につけている。』ことに対応させています。
4. ディプロマ・ポリシーの③、④、⑤、⑨、⑩については、各科目群の履修を通して総合的に身に付けていくことを期待しています。

さらに、各授業科目のシラバスには「対応 DP (ディプロマ・ポリシー)」の項目を設け、授業科目とディプロマ・ポリシーとの関係性を明示しています。

◇エビデンス集・資料編

【資料 3-2-7】岩手保健医療大学ホームページ「大学案内」>「建学の精神」>「カリキュラム・ポリシー」「ディプロマ・ポリシー」

【資料 3-2-8】2023 年度学生便覧 (P. 13)「カリキュラムマップ」(【資料 F-5①】再掲)

【資料 3-2-9】岩手保健医療大学 GUIDE BOOK 2024 (P. 14)「3つのポリシー」(【資料 F-2①】再掲)

<大学院>

大学院においては、修士課程に『共通科目』として 11 科目（うち必修 4 科目、選択 7 科目）を配し、ディプロマ・ポリシー③にある「高い倫理観に基づいた看護実践能力」を育成する「臨床倫理特論」、同じく④にある「専門多職種集団と連携できる能力」を育成する「多職種連携特論」、⑤にある「保健・医療・福祉領域の各種課題の問題解決に寄与する判断力、調整力、改革力」を養う「コンサルテーション特論」などの科目から構成されています。また『専門科目』は 1) 基礎・地域連携看護学領域、2) 臨床・応用看護学領域、3) 看護管理学領域の 3 領域から構成され、ディプロマ・ポリシー①にある「臨床実践能力及び看護学の教育能力」の育成を図っています。さらに②の「科学的探究心に根差した研究能力を有する」人材育成を図るため、『研究科目』に「看護学特別研究」を配して、修士論文の作成を系統的に取組めるように組立てています。

修士課程では、『共通科目』から 14 単位以上（必修科目 8 単位、選択科目 6 単位以上）、『専門科目』は専門領域毎の特論 I II 及び演習 I II を専門科目から 8 単位以上、『研究科目』を 8 単位以上、合計 30 単位以上の修得を修了要件としています。

以上の授業科目は学部と同様にシラバスに必要事項を明示し、大学院ホームページで公表しています。また、標準修了年限を 2 年としていますが、有職者に対する学修上の配慮から、修了年限を 3 年とする長期履修生制度を採用しています。

◇エビデンス集・資料編

【資料 3-2-10】岩手保健医療大学ホームページ「学部・大学院」>「大学院」>「カリキュラム・ポリシー」「ディプロマ・ポリシー」

【資料 3-2-11】2023 年度看護学研究科学生便覧 (P. 2)「3つのポリシー」(【資料 F-5②】再掲)

【資料 3-2-12】岩手保健医療大学大学院看護学研究科修士課程 (P. 2)「3つのポリシー」(【資料 F-2②】再掲)

[自己評価]

学部開学時に定めた 3 つのポリシーは、同趣旨ではありますがより分かりやすい表現となるよう令和 3 (2021) 年度に改定し、その際、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性についてもより明確になるよう配慮しています。また、上記[事実の説明]に記したとおり、カリキュラム・ポリシーに基づき編成されている教育課程は、ディプロマ・ポリシーと一貫性のあるものとなっており、大学院についても同様な考え方で整理され、適切なものとなっているものと判断します。

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

[事実の説明]

<学部>

本学の教育課程は、下記のとおりカリキュラム・ポリシーに沿って体系的に編成されています。

ア. 基礎科目の構成

基礎科目は、カリキュラム・ポリシーの1に記載された**思考の基礎と方法**、**自己・他者の理解**、**生活・社会の理解**の3つから構成されています。

- (ア) **思考の基礎と方法**には、1年次に「基礎ゼミナール」「ケア・スピリット論Ⅰ」「情報リテラシー」「英語Ⅰ（基礎）」を、看護学の基盤となる自然科学系科目の必修科目として「看護の基礎化学」を、選択科目として「看護の基礎生物」「看護の基礎物理」「看護の基礎数理」を配置し、さらに1・2年次には「健康とスポーツ」、2・3年次には「英語Ⅱ（応用）」「調査と統計」、4年次には「医療英語」を選択科目として配置しています。
- (イ) **自己・他者の理解**には、「対人コミュニケーション」「人間関係」「人間と心理」「人間の生と死」を1・2年次に配置し、2年次には「比較文化論」を配置しています。
- (ウ) **生活・社会の理解**には、人々の生活を理解するため、1年次に「社会と福祉」、2年次に「人間と文化」「みちのくの文化」「家族とジェンダー」を配置し、また、保健師課程で必要な「日本国憲法」を配置しています。

イ. 専門基礎科目の構成

専門基礎科目は、(カリキュラム・ポリシー2.)に記載の看護学の専門科目の基盤となる**健康の理解**と**保健と環境の理解**の2つから構成されています。

- (エ) **健康の理解**には、生命活動の基礎を学ぶために「生化学」「形態機能学Ⅰ（解剖学）」「形態機能学Ⅱ（生理学）」「病態生理学」「メンタルヘルス論」「感染免疫学」「生涯発達論」を1年次に、また、健康障害の病態及び治療の理解を深めるために1年次後期に「疾病治療論Ⅰ（内科学）」、2年次に「疾病治療論Ⅱ（外科学）」「疾病治療論Ⅲ（母性）」「疾病治療論Ⅳ（小児）」「臨床栄養学」「臨床薬理学」を配置しています。
- (オ) **保健と環境の理解**には、2年次後期に「ヘルスプロモーション論」「チームケア論」「公衆衛生学」、3年次に「ボランティア論」「疫学・保健統計Ⅰ」「保健医療福祉行政論Ⅰ」を配置し、総合的な理解を促しています。

ウ. 専門科目の構成

専門科目は、(カリキュラム・ポリシー3.)に記載の科学的根拠に基づく看護を実践する能力を養うための科目として、**基盤の理解**、**実践の理解**、**公衆衛生看護の理解**、**看護の統合の理解**の4つの科目群で構成されています。

- (カ) **基盤の理解**としては、看護学の基礎となる基礎看護学の科目「看護学概論」をはじめ、看護職者の活動の場と役割を早期に理解し、看護援助の基礎を学ぶ「早期体

験実習」と「基礎看護援助論」を1年次前期に、「生活援助技術論」「看護理論」「ヘルスアセスメント」「生活援助実習」を1年次後期に配置し、「療養援助技術論」「看護過程論」「療養援助実習」を2年次前期に、「ケア・スピリット論Ⅱ」「家族看護論」を2年次後期に配置しています。

- (キ) **実践の理解**は、各看護学の概論・援助論・技術論・実習で構成されています。成人看護学・老年看護学・母性看護学・小児看護学・精神看護学の概論は1年次後期に、各看護学の技術論・援助論は2年次以降に配置し、これらの学びを確かな知識、技術の修得やケア・スピリットの涵養に結び付けるため、各看護学領域に関する実習を3年次に配置しています。また、各看護学では看護実践力の向上を目指して臨地実習内容を組立てています。地域・在宅看護学の領域では、「地域・在宅看護学概論」を2年次後期に、「保健医療福祉連携論」を3年次前期、「地域・在宅看護援助論」を3年次後期、「地域・在宅看護技術論」を4年次前期に配置し、臨地実習は地域ケアシステムを理解する「地域・在宅看護学実習Ⅰ」を3年次前期に、在宅ケアの実践力を高める「地域・在宅看護学実習Ⅱ」を4年次前期に配置しています。
- (ク) **公衆衛生看護の理解**としては、保健師育成科目として3年次前期に「公衆衛生看護学概論」「公衆衛生看護活動論Ⅰ」「公衆衛生看護活動論Ⅱ」、3年次後期に「公衆衛生看護方法論」「公衆衛生看護管理論」「疫学・保健統計Ⅱ」、4年次に「保健医療福祉行政論Ⅱ」「公衆衛生看護学実習」を配置しています。
- (ケ) **看護の統合の理解**には、看護実践の発展の基礎となる研究方法を修得するために、3年次に「看護研究方法論」を、4年次に「卒業研究ゼミナールⅠ」を配置しています。さらに4年次後期には卒業研究ゼミナールⅠを発展させた「卒業研究ゼミナールⅡ」を選択科目として配置しています。この他に必修科目として、3年次に「エンドオブライフケア論」、4年次に「実践看護学特論」「災害看護論」「看護管理論」「ケア・スピリット論Ⅲ」を配置しています。また、看護の統合的理解を具体化するために「総合実習」を4年次後期に配置しており、その他選択科目として3年次に「看護教育論」「がん看護論」、4年次に「感染看護論」「認知症ケア論」「実践看護論」「国際看護論」を配置しています。

なお、上記の全授業科目のシラバスには、授業概要、到達目標、教育内容、授業計画とともに「対応 DP (ディプロマ・ポリシー)」を明示し、学生が目的意識を持って学修できるよう配慮しています。また、教育課程に沿って学修を進めるに当たっては、各段階の学修がより身に付けられるよう、年間の履修登録単位数の上限を48単位未満(旧教育課程は41単位)と定め、学生便覧及び履修要項に明示しています。

◇エビデンス集・資料編

- 【資料 3-2-13】岩手保健医療大学ホームページ「学部・大学院」>「カリキュラム・シラバス」
- 【資料 3-2-14】2023年度学生便覧 (P.13)「カリキュラムマップ」(【資料 F-5①】再掲)
- 【資料 3-2-15】岩手保健医療大学 GUIDE BOOK 2024 (P.20)「カリキュラム一覧」(【資料 F-2①】再掲)

<大学院>

大学院においては、修士課程に領域や分野の枠を超えて学修できる『共通科目』、各分野・領域の専門性を極める『専門科目』、修士論文を作成する『研究科目』の3つの柱から構成されています。

特に『共通科目』では、必修4科目8単位の中に「臨床倫理特論」、「多職種連携特論」の2科目を配置し、本学大学院のカリキュラム・ポリシーにある、③「臨床現場が抱える倫理的諸問題や課題、看護実践を質・量的に分析し評価する方法を学ぶ科目」、④「看護職のリーダーとして、保健・医療・福祉チームと協働するための知識やスキルを身につける科目」として実現されています。また、「看護研究方法特論」と「質的研究方法特論」は質的研究の習熟を、「統計学特論」は量的研究の習熟を支援する科目になっており、大学院生の質・量いずれの研究手法においても支援できるように配慮しています。さらに、「災害看護特論」は東日本大震災の当事者経験に根差し、災害時の医療専門職の役割を考察する、本学の特長的な科目になっています。

『専門科目』では、特論と演習を通じて、最新の医療・看護・保健・福祉・介護をめぐる問題と課題に対応できるように配慮しており、カリキュラム・ポリシーにある、①「看護実践力、教育力、研究力につながる理論・専門的知識を学べる科目」、②「科学的探究心を培い、専門的知識、態度、論理的思考を統合し看護実践に応用できる能力を養う科目」、⑤「社会の多様性に適合した看護を提供するための管理能力を身に付ける科目」として実現されています。さらに、社会人入学生の多い本学大学院では、学修した内容を所属している臨床現場にフィードバックし、看護実践を変革できるように配慮しています。

『研究科目』では、『共通科目』や『専門科目』の学修内容を新たな視点として生かし、修士論文の作成に系統的に取組めるように配慮しています。

カリキュラム・ポリシーに基づいた授業科目を履修することによって、保健医療福祉の複雑な問題や課題を、他職種と連携しながら解決する幅広い視野をもち、地域包括ケア時代に相応しい専門性を養うことができるように工夫しています。

開講されている必修科目や選択科目は、学部と同様にシラバスに必要事項を明示し、大学院ホームページにおいて公表しています。

◇エビデンス集・資料編

【資料 3-2-16】岩手保健医療大学ホームページ「学部・大学院」>「大学院」>「シラバス」

【資料 3-2-17】2023年度看護学研究科学生便覧（P.4～22）「教育課程・履修等」（【資料 F-5②】再掲）

【資料 3-2-18】2023年度看護学研究科学生便覧（P.7）「大学院科目等一覧」（【資料 F-5②】再掲）

【資料 3-2-19】岩手保健医療大学大学院看護学研究科修士課程（P.4）「教育課程の概要」（【資料 F-2②】再掲）

[自己評価]

学部、大学院ともにカリキュラム・ポリシーに則した体系的な教育課程を編成するとと

もに、すべての授業科目についてシラバスを作成し、教育内容、授業計画とともに、到達目標やディプロマ・ポリシーとの関係性を明示しています。また、学部では、履修登録単位数の上限を年間 48 単位未満（旧教育課程は 41 単位）に設定するなど、単位制度の実質を保つことにも留意しており、適切に対応しているものと判断します。

3-2-④ 教養教育の実施

【事実の説明】

本学の教養教育は、幅広い教養とケア・スピリットに根差した高い倫理観の修得を目的としたカリキュラム・ポリシーに基づき、**思考の基礎と方法**、**自己・他者の理解**、**生活・社会の理解**に区分し、基礎科目の名称で実施しています。**思考の基礎と方法**に区分する科目としては、大学で学ぶことの意義からアカデミックスキルを修得するための「基礎ゼミナール」、論理的思考の基礎を学ぶ「ケア・スピリット論Ⅰ」、自然科学系の「看護の基礎化学」を置いています。**自己・他者の理解**としては「対人コミュニケーション」「人間関係」「人間と心理」「人間の生と死」を、**生活・社会の理解**としては、「社会と福祉」「人間と文化」「みちのくの文化」「家族とジェンダー」「日本国憲法」などを配置しています。

なお、基礎科目（教養教育）を担当する教員は、本学の建学の精神であるケア・スピリットの考え方を学ぶ「ケア・スピリット論Ⅰ」と「基礎ゼミナール」、看護学を学修していく上で必須となる「情報リテラシー」や「調査と統計」の科目に専任教員を配置しており、その他の基礎科目についても経験豊かな他大学の教員（非常勤講師）に就任してもらっています。

◇エビデンス集・資料編

【資料 3-2-20】岩手保健医療大学教員組織図（2023 年 4 月）（【資料 1-2-18】再掲）

【自己評価】

社会における看護職者として幅広い人間性の形成及び自己形成のための教養科目群は、本学では教育課程上「基礎科目」として位置付けて開講しています。

また、これらの科目は、カリキュラム・ポリシーに基づき適切に構成されており、専門性、経験ともに十分な教員が担当し、適切な対応がなされているものと判断します。

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【事実の説明】

ア. 学生の習熟度を考慮した時間割等の編成

カリキュラムは、1～2 年次で基礎科目、専門基礎科目、専門科目へとステップを踏んで学修し、3 年次では、これまでの学修を生かして臨地実習に臨めるよう構成しています。本構成は、1～2 年次で学ぶ科目が多く学生の負担も大きいですが、科目履修の順序性や時間割を工夫して問題がないよう対処しています。

イ. 多職種の専門職者による授業

専門基礎科目の「疾病治療論Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」は医師、「臨床栄養学」は管理栄養士など非常勤講師による授業となっています。令和5(2023)年度からは専任教員として医師免許のある者が採用されたため、少しずつ非常勤に依存しなくとも良い体制が整備されてきています。また、これらの授業と並行して、疾病の病態、検査や治療などの専門知識の理解がより深められるよう、看護学の専門科目を担当する教員は、前記各科目の進度を考慮して授業内容に工夫を加えています。また、一部の専門科目では、ゲストスピーカーとして認定看護師や看護管理者などのさまざまな専門職者から授業を受ける機会を設け、卒業後のキャリア形成への支援に繋がられるような工夫もしています。

ウ. アクティブ・ラーニングを取入れた学修の推進

本学では、1年次の「基礎ゼミナール」「基礎看護援助論」「生活援助技術論」や2年次以降の各看護領域の「技術論」等の授業科目では、講義の中にグループディスカッションやディベートを取入れた演習形式の授業方法を採用しており、学修効果がより高まるよう工夫しています。

エ. 段階を踏んだ効果的な臨地実習の実施

臨地実習に当たっては、4年間の共通事項をまとめた「看護実習共通要項」及び各学年・実習毎に作成している要項により詳細な説明を行っており、4年間の臨地実習が段階的、効果的に行われるよう、学年進行に応じた難易度の設定と目標を掲げています。

また、関連する看護領域の講義・演習に引続いて実習を組入れることで、理論と実践が統合しやすい構成としています。1年次に専門教育の学修への動機づけの機会とする「早期体験実習」と基本的知識・技術を用いた「生活援助実習」を経て2年次の「療養援助実習」で看護過程を学び、3年次の「領域実習」へ向けた実践能力を養っていきます。最後の4年次には「総合実習」で統合した看護実践能力とケア・スピリットの涵養を図っていく構成としています。

さらに、臨地実習がより充実したものとなるよう、「臨地指導者会議」の開催や1年間の実習実績と課題等をまとめた「年間実習総括資料」を作成して臨地指導者に説明し、相互理解と意思統一を図っていくことで次年度の実習に結び付けていくような取組も行っています。

オ. FD研修会と「授業評価アンケート」を活用した教育方法等の改善

本学では、「FD委員会」を設置し、授業方法や授業内容の改善に関する研修を実施するとともに、学生の意見を「授業評価アンケート」によって把握し、各教員は授業改善案や意見に対する説明を「授業改善報告書」としてまとめ、教育方法等に反映させています。

また、令和3(2021)年度からは、教育方法等の改善を目的に教員相互の授業参観を一部の授業から開始し、参観後は出席教員による意見交換会を開催しています。

◇エビデンス集・資料編

【資料3-2-21】令和4年度学生を対象とした授業評価アンケートに対する改善報告書

【資料3-2-22】令和4(2022)年度岩手保健医療大学臨地実習総括

【資料 3-2-23】 教員相互の授業参観記録

[自己評価]

教育目的がより効果的に達成できるよう、学生の習熟度や段階を踏んだ時間割等に配慮するとともに、社会のニーズを捉えた実践的な授業科目については、アクティブ・ラーニング等を取入れた授業方法を実践するなどの工夫をしています。また、「FD 委員会」による教授方法の改善等についての研修会を開催するとともに、「授業評価アンケート」や「教員相互の授業参観」を実施するなど、教授方法の工夫・開発と効果的な実施についての取組を進めており、適切な対応をしているものと判断します。

(3) 3-2 の改善・向上方策（将来計画）

上記の[事実の説明]において現時点における対応を説明しましたが、今後ともこれらの施策を継続して実施するとともに、日常の学修習慣が十分身に付いていない学生の存在が大きな課題であると認識しています。これまでの経験と実績を検証し、これを基に個別指導の充実と、さらなる初年次教育の充実を図っていくこととしています。

また、アクティブ・ラーニングの有用性については十分認識しており、本手法をさらに高めていくための研修の実施等を検討しています。

3-3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

(1) 3-3 の自己判定

基準項目 3-3 を満たしています。

(2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

[事実の説明]

本学では、ディプロマ・ポリシーを基にカリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーを策定し、学生受入れと教育を行っていますが、学修成果の点検・評価は、最終段階であるディプロマ・ポリシーの達成状況の把握により行おうとしています。

ア. 試験結果や授業評価アンケートによる学修成果の点検・評価

学修成果については、「教学委員会」において定期試験成績や実習成績を分析し、カリキュラム・ポリシーに基づいて作成している教育課程に関する評価を行うとともに、アドミッション・ポリシーに基づく学生受入れが適切なものであったかを検証しています。

また、毎学期、全授業科目について「授業評価アンケート」を実施し、この中からカリキュラム・ポリシーの意図がいかに学生に理解されているかを探るとともに、個別の結果は、各授業科目の担当教員に伝達され、カリキュラム・ポリシーの意図が伝わっているかの視点にも留意した「授業改善報告書」を作成し、改善に結び付けています。

イ. 卒業生に対するアンケートによる学修成果の点検・評価

「学生キャリア支援室」は、令和 5（2023）年 3 月に、卒業生を対象とした「卒業生アンケート」を実施し、卒業生の現在の職場の満足度や課題等とともに、本学が設定しているディプロマ・ポリシーがいかに自分の仕事に生かされているかを調査しました。結果は、ほぼ全員が生かされていると答えており、これらの結果を「教学委員会」でも共有し、現行の教育課程と教育方法等の改善に役立てていくこととしています。

ウ. 就職先に対する本学卒業生に関するアンケートによる学修成果等の点検・評価

本学が目指すディプロマ・ポリシーが卒業生にいかに根付いているのかを検証するため、本学卒業生の就職先に対し、1) 職場における卒業生の DP 定着状況（①人間力、②ケア・スピリット、③人間の実践的理解、④専門的知識・技術とその臨床実践、⑤多職種連携・チームワーク、⑥アドボカシー）、2) 本学の教育に求めるもの、3) 卒業生が「人材ニーズ」の期待に込んでいるか、などについて、アンケート調査を実施しました。その結果、ディプロマ・ポリシーは、概ね達成できていることが確認できました。また、卒業生を受入れた職場長からは、「概ね職場に適応し活躍してくれている。」との回答が多く寄せられています。

エ. 学生生活アンケートによる学修指導等の点検・評価

学生生活に関する満足度、自己学修の実態と課題等を把握するため、隔年で「学生生活アンケート」を実施しています。本調査では、前述の（2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と結果の活用）で記したとおり、さまざまな学生生活に関する項目を調査していますが、このうち学修時間と学業成績との関係を整理し、アドバイザー教員等による学修指導がいかに生かされているかの評価を行い、改善に結び付けています。

オ. 国家試験結果及び就職状況から見た学修成果の点検・評価

本学の国家試験の合格状況は、看護師国家試験が令和 3（2021）年度卒業生が合格率 100%、令和 4（2022）年度卒業生が 86.6%、保健師国家試験は令和 3（2021）年度卒業生が合格率 95%、令和 4（2022）年度卒業生が 100%でした。就職率は、令和 3（2021）年度が 100%、令和 4（2022）年度が 100%であり、その半数以上が県内の医療機関と行政機関であり、本学の地域医療への貢献という設置趣旨に合致しており、また、本学のディプロマ・ポリシーが概ね達成されているかの評価材料として活用しようとしています。

◇エビデンス集・資料編

【資料 3-3-1】教学委員会規程（【資料 1-2-2】再掲）

【資料 3-3-2】令和 4 年度学生を対象とした授業評価アンケートに対する改善報告書（【資料 3-2-21】再掲）

【資料 3-3-3】岩手保健医療大学学生キャリア支援室規程（【資料 2-3-2】再掲）

【資料 3-3-4】卒業生アンケート集計結果（作成中）

【資料 3-3-5】就職先アンケート集計結果（作成中）

【資料 3-3-6】2022 年度学生生活アンケート結果（【資料 2-6-2】再掲）

【資料 3-3-7】岩手保健医療大学ホームページ「情報公開」>「教育研究活動等の状況」>「入学者に関する受入方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること」>「国家試験合格率、就職率」

【資料 3-3-8】岩手保健医療大学 GUIDE BOOK 2024 (P. 11)「国家試験合格率、就職率」
（【資料 F-2①】再掲）

【自己評価】

上記のとおり、各種のアンケート調査等から最終目標であるディプロマ・ポリシーの達成状況を点検・評価し、その結果を必要な改善に結び付ける仕組みを作っており、適切な対応がなされているものと判断します。

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【事実の説明】

定期試験成績、実習成績、国家試験の結果や「授業評価アンケート」等の調査結果は教授会に報告され、「教学委員会」「学生委員会」「実習委員会」「国家試験対策支援委員会」等の関係委員会が情報を共有し、それぞれの所管事項に即して調査結果の検証と課題を見つけ、必要な改善策を検討・実施しています。

具体例を示すと、毎学期実施している「授業評価アンケート」の結果は、「教学委員会」において課題を整理し、授業科目ごとの結果は担当教員に伝達されます。その後、教員は、学生の意見を参考に「授業改善報告書」を作成し、授業方法等の改善を行っています。また、「教学委員会」や「実習委員会」で検討された授業改善等の課題は、「FD 委員会」と連携し、関係するテーマを設定した FD 研修を実施していく仕組みを作っています。

なお、大学院においても「大学院生による授業評価アンケート」を実施し、学部と同様な検証を行っています。

◇エビデンス集・資料編

【資料 3-3-9】教学委員会規程（【資料 1-2-2】再掲）

【資料 3-3-10】学生委員会規程（【資料 2-3-1】再掲）

【資料 3-3-11】実習委員会規程

【資料 3-3-12】国家試験対策支援委員会規程

【資料 3-3-13】国家試験対策支援委員会細則

【資料 3-3-14】令和 4 年度学生を対象とした授業評価アンケートに対する改善報告書
（【資料 3-2-21】再掲）

【資料 3-3-15】令和 4 年度授業評価アンケートに対する授業改善報告書（大学院）

【自己評価】

定期試験成績、国家試験等の結果や「授業評価アンケート」等の調査結果は、「教学委員会」を中心に関係する委員会で情報を共有し、ここから得られる課題を整理して具体的

な改善に努めており、学修成果の点検・評価結果のフィードバックの仕組みは、適切に構築されているものと判断します。

(3) 3-3の改善・向上方策（将来計画）

上記〔事実の説明〕で説明した取組をさらに精度の高いものにしていくとともに、令和5（2023）年度入学生から、全学的アセスメントとして、成績状況や就職状況がディプロマ・ポリシーとどのように整合しているか等をわかりやすく表示できるルーブリック等を取入れ、本学の教育内容・方法及び学修指導等の適切性を点検していく仕組みを構築したいと考えています。

【基準3の自己評価】

本学の学部及び大学院のディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーは、建学の理念や教育研究上の目的等に沿って適切に策定され、学生便覧等に掲載し、学生への周知に努めています。

また、教育課程は、ディプロマ・ポリシーに即して策定したカリキュラム・ポリシーに基づき、体系的に編成されており、各授業科目のシラバスには、ディプロマ・ポリシーとの関係性についての項目も設けています。

単位認定や進級、卒業認定については、それぞれの基準を設け、これらの基準に基づき厳正に運用しています。

カリキュラム・ポリシーに基づいた教育課程は、ディプロマ・ポリシーに対応するように設定して双方の一貫性を担保するとともに、学生が目的を明確にして学修が進められるよう、各シラバスにはディプロマ・ポリシーとの関係性を始め、教育内容、授業計画、到達目標を掲載しています。

教養教育は、本学では「基礎科目」の名称で編成し、授業目的に沿った適切な教員を配置して実施しています。

教授方法の工夫と改善については、学生の習熟度を考慮した履修指導を行うとともに、アクティブ・ラーニングを授業科目の要所に取入れています。また、さらなる教育の質の改善のため、定期試験成績や国家試験等の結果分析、「授業評価アンケート」による授業改善や関係するFD研修の実施等に取り組んでいます。

さらに、令和4（2022）年からは、ディプロマ・ポリシーの到達度を検証するため、卒業生を対象とした「卒業生アンケート」や就職先に対する「本学卒業生に関するアンケート」を実施し、本学の教育内容や教育方法の課題を探る取組を実施しています。

以上のように、より充実した教育の実施のための取組に努力しており、基準3は満たしているものと判断します。

基準 4. 教員・職員

4-1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの 確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

(1) 4-1 の自己判定

基準項目 4-1 を満たしています。

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの 確立・発揮

[事実の説明]

学長は、大学・大学院における意思決定及び業務執行の最高責任者として、以下のように規程上の位置付けを持ち、適切なリーダーシップを発揮して職責を果たしています。

学則の規定に基づき制定している「岩手保健医療大学教授会規程」及び「岩手保健医療大学大学院教授会規程」には、学生の入学や卒業・修了、教育課程の編成や学生の厚生補導に関すること等の重要な教学事項は、教授会の意見を聴いて学長が最終決定を行う旨を規定しているほか、「教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴く必要があるものについては、学長が定める」旨を規定し、学長が教学事項全般について統括権を有していることを明記しています。

学長は、学部及び大学院教授会の議長を務めており、学部に置く 12 の委員会、大学院に置く 4 つの委員会の委員長の任命権を有し、各委員会は、学長のリーダーシップの下で活発な活動をしています。

また、学長は、教授会審議事項には至らない日常的な学生指導等の事案や教授会上程前の事案についても、関係委員会の委員長と密接な意見交換を行い、検討の視点や方向性を示しています。

なお、学長の適切な意思決定をフォローする仕組は、事項（4-1-②）の「学長補佐体制による適切な教学マネジメント」で示すように、機動的な補佐体制を整備して対処しています。

<学長、学部長、大学院研究科長の選任>

学長の選任は、「岩手保健医療大学学長選考等規程」に基づき、候補者を理事会に諮り、承認を得て理事長が任命しています。また、学長不在の場合に備えて、「岩手保健医療大学学長代行に係る理事会申合せ」により、あらかじめ代行者を指名しておくシステムも設けており、現在、大学院研究科長が指名されています。

学部、大学院研究科の運営責任者である学部長、研究科長については、「岩手保健医療大学看護学部学部長選考等規程」及び「岩手保健医療大学大学院看護学研究科研究科長選考等規程」を制定し、学部長については、理事長が候補者を理事会に諮り、承認を得て任命しており、研究科長は、学長が候補者を理事長に推薦し、理事会の承認を得て任命しています。

なお、現在、学部長は学長が兼務していますが、学部長の選考については、学長選考と併せて議論されました。その時点では適任者がなく、他の単科大学の例も参考に当分の間学長が兼務することとしたものです。本件については、今後、大学の運営状況を見極めつつ理事会において検討することとしています。

◇エビデンス集・資料編

【資料 4-1-1】岩手保健医療大学教授会規程（【資料 1-1-16】再掲）

【資料 4-1-2】岩手保健医療大学大学院教授会規程（資料 1-1-19）再掲）

【資料 4-1-3】学校法人二戸学園岩手保健医療大学組織図（2023年4月）（【資料 1-2-17】再掲）

【資料 4-1-4】岩手保健医療大学学長選考等規程

【資料 4-1-5】岩手保健医療大学学長代行に係る理事会申合せ

【資料 4-1-6】岩手保健医療大学看護学部学部長選考等規程

【資料 4-1-7】岩手保健医療大学大学院看護学研究科研究科長選考等規程

[自己評価]

重要な教学事項を審議する学部及び大学院の教授会は、学長のリーダーシップの下で適切に運営されており、教授会に置く各委員会におけるさまざまな検討課題についても学長の適切な指示の下に活動が展開されています。また、日常的な教学上の課題に対しても関係委員会の委員長や研究科長と密接な連絡調整の上で対処されており、教学事項の全般にわたり学長のリーダーシップが適切に発揮されているものと判断します。

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

[事実の説明]

教学マネジメントは、教授会や各種の委員会での活動を中心に、これらの活動がより適切なものとなるよう、以下のような仕組みを設けて運用しています。

ア. 教授会及び教授会に置く各種の委員会活動

本学の教学マネジメントは学長のリーダーシップの下、学部及び大学院の教授会を中心に、それぞれの目的に応じた各種の委員会を置き、分担と責任を明確にして運用しています。

学部教授会は専任講師以上の教員で構成され、各委員会の委員長は経験豊かな適任者を学長が指名しています。また、大学院教授会は研究指導教員で構成され、学部と同様に学長が各委員会の委員を指名しています。

教育組織については、看護学8領域と一般教養領域で編成し、具体的な教育活動は、カリキュラム・ポリシーに即して分担して教育活動を展開しています。

また、委員会組織とは別に「学生キャリア支援室」及び本学の建学の精神であるケア・スピリットを中心とした臨床倫理の在り方を研究目的とする「岩手保健医療大学臨床倫理研究センター」（理事長裁定）を置き、教学マネジメントの一部を分担しています。

イ. 学長補佐体制による適切な教学マネジメント

事実上の学長補佐体制として、毎週、学長と教学委員会及び学生委員会の委員長に研究科長を加え、現状の課題と方向性等について意見交換をする場を設け、学長の意思決定が適切に行われるよう努めています。

なお、令和5(2023)年1月から、上記の仕組に加え、学長補佐を置くことができる旨を学則に規定し、これに基づき「岩手保健医療大学学長補佐の配置に関する規程」を制定しました。これにより、令和5(2023)年4月から学長補佐2人を配置し、新たな課題や学長業務の一部を担当するシステムの運用を始めています。

ウ. 「法人運営調整会議」「連絡調整会議」を通じた教学マネジメント

後述の(基準項目5-3)で説明する「法人運営調整会議(構成員:理事長、学長、学部長、常務理事、顧問及び事務局長)」や「連絡調整会議(構成員:学長、学部長、研究科長、教学委員会委員長、学生委員会委員長、常務理事、顧問、事務局長及び事務局各課長)」に教学上の案件を提示し、両会議における議論を参考に学長の教学マネジメントが、より適切なものとなるよう努めています。なお、令和5(2023)年度からは、「法人運営調整会議」のメンバーに学長補佐を、「連絡調整会議」のメンバーに国家試験対策支援委員会委員長及び地域貢献・国際交流委員会委員長を加えて運営しています。

◇エビデンス集・資料編

【資料4-1-8】岩手保健医療大学教員組織図(2023年4月)(【資料1-2-18】再掲)

【資料4-1-9】学校法人二戸学園岩手保健医療大学組織図(2023年4月)(【資料1-2-17】再掲)

【資料4-1-10】岩手保健医療大学学長補佐の配置に関する規程

【資料4-1-11】法人運営調整会議要項(【資料1-2-6】再掲)

【資料4-1-12】岩手保健医療大学連絡調整会議要項

[自己評価]

教授会規程をはじめ、教授会に置く各委員会の役割はそれぞれの設置規程に明示され、それぞれの役割に基づいて活動しています。また、教学マネジメントの基礎となる教員組織は適切に整備され、カリキュラム・ポリシーに基づいて教育を展開しています。

さらに、教学マネジメントが適切に機能するよう、学長を補佐する体制も整備しており、本学の教学マネジメントは、分担と責任、協力の下に適切に構築されているものと判断します。

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

[事実の説明]

教授会に置かれる各委員会の委員は、経験豊かな教員とともに、若手教員の育成の観点から学長が選考し、新たな視点を取入れていく等の活性化にも配慮しています。

なお、各委員会には必ず事務職員が構成員として入っており、経営的観点からの意見も反映される仕組も作っています。

教員組織は、8つの専門領域で編成しており、それぞれの領域の教育に責任を持って行

っています。なお、複合的・総合的な授業科目については、各領域が協力して教育（オムニバス方式等）に当たっています。

事務部門については、「学校法人二戸学園事務組織規程」及び「岩手保健医療大学事務局事務分掌」に組織と事務分掌について明記し、事務局長の下に総務課、学務課、会計課の3課を置き、適切な職員を配置しています。事務局各課は、それぞれの分掌に基づき教授会を始めとする各委員会、教員組織と協働して大学運営に当たっています。

◇エビデンス集・資料編

【資料 4-1-13】 学校法人二戸学園事務組織規程

【資料 4-1-14】 岩手保健医療大学事務局事務分掌（【資料 2-4-3】再掲）

【資料 4-1-15】 岩手保健医療大学委員会一覧（2023年度）

【自己評価】

上記のように、教授会に置く委員会や教員組織は、役割を明確にして責任を持って活動しており、事務組織は事務分掌により役割を明確化し、それぞれの職務を責任を持って遂行しています。以上のことから、本学の教学マネジメントは、機能的に適切に運用されているものと判断します。

（3）4-1の改善・向上方策（将来計画）

本学は開学7年目を迎え、設置目的に沿って順次教学体制を整えてきましたが、歴史のある大学と比べまだまだ整備すべき事項があるものと認識しています。今後は、これまでの教学マネジメントシステムを検証し、現在のシステムの修正や新たな取組を検討していきたいと考えています。具体的には、学長の負担の軽減のための補佐体制の確立と強化、学生の個々の状況に応じた専門的観点からの支援、より質の高い教育・研究を実施していくための支援体制の強化等があります。これらの検討に当たっては、財務的な裏付けも重要な視点であり、これとの調和を図りつつ検討を進めていきたいと考えています。

4-2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

（1）4-2の自己判定

基準項目 4-2 を満たしています。

（2）4-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

【事実の説明】

ア. 大学及び大学院設置基準の必要教員数と本学の教員構成

本学の教育理念、教育目標及び教育課程に即した教育を行うための教員組織は、学部においては、大学設置基準及び保健師助産師看護師学校指定規則に基づいて整備されており、

収容定員 320 人に対応する必要専任教員数である 19 人（うち教授 10 人以上）に対し、令和 5（2023）年 5 月 1 日現在の本学の配置教員数は、教授 10 人、准教授 5 人、講師 4 人、助教 12 人の計 31 人となっており、基準を満たしています。

また、大学院については、大学院設置基準及び同基準に基づいて定められた「大学院の専攻ごとに置くものとする教員の数について定める件」に定める必要教員数、研究指導教員 6 人（うち原則教授 4 人以上）、研究指導補助教員を含めて 12 人以上の基準に対し、令和 5（2023）年 5 月 1 日現在の本学の教員数は、研究指導教員 10 人（うち教授 8 人）、研究指導補助教員 5 人計 15 人を配置しており、基準を満たしています。

学部的一般教養と各看護学の専門領域は、教授をトップに 1～4 人の准教授、講師、助教で構成しており、これに計 4 人の助手を各領域に適切に配置し、領域ごとのバランスに留意しています。

イ. 教員の採用と昇任等人事

教員の採用、昇任等の人事については、「岩手保健医療大学教員人事計画等委員会規程」を制定し、本委員会が定めた「岩手保健医療大学教員人事方針（理事会承認）」及び「教員人事計画の策定と教員組織の整備」に基づいて、以下のようなステップを踏んで行っています。

- ① 具体的な教員採用と昇任等については、上記教員人事計画に基づき、各専門領域から教員人事に関する実情を聴取する。 (9 月下旬)
- ② 「岩手保健医療大学教員人事方針」を基本とし、大学全体の課題を整理する。 (11 月中旬)
- ③ 上記の検討を基に、整備すべき内容を踏まえた教員人事計画案を策定し、教授会の意見を聴く。 (2 月下旬)

上記①から③の手順を経て、学長は、採用等の計画案を理事長に報告し、了解を得た後、「岩手保健医療大学教員選考基準」（以下「選考基準」という。）及び「岩手保健医療大学教員選考規程」（以下「選考規程」という。）に基づいて具体の選考等を行なうシステムとしています。

「選考基準」には、教授、准教授、講師、助教、助手の資格を規定しており、具体の選考は、「選考規程」に基づいて教員業績審査委員会を置いて選考審査を行います。審査委員会は、「選考基準」に示す基準を基に採用、昇任等の審査を行い、その結果を学長に報告します。学長は、選考結果を確認し、当該結果に基づく採用案等を理事長に報告し、理事会の審議を経て理事長が任命するシステムとなっています。

◇エビデンス集・資料編

- 【資料 4-2-1】岩手保健医療大学教員組織図（2023 年 4 月）（【資料 1-2-18】再掲）
- 【資料 4-2-2】岩手保健医療大学教員人事計画等委員会規程
- 【資料 4-2-3】岩手保健医療大学教員人事方針
- 【資料 4-2-4】岩手保健医療大学教員選考規程
- 【資料 4-2-5】岩手保健医療大学教員選考基準
- 【資料 4-2-6】岩手保健医療大学教員選考基準に係るガイドライン

【自己評価】

学部及び大学院の教育課程に則した教育を実施する教員は、それぞれの基準に定める必要専任教員数を上回って配置しており、専門領域ごとの教員配置も適切に行われています。また、教員の採用及び昇格等についても、関係規程に基づいて行っており、適切に対応しているものと判断します。

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【事実の説明】

教育内容、教育方法等については、下記のような取組を通して改善、工夫等に結びつけています。

ア. 「授業評価アンケート」による教育内容・方法等の改善

本学は開学初年度から、教育内容・方法等の改善を目的に、原則すべての科目を対象とした学生による「授業評価アンケート」を実施しており、その結果を基に、「改善報告書」を作成し、公表しています。

また、「授業評価アンケート」や臨地実習結果等から得られた課題を基に下記のようなFD研修を実施しています。

- ① 第2回FD「臨地実習において教員と指導者が共同して実習指導をおこなうには」
日時：令和4年9月21日（水）15:00～16:20
内容：テーマに沿ったグループワーク
担当：実習委員会/FD委員会
出席：教員35人（非常勤実習助手4人を含む）、事務職員2人

イ. 教員相互の授業参観を通じた教育内容・方法等の改善

教員相互の授業参観を令和3（2021）年度から導入し、これにより、他の教員の授業に向けた姿勢や教育技法、教育展開手法や適切な教材の選択等についての知見を高め、共有化を図っています。また、参観後には、参加者全員による意見交換を行うとともに、下記のような関連したFDを実施しています。

- ① 令和4年度第1回「バイタルサイン測定演習」
開催日：令和4年11月7日（月）14:40～16:10
講義者：基礎看護学領域教員
参加者：基礎看護学領域教員及び他領域9人
- ② 令和4年度第2回「リハビリテーション、高齢者のヘルスアセスメント」
開催日：令和4年11月14日（月）8:50～10:20
講義者：齋藤史枝助教（老年看護学）
参加者：老年看護学領域教員及び他領域14人

ウ. オンライン講座受講による教員のスキルの向上

本学では、東京大学の大学教員養成オンライン講座「東大インタラクティブ・ティーチング」を新任教員と希望する教員に推奨しており、講座受講後には、参加教員による

意見交換を行い、学生と双方向で授業を展開するための知識やスキルを修得する有効な機会としています。

○ 東大 FD (インタラクティブ・ティーチング)

開催形態：オンデマンド、動画視聴、参加者間のディスカッション

期間：令和4年8月26日～令和5年2月28日(火)(計12回)

受講：新任教員5人

◇エビデンス集・資料編

【資料4-2-7】令和4年度学生を対象とした授業評価アンケートに対する改善報告書
(【資料3-2-21】再掲)

【資料4-2-8】2022年度第2回FD研修会「臨地実習において教員と指導者が共同して実習指導をおこなうには」

【資料4-2-9】教員相互の授業参観記録(【資料3-2-23】再掲)

【資料4-2-10】2022年度東大インタラクティブ・ティーチング実施要項

[自己評価]

「授業評価アンケート」結果や教員相互の授業参観を通じた教育内容、教育方法等の改善、FD研修やオンライン教員養成講座の受講等による教育内容や方法等の改善意識が定着してきており、教育内容・方法等の改善の工夫等は効果的に行われているものと判断します。

(3) 4-2の改善・向上方策(将来計画)

教育目的及び教育課程に即した教育を継続的に展開していくため、「教員人事方針」を基に、将来を見据え特に若手教員の研究業績を高める全学的な支援を行うなど、継続的で質の高い教員組織の構築を目指します。また、教育内容の質をさらに高めていくため、これまでの教育の課題を抽出し、時宜に応じたFD研修を実施していきたいと考えています。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

(1) 4-3の自己判定

基準項目4-3を満たしています。

(2) 4-3の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

[事実の説明]

本学では、職員(教員、事務職員)の資質の向上を目指して、下記のような取組を進めています。

ア. SD(Staff Development)研修による職員の資質・能力の向上

大学運営や大学教育、大学における研究等に関する知見を高めるため、令和 4 (2022) 年度には、下記のような研修会を実施しています。

研修の実施は、「FD 委員会」を中心に教職協働により行っており、事務局からも研修テーマを提案しています。

- ① 第 1 回 FD/SD 「大学教員としての研究およびその社会還元と科研費」
開催形態：リアルタイム・オンデマンド併用
日時：令和 4 年 8 月 5 日 (金) 16:30～17:30
講師：清水哲郎 教授 (一般教養)、大沼由香 教授 (在宅看護学)
出席：35 人 (役員 1 人、教員 32 人、事務職員 3 人)
- ② 第 3 回 FD/SD 「SARS-CoV-2 変異株による感染および症状等の変遷と予防対策」
開催形態：リアルタイム・オンデマンド併用
日時：令和 4 年 9 月 16 日 (金) 16:00～17:00 (オンデマンドは 9 月 30 日まで)
講師：岩手県保健福祉部医療政策室小野寺直人氏
出席：39 人 (役員 1 人、教員 30 人、事務職員 9 人)
- ③ 第 4 回 FD/SD 「科研費等の公的研究費の適切な使用について」
開催形態：オンデマンド研修
研修期間：令和 4 年 9 月 7 日 (水) ～9 月 30 日 (金)
講師：鹿糠全 課長 (会計課)
出席：26 人 (役員 1 人、教員 19 人、事務職員 7 人)
- ④ 第 5 回 FD/SD 「認証評価について」
開催形態：オンデマンド研修
研修期間：令和 5 年 2 月 7 日 (火) ～3 月 3 日 (金)
講師：日本高等教育評価機構コンテンツ動画を活用
出席：39 人 (役員 1 人、教員 28 人、事務職員 10 人)
- ⑤ 第 6 回 FD/SD 「不審者等侵入対策マニュアル研修会」
開催形態：オンデマンド研修
研修期間：令和 5 年 2 月 16 日 (木) ～3 月 6 日 (月)
講師：防火防災・環境保全委員会
出席：31 人 (役員 1 人、教員 19 人、事務職員 11 人)
- ⑥ 第 7 回 FD/SD 「いま求められている研究倫理－研究参加の同意を考える－」
開催形態：オンデマンド研修
日時：令和 5 年 3 月 1 日 (水)
講師：東北大学大学院文学研究科 田代志門准教授
出席：42 人 (役員 1 人、教員 33 人、事務職員 6 人、大学院生 2 人)

イ. 他機関の研修受講による資質の向上

他機関が実施する研修等に積極的に参加するよう促し、広い視野を持つ職員の育成に努めています。

- ① 日本私立看護系大学協会主催「新任教員向け研修会」
開催形態：動画視聴、参加者間のディスカッション

日時：令和4年8月14日（日）10:00～15:00

出席：新任教員5人

- ② 日本私立看護系大学協会主催「学校法人のガバナンス改革とこれからの私立大学の経営戦略」

開催形態：ライブ・オンデマンド配信併用

日時：令和4年10月24日（月）

出席：1人

- ③ 日本看護系大学協議会主催 会員校向け年1回の「説明会、報告会、研修会」

開催形態：ライブ・オンデマンド配信併用

日時：令和5年3月25日（土）

ライブ出席：3人

他にWebセミナー（災害看護フォーラム、看護学教育セミナー等）についても教職員に積極的な受講を促しています。

- ④ 日本私立大学協会主催研修会等

・広報担当者会議（令和4年9月5日（月））

・国際交流推進協議会（令和4年9月14日（水））

・教務部課長相当者研修会（令和4年10月6日（木）～10月13日（木））

・経理部課長相当者研修会（令和4年10月17日（月）～10月28日（金））

・大学設置基準改正説明会（令和4年9月22日（木））

開催形態：オンデマンド配信

出席：学長、常務理事、事務局長、各課長等

◇エビデンス集・資料編

【資料4-3-1】2022年度第1回FD研修会のお知らせ「大学教員としての研究およびその社会還元と科研費」

【資料4-3-2】感染に関するFD/SD研修会のお知らせ「SARS-CoV-2変異株による感染および症状等の変遷と予防対策」

【資料4-3-3】第4回FD研修会開催のお知らせ「科研費等の公的研究費の適切な使用について」

【資料4-3-4】新任教員向け研修会「大学教育とは」

【資料4-3-5】JANPU説明会・報告会・研修会

【資料4-3-6】JANPU災害支援対策委員会企画2022年度災害フォーラム

【資料4-3-7】FD・SD研修会一覧（令和3年度・令和4年度）

ウ. 人事評価を活用した資質・能力の向上

教員の人事評価については、現在「連絡調整会議」において検討中であり、教育への貢献度、研究活動の状況、大学運営への参加、地域貢献等を柱に評価項目を設定し、各領域長と「自己点検・評価委員会」で点検・調整の上、学長が最終的な評価を行う仕組みを考えています。また、その結果は、被評価者にフィードバックされ、個々の自己改善に役立てていくことを狙いとしています。

事務職員については、各課長が課員との面談により、現在の業務内容、課題、要望等を聴取して個人ごとの「人事評価調書」としてまとめ、客観的な評価となるよう事務局長と3課長で調整しています。結果は、課員にフィードバックされ、自己改善に役立ていくシステムとなっています。

上記のように、本学の人事評価は、職員の資質・能力の向上のため実施するものであり、職員規模等を念頭に入ると、当面、評価結果の処遇への反映は考えていません。

◇エビデンス集・資料編

【資料 4-3-8】教員業績評価用調査シート

【資料 4-3-9】事務職員の人事評価について

[自己評価]

ここ3か年はコロナ禍にあって、文部科学省や私立大学協会等の対面での研修機会は少なかったですが、本学では、以上のようにできる限りの研修機会等を設け、その充実に努めています。また、教員、事務職員の人事評価は緒に就いた段階ではありますが、現段階における有効な活用に努めており、適切な対応がなされているものと判断します。

(3) 4-3 の改善・向上方策（将来計画）

職員のさらなる資質の向上を目指し、本学の運営上の課題や教育に関する社会的変化等に関するテーマ設定や外部の専門家を講師に迎えるなど、SD 研修の充実に努めていきます。また、教員相互の授業参観も有効性が確認されており、この拡充にも努めていきます。さらに、職員の人事評価については、他大学の例も参考にその精度を高めていきたいと考えています。

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

(1) 4-4 の自己判定

基準項目 4-4 を満たしています。

(2) 4-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

[事実の説明]

本学の研究環境の整備については、研究室や図書館、研究用の機器備品等の整備とともに、後述する「4-4-③研究活動への適切な資源配分」も組み合わせて、研究環境整備に努めていきたいと考えています。

本学では、教員の研究活動スペースとして、准教授以上の教員には独立した研究室を用意しており、講師、助教及び助手については 2~3 人に 1 室の共同研究室を整備しています。さらに教員間で研究上の打合せ等を行う共用スペースとして 4 階のフロアにミーティ

ングルームも設けています。

また、図書館には、研究上必要な蔵書を配備しており、さらに毎年度、各教員の要望を聴いて教育・研究に必要な図書の充実を図っています。機器・備品も適切に整備されており、毎年度の予算要求・査定を経て、さらなる充実に努めています。

ICT 環境については、研究を推進するための文献検索（最新看護索引、メディカルオンライン、医中誌、CINAHL）や電子ジャーナル等が快適に利用できるよう整備しています。

◇エビデンス集・資料編

【資料 4-4-1】研究室の配置図

【資料 4-4-2】図書の購入状況

【自己評価】

本学では、教員の活発な研究活動が行われるよう、必要なハード面の整備が行われており、後述の研究資金の有効な活用と合わせて、研究環境の整備と運用・管理は適切に行われているものと判断します。

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

【事実の説明】

本学の教員は、学術研究の信頼性と公正性の確保を目的として定めた「岩手保健医療大学の研究活動における行動規範」を遵守して研究活動を行っています。また、研究倫理に関する規程として「岩手保健医療大学における研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する取扱規程」「岩手保健医療大学における公的研究費の適正管理に関する規程」を整備し、各々の規程に基づいて運用しています。

ア. 研究倫理の審査

研究倫理については、「岩手保健医療大学研究倫理審査委員会規程」を定め、本規程に基づき審査委員会を設置し、厳正で適切な審査を行っています。

「研究倫理審査委員会」は基本的に毎月開催されており、委員は男女で構成し、分野を異にする研究者（医学・倫理学、社会学、看護学）、一般人の代表、研究倫理審査委員経験者、他機関に所属する者で構成しています。

審査は、教員や学生から申請された研究計画書を基に、研究内容や方法が倫理性を確保されているかどうかについて行い、審査結果は申請者に伝達されるとともに、併せて適切なアドバイスもしています。

また、審査後の実施状況を把握するため、毎年度（年度末）、申請者に当該年度に行った研究状況を整理した報告書の提出を求め、事後の確認をしています。

イ. 研究倫理意識を高めるための研修の実施

研究倫理に関する意識と知見を高めるため、毎年 1 回以上、「研究倫理審査委員会」主催の「研究倫理に関する研修会」を実施するとともに、教員と大学院生に国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）が提供する研究倫理教材（e ラーニングプログラム）の履修

を義務付けています。

また、前述の規程や各々のマニュアルを作成し、研究費の不正使用の防止に係る研修も実施して周知を図っています。

◇エビデンス集・資料編

- 【資料 4-4-3】岩手保健医療大学の研究活動における行動規範
- 【資料 4-4-4】岩手保健医療大学研究倫理審査委員会規程
- 【資料 4-4-5】令和 4 年度岩手保健医療大学研究倫理審査委員会委員名簿
- 【資料 4-4-6】研究倫理に関する研修会及び研究費の不正使用防止に関する研修会の開催状況
- 【資料 4-4-7】国立研究開発法人科学技術振興機構が提供する研究倫理教材（e ラーニング）の履修状況
- 【資料 4-4-8】岩手保健医療大学における研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する取扱規程
- 【資料 4-4-9】岩手保健医療大学における公的研究費の適正管理に関する規程
- 【資料 4-4-10】研究活動における不正行為の防止マニュアル
- 【資料 4-4-11】公的研究費の管理・監査のガイドラインと不正防止等対応マニュアル
- 【資料 4-4-12】「科研費等の公的研究費の適切な使用について」（研修資料）

[自己評価]

研究倫理については、関連する規程を定めており、規程に基づいて適正な審査を行っています。また、教員や学生の意識を高める取組として、研究倫理に関する研修会等を実施しており、厳正な対処と運用が行われているものと判断します。

4-4-③ 研究活動への資源の配分

[事実の説明]

本学では、教員の研究活動を活性化していくため、適切な資源配分と研究推進のための支援を行っています。

ア. 個人研究費及び学内共同研究費

各教員には、個人研究を支援するため、「個人研究費」（教授・准教授・講師・助教は年間 30 万円、助手は年間 10 万円。大学院担当教員は、担当する大学院生 1 人当たり年間 10 万円を加算）を支給しています。この個人研究費は、「岩手保健医療大学教員研究費規程」及び「教員研究費規程の運用に当たりの考え方」に基づき、会計課の管理の下で使用されています。

さらに、教員が連携して研究を進めるため「学内共同研究費」（総額年 200 万円）を設けており、「岩手保健医療大学学内共同研究規程」により運用されています。学内共同研究費は、大学が重点を置いているテーマに関する研究（学内プロジェクト研究）と複数の教員が自由に研究課題を設定した独自の研究プロジェクトに対して配分しており、各プロジェクトは、配分された研究費の中で研究テーマに即した設備備品を整備するとともに、各プロジェクトに共通するものとして統計ソフト（SPSS）なども整備しています。

採択に係る審査は、教授陣と研究委員会メンバーにより、申請された研究計画について行われており、領域長以外の研究者からのアドバイスを得る機会でもあり、領域を超えた本学の研究の底上げを図る仕組としても機能しています。

以上のような審査を経て、令和 2 (2020) 年度と令和 3 (2021) 年度はそれぞれ 2 題の学内プロジェクト研究と 3 題の独自の研究プロジェクトを、令和 4 (2022) 年度は 1 題の学内プロジェクトと 4 題の独自の研究プロジェクトが採択されており、研究活動の活性化が図られています。

なお、学内共同研究費を用いた研究成果は、毎年、年度末に開催される「学内研究報告会」において報告され、学内に研究成果が還元されています。

◇エビデンス集・資料編

【資料 4-4-13】大学院における教員研究費に係る申し合わせ

【資料 4-4-14】岩手保健医療大学教員研究費規程

【資料 4-4-15】教員研究費規程の運用に当たっての考え方

【資料 4-4-16】岩手保健医療大学学内共同研究規程

【資料 4-4-17】学内共同研究費のプロジェクト別配分状況

【資料 4-4-18】2022 年度岩手保健医療大学 学内研究報告会

イ. 科学研究費補助金等の外部研究資金の獲得

外部研究資金、とりわけ科学研究費補助金（以下「科研費」という。）の獲得のため、以下のような支援を行っています。

科研費の獲得については、毎年前期後半（8 月上旬）に、「研究委員会」主催の「科研費申請支援 FD」を実施しています。FD の講師は、これまで科研費の獲得実績のある教授等が務め、講義形式で行われています。講義内容は、科研費獲得の意義、申請書作成の要点、科研費獲得に関する経験談等で構成されており、参加者との質疑応答も行われます。さらに FD の講義内容は、当日参加できなかった教員が、後日オンデマンド方式で視聴できるように配慮しています。

上記の企画に加えて、本学では、科研費の申請に当たり、領域長による申請書作成指導とともに、他領域の教員からコメントやアドバイスを得る機会として独自の「科研費申請セカンドオピニオン」制度を設けています。

こうした取組によって、令和 4 (2022) 年度の申請件数は、本学教員が研究代表となっているものが 7 件、研究分担者としての申請は 7 件となっています。令和 3 (2021) 年度の採択結果は、研究代表としての申請 6 件のうち、2 件が新規に採択されています。

本学は小規模な大学ではありますが、令和 5 (2023) 年 5 月時点での科研費の採択数は新規及び継続を含めて、研究代表で 5 件、研究分担は 3 件であり、一定の実績を挙げています。

以上のような支援によって得られた研究成果は、学会における報告、論文の公表はもちろん、学内で毎年刊行している『自己点検・評価報告書』にまとめており、年度ごとの研究業績の総覧が可能となっています。

また、これらの業績は、ホームページの教員紹介欄にも、これまで研究業績とともに掲

載しており、全教員に対し、Research Map への情報掲載と随時の情報更新の呼掛けも行っています。

◇エビデンス集・資料編

【資料 4-4-19】 科学研究費補助金に係る研修会の開催状況

【資料 4-4-20】 科研費申請セカンドオピニオン体制について

【資料 4-4-21】 外部資金の獲得状況

【資料 4-4-22】 岩手保健医療大学ホームページ「学部・大学院」>「教員紹介」

[自己評価]

教員の研究活動を支援するための研究費は、関係規程に基づいて適切な配分が行われ、また、外部資金の獲得のための講演会の開催やベテラン教員による適切な支援も行っており、実績も徐々に上がってきています。これらのことからソフト面においても、適切な資源の配分等が行われているものと判断します。

(3) 4-4 の、改善・向上方策（将来計画）

上記に記した教員の物的な研究環境をさらに充実させるとともに、本学の研究レベルの向上のため、ベテラン教員による若手教員への効果的な支援策を探っていくことが重要と考えています。また、科研費等の外部資金獲得のため、現状の資源のより有効的な配分の検討を進めたいと考えています。

なお、研究倫理の確保や不正行為の回避等については、これまでの取組を継続するとともに、今まで以上の意識の向上に努めていきます。

[基準 4 の自己評価]

本学は、学長が適切なリーダーシップを発揮するための補佐体制等の整備とともに、学内諸規程に基づき設置された各組織が役割、権限、責任を明確にして適切に運営されており、教学マネジメントは有効に機能しています。

教員組織は、大学設置基準等に定められた基準を上回って整備しており、教員の採用及び昇任についても、関係諸規程に基づき適切に運用しています。

教員の職能開発については、「FD 委員会」を設置し、看護学を取巻く新たな情報や「授業評価アンケート」等から課題を見つけ、これに対応した研修等を適切に実施し、教育内容・方法の改善に結び付けています。

また、大学運営や大学教育に関する知見を高めるため、職員（教員を含む。）を対象とした研修の実施や他機関の研修に積極的に参加し、資質・能力の向上に努めています。

研究活動については、設備、備品、図書、ICT 環境の整備充実や適切な研究費の配分等による研究環境の充実に努めるとともに、外部資金の獲得のための研修会の開催や若手教員への研究支援等により、その活性化に努めています。

また、研究倫理については、学内諸規程に基づき厳正な対処を行うとともに、研究費の不正使用等に関する知見等を含め、研修会の実施等によって適切な対応を行っています。

以上のことから、基準 4 は満たしているものと判断します。

基準 5. 経営・管理と財務

5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

(1) 5-1 の自己判定

基準項目 5-1 を満たしています。

(2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

【事実の説明】

大学の設置者である学校法人二戸学園は、「学校法人二戸学園寄附行為（以下「寄附行為」という。）第3条において、「この法人は、教育基本法及び学校教育法並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に従い、学校教育を行うことを目的とする。」として、本法人の社会的使命と目的を明確に定めるとともに、教育基本法及び学校教育法、私立学校法等の法令を遵守し、規律をもった運営を行っています。

役員の規律性については、「学校法人二戸学園倫理規程」「学校法人二戸学園役員行動規範」「学校法人二戸学園理事の内部規律に関する規程」を制定するとともに、職員については、「学校法人二戸学園岩手保健医療大学就業規則」に加え、「学校法人二戸学園教職員行動規範」を定め、コンプライアンス意識の徹底に努めています。

情報の公表については、私立学校法及び私立学校法施行令で公表を義務付けられている寄附行為、監査報告書、財務諸表、事業報告書及び役員等名簿等のほか、学校教育法施行規則第172条の2で示される教育情報の9項目を大学ホームページで公表しています。

また、私立学校として今後とも高い公共性を追求するとともに、時代の変化と要請に柔軟に対応し、社会から信頼され持続的に発展する高等教育機関として有り続けるため、日本私立大学協会が策定したガバナンス・コード<第1版>に準拠した、「学校法人二戸学園岩手保健医療大学ガバナンス・コード」を制定しています。

法人の運営は、「学校法人二戸学園理事会運営規程」に基づき、理事会を定期的に開催しており、評議員会についても同時期に定期的に開催しています。

理事、評議員は、法人運営の基幹となる上記の会議において、法人及び設置学校の実情把握と意見交換等を積極的に行っており、監事も両会議には必ず出席し必要に応じ意見を述べており、それぞれの役割を十分に果たしています。

◇エビデンス集・資料編

【資料 5-1-1】学校法人二戸学園寄附行為（【資料 F-1】再掲）

【資料 5-1-2】学校法人二戸学園倫理規程

【資料 5-1-3】学校法人二戸学園役員行動規範

【資料 5-1-4】学校法人二戸学園理事の内部規律に関する規程

【資料 5-1-5】学校法人二戸学園岩手保健医療大学就業規則

【資料 5-1-6】学校法人二戸学園教職員行動規範

- 【資料 5-1-7】 岩手保健医療大学ガバナンス・コード
- 【資料 5-1-8】 岩手保健医療大学ホームページ「情報公開」
- 【資料 5-1-9】 学校法人二戸学園理事会運営規程
- 【資料 5-1-10】 理事会の開催状況（【資料 F-10②】再掲）
- 【資料 5-1-11】 評議員会の開催状況（【資料 F-10③】再掲）

【自己評価】

私立学校法等の法令及び本法人の寄附行為や諸規程に沿った法人運営に努めており、また、法令等で義務付けられた公表すべき情報もホームページで公開しており、規律と誠実性を持った運営がなされているものと判断します。

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

【事実の説明】

本法人では、寄附行為第3条、大学学則第1条及び大学院学則第1条に掲げている本学の使命・目的の実現に向けて、「内部質保証に関する方針」を定め、令和2（2020）年度から令和7（2025）年度までの6年間の中期計画を策定しています。

毎年度策定する事業計画及び収支予算は、中期計画に連動して作成しており、年度終了後の事業報告書及び決算書類は、事業計画等の達成状況を中心にまとめています。

毎年度の事業計画と予算は、予め評議員会の意見を聴き、理事会で決定しており、事業報告及び決算は理事会で承認の後、評議員会に報告し、意見を聴いています。

また、監事は、会計監査とともに、年度ごとに重点項目を定めた業務監査を行っており、その結果を「監査報告書」としてまとめ、理事会、評議員会に報告しています。

さらに、令和4（2023）年度には、令和3（2022）年度までの中期計画の中間報告実績等を取りまとめ、理事会及び評議員会に報告しています。

以上のように、理事会や評議員会での議論及び監事の活動と中期計画を中心においた点検作業を通して、使命・目的の実現に向けての継続的な取組を行っています。

◇エビデンス集・資料編

- 【資料 5-1-12】 内部質保証に関する方針
- 【資料 5-1-13】 中期計画〈令和2（2020）年度～令和7（2025）年度〉 令和2年1月29日制定（令和3年10月13日改定）（【資料 1-2-8】再掲）
- 【資料 5-1-14】 令和5年度事業計画（【資料 F-6】再掲）
- 【資料 5-1-15】 令和5年度収支予算書
- 【資料 5-1-16】 令和4年度事業報告書（【資料 F-7】再掲）
- 【資料 5-1-17】 令和4年度計算書類（【資料 F-11①】再掲）
- 【資料 5-1-18】 監査報告書（【資料 F-11②】再掲）
- 【資料 5-1-19】 中期目標・中期計画（令和2年度～7年度）に関する達成状況

【自己評価】

理事会や評議員会での議論、監事の活動とともに、本法人の中期計画を中心に据えた目

標達成への努力等により、寄附行為等に掲げている本学の使命・目的の実現に向けて継続的な努力を続けているものと判断します。

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【事実の説明】

本学の校舎などすべての建築物には耐震対策がなされており、耐震化率 100%となっています。また、安全衛生管理については、「学校法人二戸学園岩手保健医療大学衛生委員会規程」を設け、法令及び規程に基づき必要な職務を遂行しています。

人権侵害の防止対策については、「ハラスメント防止対策委員会」が中心となって活動を行っています。特に学生に対しては、入学時オリエンテーションにおける注意喚起、ハラスメントの防止等に関する指針を示した「ハラスメント防止・対応ハンドブック」を大学ホームページに掲載して周知徹底しています。また、図書館内へのハラスメントに関する「相談箱」の設置及び「ハラスメント相談員」による個別相談の窓口を設けるなどの取組を行っています。

個人情報の保護についても「学校法人二戸学園個人情報取扱規程」において、個人情報の取扱いに関する基本事項を定めるとともに、「プライバシーポリシー」及び「ソーシャルメディアポリシー」により、大学の教育・研究活動や諸業務が適正かつ円滑に行われるよう配慮するとともに、個人の権利利益の保護に努めています。

安全に関する配慮として、「防火防災・環境保全委員会」は、感染症予防や熱中症に関する注意喚起を行うなど、学生及び職員の良い環境の確保に努めています。また、防火・防災に関するマニュアルを策定し、災害時の危機管理体制を整備するとともに、新採用職員及び新入生を対象に、毎年度防災訓練を実施しています。

なお、コロナ感染症拡大への機動的な対応のため、令和2年（2020）年度に「岩手保健医療大学危機管理本部要項」を定め、学長を本部長とする「岩手保健医療大学危機管理本部」を設置し、毎週開催して学内の感染対策、学生・職員への注意喚起、臨地実習等を始めとする教育実施等について関連委員会や関連部署と連携して対処しています。

また、上記本部会議は、上記の対応のほか、地震や水害等の災害への対応方針を示すなどの中心的組織としても機能しています。

◇エビデンス集・資料編

【資料 5-1-20】 学校法人二戸学園岩手保健医療大学衛生委員会規程

【資料 5-1-21】 学校法人二戸学園ハラスメント防止規程（【資料 2-4-5】再掲）

【資料 5-1-22】 学校法人二戸学園個人情報取扱規程

【資料 5-1-23】 プライバシーポリシー（【資料 2-5-7】再掲）

【資料 5-1-24】 ソーシャルメディアポリシー

【資料 5-1-25】 防火防災・環境保全委員会規程

【資料 5-1-26】 災害対策マニュアル

【資料 5-1-27】 感染対策マニュアル

【資料 5-1-28】 不審者等侵入対策マニュアル

【資料 5-1-29】 岩手保健医療大学危機管理本部要項

【自己評価】

環境保全、人権及び安全に関する諸規程を定め、規定に基づく委員会の設置や関連する諸活動を展開しており、本基準項目を満たしているものと判断します。

(3) 5-1 の改善・向上方策（将来計画）

今後とも公共性の高い学校法人としての責務を果たしていくため、経営の規律と誠実性の維持・向上に努めるとともに、中期計画を中心に据えて、使命・目的の実現に向けて、改善も含み、継続的な努力をしていきたいと考えています。

また、環境保全、人権、安全等に関しては、より快適な職場環境、学生生活環境の実現に向けて、現状における課題を洗い出し、改善に努めていきたいと考えています。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 5-2 の自己判定

基準項目 5-2 を満たしています。

(2) 5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【事実の説明】

寄附行為及び「学校法人二戸学園理事会運営規程」の規定に基づき、理事会は学校法人の業務に関する意思決定機関として位置付けており、評議員会は諮問機関として位置付けて適切な手続き等を踏まえて運営しています。理事長は本法人を代表して、寄附行為に規定する職務を行うとともに、理事長の適切な意思決定を補佐するため、学校法人の運営についての知見と経験を有する常務理事 1 人を置いています。

理事は、寄附行為の定めに従い 9 人が選任されており、理事には、財務や医療行政に詳しい人材や地域の教育実態に詳しい人材が選任されています。また、「学校法人二戸学園理事の主管職務に関する内規」を定め、各理事は、分担事項を中心に法人や大学運営の意思決定に関わっています。また、適切な理事会運営を支える仕組として、経営サイドと教学サイドとの意思疎通と情報共有を図るとともに、理事会で決すべき重要事項についての事前調整や新たな課題の方向性を協議する場として、「学校法人二戸学園運営協議会規程」に基づき「運営協議会」を設置しています。「運営協議会」は、理事長、常務理事、理事 2 人、学長、幼稚園長、学部長（現行は学長兼務）、研究科長、事務局長、学長が指名する教職員 2 人で構成し、理事会開催前に開催、理事会の意思決定の際の重要な位置を占めています。

なお、監事 2 人もオブザーバーとして本会議に出席しており、本会議の議事内容は理事会に報告されています。

◇エビデンス集・資料編

【資料 5-2-1】学校法人二戸学園寄附行為（【資料 F-1】再掲）

【資料 5-2-2】学校法人二戸学園理事会運営規程（【資料 5-1-9】再掲）

- 【資料 5-2-3】 学校法人二戸学園運営協議会規程（【資料 1-2-5】再掲）
- 【資料 5-2-4】 理事会、評議員会、監事及び運営協議会の相関図
- 【資料 5-2-5】 役員等の氏名等（理事）（【資料 F-10①】再掲）
- 【資料 5-2-6】 役員等の氏名等（監事）（【資料 F-10①】再掲）
- 【資料 5-2-7】 役員等の氏名等（評議員）（【資料 F-10①】再掲）
- 【資料 5-2-8】 理事会・評議員会の開催状況（【資料 F-10②③再掲）
- 【資料 5-2-9】 学校法人二戸学園理事の主管職務に関する内規
- 【資料 5-2-10】 理事の主管職務計画に関する申合せ
- 【資料 5-2-11】 学校法人二戸学園運営協議会規程（【資料 1-2-5】再掲）

【自己評価】

理事会が期待される役割を果たすため、理事長の補佐体制を整えるとともに、理事構成の工夫や、特に重要な位置付けとして「運営協議会」を設置するなど、理事会が使命及び目的の達成に向けて迅速で適切な意思決定をしていく体制を整備しているものと判断します。

（3）5-2 の改善・向上方策（将来計画）

今後、改正される私立学校法等を踏まえ、適切な寄附行為を定め、より機動的な法人運営のための理事構成、チェック機能の強化の観点からの評議員構成を検討し、さらなる法人の健全な発展を目指します。

また、「運営協議会」の機能をさらに高めるため、現在、理事会開催に合わせて開催していますが、迅速性や審議内容をより深めていくため、開催回数や開催時期等について検討していくことを考えています。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

（1）5-3 の自己判定

基準項目 5-3 を満たしています。

（2）5-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

【事実の説明】

ア. 法人における意思決定の円滑化

法人及び法人と大学間のコミュニケーションを図り、意思決定の円滑化を高めていく上で、下記の「運営協議会」「法人運営調整会議」及び「連絡調整会議」が重要な役割を果たしています。

「運営協議会」は、理事長、常務理事、理事 2 人、学長、幼稚園長、学部長（現行は学長兼務）、研究科長、事務局長及び学長が指名する教職員 2 人を構成員とし、経営サイドと大学の教学部門、事務部門との情報共有を図るとともに、理事会議案の事前調整や設置

学校の新たな課題の方向性を協議することを目的として設置しています。

また、法人運営だけではなく、大学の教育研究活動や事務局が行う経営管理面の円滑な遂行を図ることを目的として「法人運営調整会議」を設置しています。この会議は、理事長、学長、学部長、常務理事、顧問及び事務局長を構成員（令和 5（2023）年度からは新たに学長補佐を追加）として組織され、毎週 1 回開催しています。本会議は、大学の現状や新たな課題について協議しており、理事長が行う法人運営や学長が行う教学事項に関する意思決定の円滑化の一助になっています。

「連絡調整会議」（毎週 1 回開催）は、学長、学部長、研究科長、教学委員会委員長、学生委員会委員長、国家試験対策支援委員会委員長、常務理事、顧問、事務局長、総務課長、学務課長、会計課長を構成員（令和 5（2023）年度からは新たに地域貢献・国際交流委員会委員長を追加）とし、大学における教学事項及び管理運営に関する事項について、円滑な遂行を図ることを目的として設置しています。

イ. 理事会・評議員会の意思決定への教学サイドの意見の反映

理事には、教学サイドから学長、研究科長等が選任され、評議員にも学長を含む学内教員 3 人が選任されており、理事会や評議員会において大学に関する議案が審議される際には、他の理事や評議員の識見に加え、学長等の実態に即した意見が、適切な意思決定に反映されています。

ウ. 大学における意思決定の円滑化

大学（学部）においては、教授会が意思決定の中核となっていますが、前段階においては、多角的な検討と意見の反映を可能にするため、各委員会において専門事項の検討と意見調整の上、素案の作成等が行われており、各領域では「領域会議」等を定例開催して、各教員からの提案や領域内の課題等について連絡・調整を図っています。なお、領域をまたがる課題等は、関係する委員会や教授会に汲上げて検討の方向性を審議しています。

また、令和 5 年度からは、教授会構成員となっていない助教及び助手との交流や意見交換の場として「学長と助教・助手との交流会」を立上げ、教育・研究及び大学運営に関して若手教員との積極的な意思疎通を図る場を設けています。

大学院教授会は、学長、研究科長、大学院の研究指導教員又は研究指導補助教員である教授並びに研究指導教員である准教授及び講師をもって構成され、大学院の教育研究に関する重要事項について各委員会との密接な連携の下、円滑な運営が行われています。

事務部門では、若手職員による「事務職員会議」を毎月開催し、業務の連絡・調整を図るとともに、本会議の議事内容は、幹部職員等で構成する「連絡調整会議」に報告され、課題として取上げられた事案については、「連絡調整会議」が中心になって解決に努めています。

◇エビデンス集・資料編

【資料 5-3-1】学校法人二戸学園運営協議会規程（【資料 1-2-5】再掲）

【資料 5-3-2】法人運営調整会議要項（【資料 1-2-6】再掲）

【資料 5-3-3】岩手保健医療大学連絡調整会議要項（【資料 4-1-12】再掲）

【資料 5-3-4】 事務職員会議について

〔自己評価〕

適切な法人及び大学の運営が行われるよう、法人には、「運営協議会」や「法人運営調整会議」等の経営サイドと教学サイドとの情報共有と意思疎通を密にする組織を設けており、大学においては、教授会を中心に各委員会が連携した運営を行っています。

また、理事会や評議員会の運営に当たっても、教学サイドの意見が適切に反映されるよう、学長、研究科長等が理事や評議員に選任されており、適切な運営がなされています。

以上のように、法人運営、大学運営ともに、関係組織が連携し有効に機能しており、各管理運営機関の意思決定の円滑化が図られているものと判断します。

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

〔事実の説明〕

法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの体制としては、大別すると理事会内のチェック、評議員会によるチェック、監事によるチェックがあります。

ア. 理事会内及び理事会によるチェック

理事会は、法人経営における最高意思決定機関として、大学や事務局から付議された事案について議論を行い、議案の修正等を行うなど、適切なチェック機能を果たしています。また、5-2-①の項で述べた理事の職務分担についての実施状況を各年度の決算時の理事会に報告することとしており、当該報告に対しての意見交換を行う等、理事間の相互チェックが行われる仕組みを設けています。

イ. 評議員会による法人運営に対するチェック

評議員は、寄附行為に従い適切な手続きを経て、法人職員、卒業生、学識経験者等 19 人が選任されています。

評議員会は、寄附行為の規定に基づいて毎年度の予算や事業計画等に関する事項について理事会前に意見を述べる権限を持っています。また、評議員会には理事会の議案と同一なものが報告され、多様な経歴を持つ評議員からは客観的かつ多様な意見が出されており、理事会が主導して行う法人運営に対し評議員会としてチェックの役割を果たしています。

なお、評議員会は、令和 3（2021）年度 5 回、令和 4（2022）年度 6 回開催しており、各回の評議員の出席状況は良好で、欠席する場合は書面意思表示書が提出され、適切に運営されています。

ウ. 監事による理事会、評議員会の運営状況のチェック

監事は、寄附行為の規定に基づき、適切な手続きを経て理事長が 2 人を選任しており、理事会及び評議員会に毎回出席して必要に応じて意見を述べています。

また、寄附行為の規定及び「学校法人二戸学園監事監査基準」に基づき、本法人及び大学が行う活動に関する業務監査を行っています。業務監査は、年度当初に「監査計画」として理事会に示され、法人に置く内部監査室の協力を得ながら実施しています。監査の結果は「監査報告書」としてまとめ、理事会及び評議員会に報告され、具体的改善点等の指

摘は関係部署に伝達され、改善に結び付けています。

なお、決算時に報告される理事の職務分担に係る報告を受け、監事は、監事が提示した「理事の職務執行評価に係る取扱い」に基づき各理事の職務執行に関する評価を行うこととしています。

エ. 大学における自己点検評価

大学においては、「自己点検評価委員会規程」に基づき、毎年度学部に置く各委員会及び各専門領域の活動状況と自己評価を「自己点検・評価報告書」としてまとめ、教授会とともに理事会に提出され、それぞれの内容についての意見を聴取しています。

[自己評価]

本法人では、上記のとおり理事会内、評議員会と理事会間、大学と理事会・評議員会内で、さまざまな形で適切なチェックが行われています。

また、監事は、各会議に陪席し必要に応じて意見を述べており、業務監査や会計監査を通して法人運営や大学運営に対してのチェックを行っています。新たな仕組みとして理事の職務監査も計画されており、法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックは、適切に機能しているものと判断します。

(3) 5-3の改善・向上方策（将来計画）

今後とも、基本法令をはじめ寄附行為及び学内諸規程を遵守し、適切な運営に努めていきたいと考えています。

なお、検討すべき課題としては、現状の理事会や評議員会に対して行う定例的な報告だけではなく、本学を取巻く厳しい状況の理解を深めるため、別途、教職員が詳細な財務状況や学生確保の課題、教育課程の在り方等に関するオープンな意見交換の場を設けるなどの取組を検討したいと考えています。

また、今後予定されている私立学校法改正による新たな理事会、評議員会、監事の役割と責任等を理解していく取組や、監事も含めた各管理運営機関のより一層のチェック機能の充実のための手法等を検討していきたいと考えています。

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 5-4の自己判定

基準項目 5-4 を満たしています。

(2) 5-4の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

[事実の説明]

本法人では、令和 2（2020）年度を起点とした令和 7（2025）年度までの中期計画を策定しており、これに連動して中期財務計画を策定し令和 4（2022）年 9 月の理事会におい

て承認を得ています。なお、令和 3（2021）年度の大学院設置に伴い、中期計画に追加変更を加え、理事会及び評議員会に諮り、承認を受けています。

各年度の収支予算案及び事業計画は、上記の中期計画とこれに連動した中期財務計画を基に作成しており、理事会及び評議員会に諮り、承認を受けて執行しています。

具体的な予算案の策定に当たっては、会計課において各種委員会及び各看護領域から予算要望項目と必要額についてのヒアリングを行い、財務担当理事とも相談の上で予算案を策定しています。また、予算策定時には予定されていなかった新たな計画が事業内容を含めて確定した場合には、補正予算案を策定し、理事会及び評議員会に諮り、承認を受けています。

予算の執行時には、各委員会及び各領域から会計課に提出された購入内容確認書と予算内容をチェックして、都度に内容の妥当性を確認しています。

◇エビデンス集・資料編

【資料 5-4-1】中期計画〈令和 2（2020）年度～令和 7（2025）年度〉 令和 2 年 1 月 29 日
制定（令和 3 年 10 月 13 日改定）（【資料 1-2-8】再掲）

【資料 5-4-2】中期資金収支計画表、中期事業活動収支計画表

【資料 5-4-3】令和 5 年度事業計画（【資料 F-6】再掲）

【資料 5-4-4】令和 5 年度収支予算書（【資料 5-1-15】再掲）

【資料 5-4-5】予算編成の仕組み（概念図）

【資料 5-4-6】予算と決算に乖離がある場合の補正予算編成

【自己評価】

中期財務計画を基本に、各年度において可能な財源確保と大学運営に必要な経費のバランスに留意した予算計画を策定し、適切な執行に努めており、中長期的な計画に基づく適切な財務運営が行われているものと判断します。

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【事実の説明】

事業活動収支差額は、平成 29（2017）年度の開学時から令和 2（2020）年度までは法人全体及び大学単独ともにマイナスで推移しましたが、令和 3（2021）年度から私立大学等経常費補助金の対象となったこともあり、令和 3（2021）年度の経常収支差額比率はプラスに転じました。なお、令和 4（2022）年度の入学者数が定員 80 人に対し 54 人と大幅に下回ったことの影響から、現時点において令和 4（2022）年度以降、当面の間の経常収支差額比率は、マイナスで推移するものと見込んでいますが、令和 5（2023）年度入試においては、入学者を 78 名確保でき、若干の改善が図られています。なお、資金収支上では収入と支出のバランスは維持されており、設備・備品等の整備に機動的に対応するための手元流動性は確保されています。

過去5年間の経常収支及び期末現預金の状況（単位：千円）

| | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|-------------------|-----------|-----------|----------|---------|----------|
| 経常収支差額 | △ 140,041 | △ 144,205 | △ 69,834 | 53,275 | △ 16,645 |
| 特別収支差額 | 29,954 | 8,729 | 12,675 | 5,574 | 77,752 |
| 基本金組入前当 年度収支差額 | △ 110,086 | △ 135,476 | △ 57,159 | 58,848 | 61,107 |
| 期末現預金 | 232,729 | 170,889 | 181,154 | 264,094 | 298,505 |

これを財務指標で見ると、負債を含めた資産に対する自己資産の状況を示す「純資産構成比率」、短期的な支払い能力を示す「流動比率」や自己資産で基本金組入れ対象資産を取得しているかを示す「基本金比率」は、健全な数値を示していますが、「人件費比率」は依然として高水準であり、教育研究活動の維持、充実のための「教育研究経費比率」は低水準で推移しています。

また、引続き、独立行政法人日本学術振興会が取扱う科学研究費助成事業や寄付金等の外部資金の獲得に注力し、財務の安定化に努めていきたいと考えています。

◇エビデンス集・資料編

【資料 5-4-7】 貸借対照表関係比率、事業活動収支計算書関係比率、活動区分資金収支計算書関係比率（【表 5-2～5-5】再掲）

【資料 5-4-8】 外部資金の獲得状況（【資料 4-4-21】再掲）

【自己評価】

資金収支計画においては、収入と支出のバランスは概ね保たれ、主要財務指標も概ね健全な状況を示しており、安定した財務基盤が確立されているものと判断します。

（3）5-4の改善・向上方策（将来計画）

財務の安定化のためには、学生生徒等納付金を主たる収入源とする本学においては、学生の確保が最も重要と考えています。これまでの学生確保方策や岩手県内の進学動向等を検証し、従来の広報活動を基本としつつ、県内の進学動向が最も分かる高校訪問や令和4（2022）年度から実施している「進路指導教員懇談会」等を通じた活動に重点を置くこととしています。

また、人件費比率の低減や教育研究経費比率の向上に向けて、他の経費の見直しをさらに進め、新規教職員の採用時における給与水準の見直しや管理経費を初めとする教育研究経費以外の抑制など、教育研究経費の財源確保に努めて参ります。

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

（1）5-5の自己判定

基準項目 5-5 を満たしています。

(2) 5-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-5-① 会計処理の適正な実施

【事実の説明】

会計処理は、学校法人会計基準に準拠し、「学校法人二戸学園経理規程」の規定に基づき適切に実施しています。また、仮に問題が生じた場合には、監事、会計監査人及び日本私立学校振興・共済事業団等に照会し、指導・助言を受けながら会計処理の適正化に努めています。

固定資産、物品の管理については、上記「経理規程」及び「学校法人二戸学園固定資産及び物品管理規程」に従って適切に実施しています。なお、有価証券による資金運用の例はありませんが、将来を見据えて「学校法人二戸学園資金運用規程」を整備しています。

【自己評価】

会計処理の判断が難しい取引等については、学校法人会計基準等の関連法規を参照しつつ、会計監査を担当する公認会計士や税理士資格を有する監事に相談し、その指導・助言を受けて処理しており、会計処理は適正に実施されているものと判断します。

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

監査は、私立学校振興助成法第 14 条第 3 項に基づく公認会計士による会計監査、私立学校法第 37 条第 3 項に基づく監事による監査、法人に置く内部監査室が実施する内部監査から成っています。

監事は、弁護士 1 人と公認会計士 1 人の計 2 人で構成され、私立学校振興助成法に基づく会計監査のほか、大学運営全般についての業務監査も実施しています。

公認会計士である監査法人による会計監査や監事による会計監査は、計算書類の点検・確認を基本に、会計担当者からのヒアリングを加えて実施しており、決算時には監事による「監査報告書」が作成され、決算案が付議される理事会及び評議員会において報告されています。なお、毎年度の計算書類については、理事会及び評議員会に報告した後、文部科学省に届出るとともに、ホームページに公開しています。

また、監事、内部監査室及び会計監査人による三様監査により情報交換や情報の共有化を図っており、現状における監査の適切性を確認しています。

◇エビデンス集・資料編

【資料 5-5-1】学校法人二戸学園経理規程、調達規程、固定資産及び物品管理規程、資金運用規程

【資料 5-5-2】令和 4 年度計算書類（【資料 F-11①】再掲）

【資料 5-5-3】令和 4 年度財産目録

【資料 5-5-4】独立監査人の監査報告書

【資料 5-5-5】監査報告書（【資料 F-11②】再掲）

【資料 5-5-6】文部科学省への提出書類

【自己評価】

会計監査は、関係法令等に基づき、公認会計士による監査、監事による監査、内部監査室による監査を実施し、理事会等への監査結果の報告等、適切に行われています。また、監査後には、前記3者による三様監査を行い、監査の質の向上にも努めており、適切な体制の下で厳正に実施されているものと判断します。

(3) 5-5 の改善・向上方策（将来計画）

学校法人会計に基づき、適正な会計処理を行うことで、経営状況を明確にするとともに、課題を洗い出し、適切な対処案を検討していきます。また、会計処理上の疑問点等については、監査法人や監事に適宜確認し、適切な対処を行うとともに会計担当者の資質を高めるため、外部研修へも積極的参加を促していきます。

【基準5の自己評価】

本法人は、教育基本法、学校教育法、私立学校法、大学設置基準等の国の関係法令を遵守するとともに、寄附行為や学則等の法人内部の諸規程に基づき、経営の規律と誠実性を維持しながら、円滑な運営に努めています。

法人運営に当たっては、意思決定の最高機関としての理事会、諮問機関としての役割を担う評議員会及び監査機能を有する監事が法人運営の柱としてそれぞれの役割を果たしており、その結果、相互チェック体制も適切に機能しているものと考えています。

さらに、法人運営と大学運営が適切かつ円滑に行われるよう、理事サイド、教学サイド、事務サイドの意識の共有化を図るため、「運営協議会」等の補助的組織を設け、機能的な運営を行っています。

本法人は、令和2（2017）年度から令和7（2025）年度までの6年間の中期計画を策定し、当該計画に基づいて各年度の事業計画を立てて、その達成に向けた取組を着実に進めています。

適切な収支バランスを基盤とした安定した財務の確立のため、主要財務指標の経年変化を分析することにより原因を洗い出し、解決に向けた努力を続けています。

また、会計処理は、学校法人会計基準等の関係法令や諸規程に基づき適正に行っており、結果から得られた課題（学生確保等）については十分認識し、基準項目2-1で説明しているとおり、適切な対応に全学を挙げて取り組んでいます。

会計監査は、私立学校振興助成法に基づく公認会計士による会計監査、監事による私立学校法に基づく監事監査、内部監査室による内部監査が実施され、これら三者による適切な監査体制が整備されています。

以上のことから、基準5は満たしていると判断します。

基準 6. 内部質保証

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 6-1 の自己判定

基準項目 6-1 を満たしています。

(2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

[事実の説明]

ア. 大学における自己点検組織の設置と活動

学則第 2 条において「本学は、教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究等の状況について、自ら点検及び評価を行い、その結果に基づいて教育研究活動等の改善及び充実に努める。」と定めています。また、大学院学則第 2 条においても、同様に自己点検・評価について規定しています。

これらを達成するために、「自己点検評価委員会規程」において、大学の教学事項に関する自己点検・評価を恒常的に実施し、結果を基に継続的な改善活動を行い、本学の教育研究活動の質を保証することを定め、学長を委員長に、学部長が選出する専任教員、総務課長、事務局長が選出する事務職員及び委員会が必要と認めた者で「自己点検評価委員会」を構成しています。

また、自己点検評価の結果を大学全体で共有し、本学の教育・研究の改革や改善に繋げるために、「内部質保証に関する方針」を策定し、「内部質保証体制図」「PDCA サイクル概念図」によって、内部質保証の仕組みや改革・改善等の責任体制を明確にし、これらの仕組みを教職員が共通認識できるよう、FD(Faculty Development)・SD(Staff Development)研修会において説明しています。

イ. 法人全体の自己点検組織と活動

また、法人に「学校法人二戸学園中期計画・評価委員会（以下「中期計画・評価委員会」という。）」を置き、中期計画及び各年度の事業計画の策定、大学の教育・研究、管理運営、施設設備等の状況に係る自己点検・評価に関することを所掌しています。

本委員会は、常務理事を委員長に、学長、学部長、研究科長、事務局長等で構成し、中期計画・評価委員会の下には、「教育・研究部会」「管理・運営部会」及び「附属幼稚園部会」の 3 つの部会を置いています。「教育・研究部会」は教授会に置く各委員会の委員長等で構成し、大学の「自己点検評価委員会」と連携して大学の教育・研究に係る部分の計画策定、評価等を行っています。また、「管理・運営部会」は、事務局が主体となって計画の策定、評価を行っています。

中期計画・評価委員会では、上記のような体制を整備し、理事会が定めた「内部質保証に関する方針」に沿って、各部会が協力して令和元（2019）年度には「学校法人二戸学園中期計画（令和 2（2020）年度～令和 7（2025）年度／以下「中期計画」という。）」及び「岩手保健医療大学ガバナンス・コード（以下「ガバナンス・コード」という。）」を制定しており、また、各年度には、「中期計画」に連動した「事業計画」を策定しています。

これらの最終案は、「中期計画・評価委員会」が調整の上、理事会に付議し、承認を得て教授会（大学院を含む。）及び関係部署に周知しています。

◇エビデンス集・資料編

- 【資料 6-1-1】岩手保健医療大学学則、岩手保健医療大学大学院学則（【資料 F-3①②】再掲）
- 【資料 6-1-2】自己点検評価委員会規程
- 【資料 6-1-3】岩手保健医療大学大学院自己点検評価委員会規程
- 【資料 6-1-4】内部質保証に関する方針（【資料 5-1-12】再掲）
- 【資料 6-1-5】内部質保証体制図
- 【資料 6-1-6】本法人の PDCA サイクル概念図
- 【資料 6-1-7】学校法人二戸学園中期計画・評価委員会規程
- 【資料 6-1-8】中期計画〈令和 2（2020）年度～令和 7（2025）年度〉 令和 2 年 1 月 29 日制定（令和 3 年 10 月 13 日改定）（【資料 1-2-8】再掲）
- 【資料 6-1-9】岩手保健医療大学ガバナンス・コード（【資料 5-1-7】再掲）
- 【資料 6-1-10】令和 5 年度事業計画（【資料 F-6】再掲）

[自己評価]

内部質保証のための組織として、法人全体の運営方針や運営計画を策定し、その達成状況等を確認していく組織として法人に「中期計画・評価委員会」を、大学の教育・研究等の実態と課題を整理し関係部署に周知・調整するため、大学に「自己点検評価委員会」を設置し、それぞれの責任を明確にして活動を展開しており、その体制整備は確立されているものと判断します。

(3) 6-1 の改善・向上方策（将来計画）

自己点検・自己評価の結果を改善・向上に繋げる内部質保証の組織及び責任体制を「内部質保証体制図」として明確にし、全学的な内部質保証に関する組織体制が整った段階にあるものと認識しています。今後は、これを基に法人・大学の構成員が、より社会に評価される大学を目指し、高い意識を持ってさまざまな改善に取り組んでいきます。

また、自己点検・評価の中核的組織である法人の「中期計画・評価委員会」及び大学に置く「自己点検評価委員会」が中心となり、各種会議・委員会と連携・協力を図りながら、責任を明確にした点検・評価に努め、内部質保証体制の更なる質の向上に努めます。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 6-2 の自己判定

基準項目 6-2 を満たしています。

(2) 6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有 [事実の説明]

内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施は、前記 6-1 で述べたとおり、法人、大学に自己点検・評価に関する中核組織を組織し、それぞれ以下のような評価と点検、改善に向けての取組をしています。

ア. 大学に置く「自己点検評価委員会」の取組

大学の「自己点検評価委員会」における自己点検・評価の内容は、教授会に置く委員会と学部・学部に置く各領域の 1 年間の活動実績と自己評価に基づく次年度への課題を記載することとし、開学した平成 29 (2017) 年度から毎年度、「自己点検・評価報告書」としてとりまとめ、ホームページにおいても公開しています。なお、令和 3 (2021) 年度からは大学院についても同様に評価等を行い、本報告書に組込んでいます。

自己点検評価に基づく具体的対応は、各委員会や各領域のそれぞれが所掌する事項について課題を洗い出し、それに対する改善策を検討しています。また、各所掌にまたがる課題は、関係委員会や領域が課題を共有し、対応しています。

イ. 授業評価アンケート等に基づく改善等の取組

本学では、教育方法や教育内容等の授業改善を目的として全授業科目についての「授業評価アンケート」を実施しています。アンケート結果は「FD 委員会」（実習科目については「実習委員会」）において全体的な取りまとめを行い、全教員に周知しており、全学的に改善等が必要なものについては、「教学委員会」を中心に検討し、これから得られた結果を関連する FD 研修の実施に結び付けています。また、各担当科目に対する個別の意見・要望は、当該教員に伝達され、各教員はこれに対する「授業改善報告書」を作成し、具体的な対応をしています。この「授業改善報告書」はホームページにおいて公開し、学生にも周知しています。

また、学生の学生生活に関する実態把握と課題を探るため実施している「学生生活アンケート」は、「学生委員会」がその結果を取りまとめ、ここから得られた結果を基に学修指導の充実や学修環境の改善に結び付けています。

ウ. 法人の「中期計画・評価委員会」の取組

「中期計画」の点検・評価は、本計画を各年度に落とし込んで作成している事業計画の達成状況によって行っており、これを整理して「事業報告書」としてまとめ、当該結果を基に次年度の事業計画に反映させていくシステムとしています。また、令和 4 (2022) 年度には、令和 3 (2021) 年度までの「中期計画」の中間評価を行い、各関係委員会や部署はこの結果を共有し、それぞれの役割に従って改善等に取組んでいます。

また、本委員会が中心になってまとめた「ガバナンス・コード（令和元 (2019) 年度制定）」については、令和 3 (2021) 年度及び令和 4 (2022) 年度に適合状況等の評価を行い、理事会及び評議員会に報告し、意見を聴いています。

上記の「中期計画」の中間評価や「ガバナンス・コード適合状況等に関する報告書」及び各年度の「事業報告書」は学内で共有されており、ホームページにおいても公表しています。

◇エビデンス集・資料編

【資料 6-2-1】 2022 年度自己点検・評価報告書

【資料 6-2-2】 令和 4 年度学生を対象とした授業評価アンケートに対する改善報告書（【資料 3-2-21 再掲】）

【資料 6-2-3】 令和 4 年度授業評価アンケートに対する授業改善報告書（大学院）（【資料 3-3-15】再掲）

【資料 6-2-4】 2022 年度学生生活アンケート結果（【資料 2-6-2】再掲）

【資料 6-2-5】 令和 4 年度事業報告書（【資料 F-7】再掲）

【資料 6-2-6】 学校法人二戸学園岩手保健医療大学ガバナンス・コード適合状況等に関する報告書

【自己評価】

上記のとおり、本学の自己点検・評価は、法人の「中期計画・評価委員会」及び大学に置く「自己点検評価委員会」が中心となって取りまとめ、その結果を受けて関係委員会等においてさまざまな課題解決に向けた活動を展開しています。また、自己点検・評価結果は学内で共有され、本ホームページにおいても公表しており、内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価は適切に行われているものと判断します。

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【事実の説明】

本学には IR を所掌する部署は設置していませんが、全体的な指標データとして、入試結果と入学率、収容定員充足率、留年者数、退学者数、国家試験合格率、卒業者数及び就職率を関係委員会等が収集・整理し、教授会等において情報共有を図っています。

また、期末試験結果を基に偏差値と GPA (Grade Point Average) の相関関係を「教学委員会」で分析しており、「教学委員会」「学生委員会」が連携して、学修支援や学生支援等の情報を分析し、教学に係る諸活動の向上に資するための教学 IR 活動を展開しています。

令和 3 (2021) 年度から令和 4 (2022) 年度における教学 IR 活動としては、「入学区分と GPA の解析」「入学区分と学籍異動の解析」「入試面接の結果についての解析」等のデータ収集と分析を行い、翌年度入試の重要なデータとして活用しています。

また、学修成果に係る IR 活動として、推薦入学者に対して入学前教育の成果を確認するためのスタートアップテストの結果を分析し、令和 4 (2022) 年度から、高校から大学への円滑な学びのための新たな課外教育システムの導入に結びました。

「国家試験対策支援委員会」では、各学年が行う国家試験模擬試験の結果を分析し、教授会において報告するとともに、学生ごとの詳細な分析結果を卒業研究担当教員に伝えることで個々に応じた指導に生かすような工夫をしており、国家試験の合格率の改善に繋がっています。

◇エビデンス集・資料編

【資料 6-2-7】 岩手保健医療大学ホームページ「情報公開」>「教育研究活動等の状況」>

「入学者に関する受入方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生
の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学
及び就職等の状況に関する事」>「入学試験結果、定員及び在学生数、
国家試験結果、卒業後の進路及び就職率、大学院の在学生数」

【資料 6-2-8】初年次教育のイメージ（【資料 2-2-3】再掲）

【資料 6-2-9】岩手保健医療大学 GPA 制度実施要項

【資料 6-2-10】国家試験対策支援委員会規程（【資料 3-3-12】再掲）

【資料 6-2-11】国家試験対策支援委員会細則（【資料 3-3-13】再掲）

〔自己評価〕

現在、データ収集・分析の専門部署は置いていませんが、「教学委員会」と「FD 委員会」を中心に、関係部署とも連携し、教学に関するデータ収集と分析を行い、入試改善や教育改善、学生指導等に生かしており、適切な対応が行われているものと判断します。

（3）6-2 の改善・向上方策（将来計画）

内部質保証の中心となる組織は、法人の「中期計画・評価委員会」と大学に置く「自己点検評価委員会」ですが、今後は、これまでの達成度等の検証と評価をさらにレベルアップさせ、新たな課題を発見し改善していく力をつけていきたいと考えています。

また、「授業評価アンケート」や「学生生活アンケート」等の調査や入試データ、入学後の学業成績、国家試験成績、令和 4（2022）年度から始めた「卒業生アンケート」等の各種データは関係委員会等で収集・整理して対応していますが、今後は、新たに「IR 委員会」を設置し、ここで各委員会の各種のデータを統合し、データ間の関係性等の分析を行うこととしています。「IR 委員会」の分析結果は、関係委員会及び部署にフィードバックされ、それぞれの役割に沿って改善等の検討を行っていくことを考えています。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

（1）6-3 の自己判定

基準項目 6-3 を満たしています。

（2）6-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

〔事実の説明〕

大学の内部質保証は、前記 6-1-①のア及び 6-2-①のアで説明した大学に置く「自己点検評価委員会」による自己点検・評価の実施であり、大学のさまざまな活動の総合的で最も大きな PDCA サイクルの仕組みとして位置付けています。

このうち教育に関する内部質保証は、大学の教育目的を達成するための基本となっているディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーの3つの

ポリシーと現状の教育等との関係の点検・評価及び改善という仕組みで行っています。

本学の教育がカリキュラム・ポリシーに沿って適切に行われているかについては、「教学委員会」が各教員の作成するシラバスの内容をチェックし、カリキュラム・ポリシーと相関しているか、さらにディプロマ・ポリシーとの関係性を明示しているか等を点検し、必要な修正等を実施しています。ディプロマ・ポリシーについては、新たに開始した「卒業生アンケート」の結果を分析し、「学生キャリア支援室」と「教学委員会」が連携して必要な教育改善に結び付けていくこととしています。また、アドミッション・ポリシーに基づいた学生を受入れているかどうかについては、「入試委員会」と「教学委員会」が入学後の学修状況や成績を分析し、入試方法や内容の改善等を検討していくこととしています。

なお、本学は、平成 29（2017）年 4 月の開学時及び令和 3（2021）年度の大学院設置時以降、毎年度、文部科学省に「設置計画履行状況等報告書」を提出しています。認可時に大学（学部）、大学院ともに大学設置審議会大学設置分科会から指摘された留意事項（大学院は、遵守事項）は、「定年規程の趣旨を踏まえた適切な運用と教員組織編制の将来構想について検討すること」（要約）でありました。これに対し本学は、若手教員の昇任のための育成支援や高齢教員が退職した場合の後任人事は、指摘を踏まえて適切に対応してきました。また、基準 4-2-①で詳細を説明していますが、本学に「教員人事計画等委員会」を置き、理事会の承認のもとに「教員人事方針」を定め、本委員会が定める「教員人事計画の策定と教員組織の整備」に基づいて適切な人事を進めています。

◇エビデンス集・資料編

- 【資料 6-3-1】設置に係る設置計画履行状況等報告書(平成 29 年 5 月 1 日現在)
- 【資料 6-3-2】設置に係る設置計画履行状況等報告書(令和 3 年 5 月 1 日現在)
- 【資料 6-3-3】平成 29 年度開設予定の大学の設置について（通知）
- 【資料 6-3-4】令和 3 年度開設予定の大学院の設置について（通知）
- 【資料 6-3-5】岩手保健医療大学教員人事計画等委員会規程（【資料 4-2-2】再掲）
- 【資料 6-3-6】岩手保健医療大学教員人事方針（【資料 4-2-3】再掲）

【自己評価】

本学全体の PDCA サイクルの中心は、「自己点検評価委員会」であり、当委員会が中心となって各委員会、領域が具体の自己評価と改善策を計画し、全体を当委員会が「自己点検・評価報告書」としてまとめ、学内で共有しています。

また、大学の教育目的を達成していく仕組みとして、シラバスを中心に据えたカリキュラム・ポリシーとの整合性の確認、卒業生アンケートの結果とディプロマ・ポリシーの達成度の確認、入学者の入学後の学修状況からアドミッション・ポリシーに沿った学生受入れをしているかの検証があり、これらの評価・検証に基づき改善を図っています。

以上のように、内部質保証のための PDCA サイクルの仕組みは確立され、機能しているものと判断します。

(3) 6-3 の改善・向上方策（将来計画）

内部質保証の機能性については、上記の取組みの精度をさらに上げていくとともに、今後、IR の機能を強化することで、評価の精度を上げていくことだけではなく、新しい視点の発見や多角的に分析が可能になると思われ、人員が少ない中、職員の負担も増加しますが、教育の質の向上のため全学が協働して進めて行きたいと考えています。

また、多面的な評価の必要性も認識しており、学外の有識者による外部評価や学生の意見を組織的に取り入れていく仕組みの構築にも取組み、ここから得られる意見を本学の PDCA サイクルに反映させていくことも考えています。

【基準 6 の自己評価】

内部質保証のための中核組織として、法人全体の運営方針や運営計画を策定し、点検・評価を行う組織として「中期計画・評価委員会」を、大学に置く各委員会等が行う教育・研究等に係る活動実態等について点検・評価を行う組織として「自己点検評価委員会」を置き、それぞれの責任を明確にした体制が整備されています。

また、法人の「中期計画・評価委員会」と大学に置く「自己点検評価委員会」は、関連する委員会や部署の点検・評価を基に、法人においては毎年度の「事業報告書」（大学に係る内容も含む。）に、大学については「自己点検・評価報告書」に取りまとめ、学内で共有するとともに、ホームページにおいても公表しています。

大学教育に関する点検・評価のための各種のデータ収集及び分析は、「教学委員会」「FD 委員会」「学生委員会」を中心に、関係部署とも連携して行っており、大学の教育目的を達成していくための入試改善や教育改善、学生指導等に生かしています。

具体的には、シラバスを中心に据えたカリキュラム・ポリシーとの整合性の確認、「卒業生アンケート」の結果とディプロマ・ポリシーの達成度の確認、入学者の入学後の学修状況から評価するアドミッション・ポリシーの検証があり、これらの評価・検証に基づき改善を図っています。

また、教育内容等については「授業評価アンケート」（教学委員会）や学生の生活実態を調査するための「学生生活アンケート」（学生委員会）から得られた結果を FD 研修の実施に結び付け、教育方法や内容の改善、学生指導等に活用されています。

以上のように、内部質保証のための PDCA サイクルの仕組みは確立され、且つ機能しており、基準 6 を満たしているものと判断します。

Ⅳ. 大学が独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 地域貢献

A-1. 地域貢献活動の実施

A-1-① 地域貢献活動の実施

(1) A-1 の自己判定

基準項目 A-1 を満たしています。

(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

[事実の説明]

本学の地域貢献活動は、本学の教育理念の3つの柱の1つである「地域社会の保健医療福祉に貢献できる看護実践者を育成する。」という精神の下、教授会の下に設置する「地域貢献・国際交流委員会」が中心になって活動を展開しています。

ア. 公開講座の実施

本学は、医療に関連する地域社会の関心事に焦点を当て、以下のような公開講座を実施しています。2022年度までの公開講座は16講座、延べ709人が参加しています。

| 年度 | 開催日 | 内 容 |
|------|-----------|--|
| 2017 | 6.3 | 「《老活》のすすめ～最期まで自分らしく生きるために～」(参加者 93人) |
| | 10.14 | 「本人・家族の意思決定支援とアドバンス・ケア・プランニング」(参加者 84人) |
| 2018 | 7.28 | 「こどもの事故防止と救急措置～みんなの力で子どもを守ろう～」(参加者 4人) |
| | 7.28 | 「家庭でできる感染予防～実践しよう！正しいマスク装着と手洗いの方法～」(参加者 4人) |
| | 11.10 | 「今から最期までの意思決定支援」(参加者 83人) |
| 2019 | 9.21 | 「ACP～意思決定支援を実践に活かすー厚生労働省ガイドライン改訂版の使い方ー」(参加者 21人) |
| | 10.19 | 「若年認知症の理解と対応」(参加者 51人) |
| 2020 | 9.26 | 「本人にとって最善を考えるー医療ケア目指すこと」(参加者 66人) |
| | 12.19 | 「質的研究の落とし穴」(参加者 36人) |
| | 12.19 | 「女性の排尿トラブルー知って、ためして、快適生活」(参加者 19人) |
| 2021 | 11.6 | 「本人・家族の意思決定支援と ACP の臨床倫理」(参加者 98人) |
| | 12.11 | 「老いのこれから」 (参加者 44人) |
| 2022 | 10.29 | 「ICT を利用した臨床現場と大学の連携」 (参加者 9人) |
| | 11.26 | 「医療・ケアにおける＜相手の尊厳＞と＜自分の尊厳＞」(参加者 61人) |
| | 12.17 | 「健康づくり・介護予防グループ活動を楽しもう」 (参加者 23人) |
| | 2023.2.24 | 「摂食嚥下障害患者の食べたいを支えるケア」 (参加者 8人) |

イ. 出前講義等の実施

本学ホームページで出前講義一覧を提示し、講師料無料で岩手県内各地（地方自治体、民間団体、高等学校等）の要請に応じて出前講義を実施しています。また、岩手県が「いわての復興教育」の一環として推進している「いわての師匠派遣事業」に協力し、講師派遣を実施しています。

（出前講義）

出前講義依頼が最も多いのは、高等学校・中学校で 20 件、参加者数 1,687 人、次いで自治体町内会で 11 件、参加者数 401 人となっています。出前講義を活用した学校関係者からの紹介で依頼されるケースも増えてきており、毎年依頼を受ける講義もあります。

| 年度 | 内 容 |
|------|--|
| 2019 | 対象：中学生 2 件、一般市民 4 件、がん患者 1 件、医療保健福祉専門職 6 件、その他 2 件 受講者数：約 500 人 |
| 2020 | 対象：中学生 2 件、高校生 5 件、高校教員 1 件、一般市民 1 件、いわての師匠派遣事業 2 件 受講者数 635 人 |
| 2021 | 対象：中学生 2 件、高校生 2 件、一般市民 1 件、医療保健福祉専門職 1 件、その他 1 件、いわての師匠派遣事業 1 件 受講者数：617 人 |
| 2022 | 対象：中学生 3 件、高校生 3 件、一般市民 5 件、医療保健福祉専門職 1 件、その他 2 件、いわての師匠派遣事業 1 件 受講者数：731 人 |

（地域連携事業）

地域連携事業としては、盛岡駅西口地域包括支援センターと連携し、令和 2（2020）年度以降毎年度、地域住民や学生を対象とした「認知症サポーター養成講座」を実施しています。

保健師課程の授業（実習）では、大学近隣の町内会（中川町町内会）と連携して、体力測定、健康講座、個別保健指導、赤ちゃん訪問を通年で実施しており、学生が地域に出向く活動や大学に地域の方々をお招きして交流する機会を作り、地域との連携を推進しています。

（学生サークルの地域貢献）

学生サークル団体の「聞き書きサークル森のくまさん」が、地域の方々の大切な人生の物語や人生の知恵、生きた証を一冊の本に残す活動を通して、地域に貢献する活動を行っており、「地域貢献・国際交流委員会」も本活動に支援を行っています。

ウ. 「いわて高等教育コンソーシアム」への参加等

これまでオブザーバー参加であった、県内の高等教育機関で構成する「いわて高等教育コンソーシアム」に令和 5 年度に正式加盟し、高大連携の活動などを通じて、地域貢献活動をより一層活発化することとしています。

正式加盟により、岩手県立大学が企画した単位互換科目「地域リーダー育成プログラム」

に本学の学生が参加可能となりました。単位互換科目の整備と並行して、実習が多い看護学生が参加しやすいような土日の講座開講や夏季休暇中の集中講義の設定等、大学間の連携推進に取り組んでいます。

さらに令和 4（2022）年度から、岩手県立大学看護学部、岩手医科大学看護学部及び本学看護学部の 3 大学 3 学部により医療（看護）検討部会が立上がり、地域との連携による人材育成推進の検討が始まっています。現在 3 大学合同で創造する科目として「地元創生看護学（仮称）」について検討しています。

エ. 学生が主体となつて行う活動

これまで学生のボランティア活動は、外部や大学内のボランティア募集に対して学生が応募する形で実施してきましたが、学生から、もっと地域貢献活動を積極的に行いたいという声があがり、学生主体の「地域貢献学生部会」の設立準備を開始しています。学生の地域貢献活動を教職員がサポートするもので、盛岡市や他の自治体と協定を結んで長期的に取り組んでいくことを目指しています。現在、部会の設置規程や活動計画の検討を開始しており、大学内の地域交流室や体育館を用いた地元児童館とのコラボレーション企画、盛岡駅西口地域包括支援センターと連携した健康教室、盛岡市大通りの歩行者天国で「みんなの保健室」として血圧測定や骨密度測定、健康ワンポイントアドバイス等の事業を計画中です。

◇エビデンス集・資料編

- 【資料 A-1-1】地域貢献・国際交流委員会規程
- 【資料 A-1-2】公開講座実施一覧
- 【資料 A-1-3】岩手保健医療大学 出前講義実施要項
- 【資料 A-1-4】「いわての師匠」派遣事業 概要
- 【資料 A-1-5】2020 年度 出前講義申込状況
- 【資料 A-1-6】2021 年度 出前講義申込状況
- 【資料 A-1-7】2022 年度 出前講義申込状況

[自己評価]

本学の地域貢献活動については、現状、緒に着いた段階ではありますが、公開講座や出前講義を中心に拡充に努めてきており、体制整備も徐々に確立されてきています。

また、令和 4（2022）年度からは、地域貢献を担当する理事を置き、地域貢献活動に関する助言及び支援を行う仕組を整えており、基準を満たしているものと判断します。

(3) A-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学は、盛岡駅西口から徒歩 5 分の好立地にあり、徐々にではありますが知名度も高まっています。これらを背景に地域への貢献をさらに高めていきたいと考えており、このためには、地域社会や地方自治体、県内の医療機関、高等学校等との良好な関係を基盤に的確なニーズを捉えていくことが重要であると考えています。さらに、岩手県内の現任看護師のリスキリングの機会を提供する専門職向けセミナーを企画し、県内看護師のスキ

ルアップに貢献していきます。具体的には、現状の公開講座や連携事業等を体系的に整理し、これまでの実績の評価を基に活動の質を高めていくとともに、計画的な活動を展開し、本学の設置理念の実現を目指していきたいと考えています。

V. 特記事項

岩手保健医療大学臨床倫理研究センターの活動

<センターの設置>

本センターは、「建学の精神であるケア・スピリットを中心に臨床における倫理の在り方を研究し、大学の看護学教育や臨床現場における保健・医療系教育に貢献する。」ことを目的に令和3（2021）年4月、理事長裁定で設置されました。

<センターの構成と運営>

センターは、現在、教員5人（センター長：前学長）で構成され、センターに置く「企画運営会議」を中心に活動しています。

<センターの主な活動>

センターが標榜する3つの活動に沿って、以下のような活動を行っています。

① 臨床倫理（看護実践の倫理を含む。）の理論と実践

科学研究費補助金による研究成果として、書籍2点を刊行

② ケア・スピリットと倫理的姿勢、ケアの倫理及び徳倫理との関連の研究と、研究成果を看護職者の生涯にわたる研修に応用する成果物の研究開発

認知症の人の意思決定支援に関して、関連雑誌に論文5点発表。また、新たに科研費を活用し、医療・ケア従事者と患者・家族の共同意思決定等の研究等を推進

③ 上記研究成果に基づく、教育への反映と地域の医療・ケア実践に貢献する諸活動

- ・ 本学の5つの授業科目に統一テキストを作成し、ケア・スピリットを含む倫理教育の組み込みを実施
- ・ 本学の公開講座を3回、懇話会を年間6回開催
- ・ 各種研修会、学会招待講演等により、臨床倫理ーケア・スピリットに関する成果を社会に普及・還元

◇エビデンス集・資料編

【資料V-1】岩手保健医療大学臨床倫理研究センターの設置（理事長裁定）

【資料V-2】臨床倫理研究センター組織と企画運営会議 開催状況

【資料V-3】臨床倫理研究センター 研究実績と成果物

【資料V-4】臨床倫理研究センター 公開講座、研修会等の実績

<将来の方向性>

科研費による研究課題を継続するほか、看護学諸領域の倫理やケアに関する課題について学内外の研究者との共同研究を進め、センター主催懇話会の継続と本学公開講座への協力に加え、「岩手臨床倫理セミナー」の再開を目指します。

また、これらの実績を積重ね、全学的な位置付けの確立と安定的な運営を基盤に、本学の学則上に規定するセンターとなることを目指しています。

VI. 法令等の遵守状況一覧

学校教育法

| | 遵守状況 | 遵守状況の説明 | 該当基準項目 |
|---------|------|--|-------------------|
| 第 83 条 | ○ | 本学の目的については、大学学則第 1 条（目的）に定めています。 | 1-1 |
| 第 85 条 | ○ | 学部の設置については、大学学則第 3 条（学部、学科及び入学定員等）に看護学部を置くことを定めています。 | 1-2 |
| 第 87 条 | ○ | 修業年限については、本学学則第 13 条（修業年限）に定めています。 | 3-1 |
| 第 88 条 | — | 編入学での修業年限の取扱いについては、定めていません。 | 3-1 |
| 第 89 条 | — | 成績優秀による修業年限の特例（早期卒業制度）については、定めていません。 | 3-1 |
| 第 90 条 | ○ | 入学資格については、大学学則第 16 条（入学資格）に定めています。 | 2-1 |
| 第 92 条 | ○ | 組織編制として配置する職員については、大学学則第 5 条（職員の種類）に定めています。 学部長の職務については、「本学学部長選考等規程」に定めています。 | 3-2 4-1 4-2 |
| 第 93 条 | ○ | 教授会については、大学学則第 8 条（教授会）及び「本学教授会規程」に定めています。 | 4-1 |
| 第 104 条 | ○ | 学位の授与については、大学学則第 41 条（学位）及び「本学学位規程」に定めています。 | 3-1 |
| 第 105 条 | — | 本学では、本学学生以外の者を対象とした特別の課程は設けていません。 | 3-1 |
| 第 108 条 | — | 本学は、短期大学を設置していません。 | 2-1 |
| 第 109 条 | ○ | 自己点検評価については、大学学則第 2 条（自己評価等）及び「自己点検評価委員会規程」に定めており、毎年度、自己点検評価を実施し、その結果を冊子にまとめ、ホームページでも公表しています。 なお、認証評価は開学 7 年目を迎えた今年度が、第 1 回目の受審となります。 | 6-2 |
| 第 113 条 | ○ | 教育研究活動の状況については、本学ホームページで公表しています。 | 3-2 |
| 第 114 条 | ○ | 事務局の設置については、本学学則第 7 条（事務局）に定めており、その職務については、「学校法人二戸学園事務組織規程」及び「本学事務局事務分掌」に定めています。 | 4-1 4-3 |
| 第 122 条 | — | 本学では、高等専門学校卒業者を編入学の対象としていません。 | 2-1 |
| 第 132 条 | — | 本学では専修学校専門課程修了者を編入学の対象としていません。 | 2-1 |

岩手保健医療大学

学校教育法施行規則

| | 遵守状況 | 遵守状況の説明 | 該当基準項目 |
|-------------|------|--|---------------------------------|
| 第4条 | ○ | 本条で求められている記載事項は、本学学則で定めているほか、学生便覧にも明記しています。 | 3-1 3-2 |
| 第24条 | — | 本学では、児童等が在籍する学校は設置していません。 | 3-2 |
| 第26条 第5項 | ○ | 懲戒については、大学学則第48条（懲戒）に定めているほか、学生便覧にも明記しています。 | 4-1 |
| 第28条 | ○ | 本学では、本法人「文書取扱規程」を制定しているほか、本学にとって必要な書類及び記録についても同規程に基づいて適切に行っています。 | 3-2 |
| 第143条 | — | 本学では、代議員会等を設置していません。 | 4-1 |
| 第146条 | ○ | 本学では、科目等履修生制度を設けていますが、科目等履修生であった者が本学に入学した実績はありません。 | 3-1 |
| 第147条 | — | 本学では、早期卒業制度を設けていません。 | 3-1 |
| 第148条 | — | 本学では、特別の専門事項を教授研究する学部及び夜間において授業を行う学部を設置していません。 | 3-1 |
| 第149条 | — | 本学では、早期卒業制度を設けていません。 | 3-1 |
| 第150条 | ○ | 本条に規定する入学資格については、大学学則第16条（入学資格）に定めています。 | 2-1 |
| 第151条 | — | 本学では、高等学校からの飛び級入学制度は設けていません。 | 2-1 |
| 第152条 | — | 本学では、高等学校からの飛び級入学制度は設けていません。 | 2-1 |
| 第153条 | — | 本学では、高等学校からの飛び級入学制度は設けていません。 | 2-1 |
| 第154条 | — | 本学では、高等学校からの飛び級入学制度は設けていません。 | 2-1 |
| 第161条 | — | 本学では、短期大学卒業者の編入学は定めていません。 | 2-1 |
| 第162条 | — | 本学では、外国大学日本校からの転学制度は設けていません。 | 2-1 |
| 第163条 | ○ | 学年の始期及び終期については、大学学則第10条（学年）に定めています。 | 3-2 |
| 第163条の2 | — | 本学では、学修証明書を交付する制度は設けていません。 | 3-1 |
| 第164条 | — | 本学では、本学学生以外の者を対象とした特別の課程は設けていません。 | 3-1 |
| 第165条の2 | ○ | 本学では、学部（学科）・大学院研究科（専攻）において、それぞれの教育目的を踏まえ、三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）を定め、本学ホームページ、本学大学案内や学生募集要項に明記しています。 | 1-2 2-1 3-1 3-2 6-3 |
| 第166条 | ○ | 自己点検・評価については、「自己点検評価委員会」を設置して組織的な体制（自己点検評価委員会規程第3条（組織））を整え、自己点検・評価を実施し、その結果を冊子としてとりまとめ、ホームページでも公表 | 6-2 |

岩手保健医療大学

| | | | |
|------------|---|--|---------------------------------|
| | | しています。 | |
| 第 172 条の 2 | ○ | 教育研究活動の状況については、本学ホームページで公表しています。 | 1-2 2-1 3-1 3-2 5-1 |
| 第 173 条 | ○ | 大学学則第 40 条（卒業）に基づき、学長は卒業を認定した者に対して学位記を授与しています。 | 3-1 |
| 第 178 条 | — | 本学では、高等専門学校卒業者を編入学の対象としていません。 | 2-1 |
| 第 186 条 | — | 本学では、高等専門学校卒業者を編入学の対象としていません。 | 2-1 |

大学設置基準

| | 遵守状況 | 遵守状況の説明 | 該当基準項目 |
|----------|------|---|---|
| 第 1 条 | ○ | 本学では、本省令で定める設置基準を遵守するとともに、水準の向上に努めています。 | 6-2 6-3 |
| 第 2 条 | ○ | 本学では、大学学則第 1 条（目的）に定めるとともに、学生便覧及び本学ホームページ等に教育研究上の目的を明示しています。 | 1-1 1-2 |
| 第 2 条の 2 | ○ | 入学者の選抜方法及び体制については、大学学則第 18 条（入学者の選考）に定めるとともに、本学「入学者選抜に関する規程」及び学生募集要項により適切な体制を整えて実施しています。 | 2-1 |
| 第 3 条 | ○ | 設置する学部については、大学学則第 3 条（学部、学科及び入学定員等）に定めており、教育研究上、適当な規模内容（学生の収容定員、校地、校舎等）を有し、教員組織、教員数及びその他が学部として適当であると認識しています。 | 1-2 |
| 第 4 条 | ○ | 学科については、大学学則第 3 条（学部、学科及び入学定員等）に定めており、その名称を明記しています。 | 1-2 |
| 第 5 条 | — | 本学では、学科に代わる課程は設けていません。 | 1-2 |
| 第 6 条 | — | 本学では、学部以外の教育研究上の基本となる組織は設けていません。 | 1-2 3-2 4-2 |
| 第 7 条 | ○ | 教員組織については、大学学則第 6 条（教員組織）に定めており、その内容は大学設置基準を満たしています。事務組織については、同規則第 7 条（事務局）並びに「事務組織規程」及び「事務局事務分掌」に定めています。また、厚生補導の組織については、「事務組織規程」第 15 条及び「事務分掌」の定めるところにより、事務局内に学務課学生係を設置し、担当職員を配置しています。 さらに、教員と事務職員が各種の委員会等の運営・活動を通して有機的に連携し、学生が卒業後に必要な資質や能力の醸成ができるような体制を整えています。 | 2-2 2-3 2-4 3-2 4-1 4-2 4-3 |

岩手保健医療大学

| | | | |
|---------------------|---|--|--------------------------|
| 第 8 条 | ○ | 授業科目については、大学学則第 30 条（授業科目）及び別表 1 に定め、適切に担当教員を配費しています。 | 3-2 4-2 |
| 第 9 条 | — | 授業を担当しない教員は置いていません。 | 3-2 4-2 |
| 第 10 条 （旧第 13 条） | ○ | 授業科目については、大学学則第 30 条（授業科目）及び別表 1 に定め、適切に担当教員を配置しています。 | 3-2 4-2 |
| 第 11 条 | ○ | 研修の機会等については、本学の教職員に必要な知識及び技能を習得させ、その能力及び資質を向上させるため、FD（SD を含む）委員会を設置し、研修会などの企画・実施・評価などを行っています。また、事務職員については、外部組織による研修会等への参加を奨励しています。 | 3-2 3-3 4-2 4-3 |
| 第 12 条 | ○ | 学長の資格については、本学「学長選考等規程」第 4 条（選考の基準）に定めており、当該基準を満たす者の中から学長を選考しています。 | 4-1 |
| 第 13 条 | ○ | 教授の資格については、本学「教員選考基準」第 2 条（教授の資格）に定めており、当該基準を満たす者の中から教授に任用しています。 | 3-2 4-2 |
| 第 14 条 | ○ | 准教授の資格については、本学「教員選考基準」第 3 条（准教授の資格）に定めており、当該基準を満たす者の中から准教授に任用しています。 | 3-2 4-2 |
| 第 15 条 | ○ | 講師の資格については、本学「教員選考基準」第 4 条（講師の資格）に定めており、当該基準を満たす者の中から講師に任用しています。 | 3-2 4-2 |
| 第 16 条 | ○ | 助教の資格については、本学「教員選考基準」第 5 条（助教の資格）に定めており、当該基準を満たす者の中から助手に任用しています。 | 3-2 4-2 |
| 第 17 条 | ○ | 助手の資格については、本学「教員選考基準」第 6 条（助手の資格）に定めており、当該基準を満たす者の中から助手に任用しています。 | 3-2 4-2 |
| 第 18 条 | ○ | 収容定員については、大学学則第 3 条（学部、学科及び入学定員等）に定めるとともに、在学する学生数を収容定員に基づき適正に管理しています。 | 2-1 |
| 第 19 条 | ○ | 教育課程の編成については、カリキュラム・ポリシーを設定し、本学学則第 30 条（授業科目）の規定及び学則別表 1 により明記しています。 | 3-2 |
| 第 19 条の 2 | — | 本学では、連携開設科目を設けていません。 | 3-2 |
| 第 20 条 | ○ | 授業科目については、大学学則第 30 条（授業科目）に定めており、授業科目ごとの区分等は大学学則別表 1 で明記しています。 | 3-2 |
| 第 21 条 | ○ | 大学学則第 32 条（単位の計算方法）に本条に適合した単位計算方法を定め、当該方法に基づき、各授業科目の単位数を計算しています。 | 3-1 |
| 第 22 条 | ○ | 1 年間の授業期間については、大学学則第 33 条（1 年間の授業時間）に定めています。 | 3-2 |

岩手保健医療大学

| | | | |
|-----------|---|---|------------|
| 第 23 条 | ○ | 学期については、大学学則第 11 条（学期）により前期・後期の 2 学期制であり、学生便覧（P11）に明記しています。 | 3-2 |
| 第 24 条 | ○ | 授業を行う学生数については、教育効果を考慮して適切な規模で実施しています。 | 2-5 |
| 第 25 条 | ○ | 授業の方法については、大学学則第 32 条（単位の計算方法）に定めているように講義、演習、実験、実習及び実技等により実施しています。また、各科目の授業方法は、シラバスの授業計画で明記しています。 | 2-2 3-2 |
| 第 25 条の 2 | ○ | 本学ホームページにシラバスを掲載し、授業の方法及び内容、授業計画、成績評価の基準等を学生に明示しています。 | 3-1 |
| 第 26 条 | － | 本学では、昼夜開講制は設けていません。 | 3-2 |
| 第 27 条 | ○ | 単位の授与については、大学学則第 34 条（単位の授与）及び本学「履修規則」に定めており、授業科目を履修し、所定の試験に合格した者には、単位を与えています。 | 3-1 |
| 第 27 条の 2 | ○ | 履修科目の登録の上限については、学生便覧（P15）に「1 年間に履修登録できる単位数の上限は 48 単位未満」（旧教育課程は 41 単位）である旨を掲載し、学生に明示しています。 | 3-2 |
| 第 27 条の 3 | － | 本学では、連携開設科目は設けていません。 | 3-1 |
| 第 28 条 | ○ | 他の大学又は短期大学における授業科目の履修等については、大学学則第 36 条（他の大学又は短期大学における授業科目の履修等）に定めています。 | 3-1 |
| 第 29 条 | ○ | 大学以外の教育施設等における学修については、大学学則第 37 条（大学以外の教育施設等における学修）に定めています。 | 3-1 |
| 第 30 条 | ○ | 入学前の既修得単位等の認定については、大学学則第 38 条（入学前の既修得単位等の認定）に定めており、60 単位を超えない範囲で、入学前の既修得単位等の認定を明記しています。 | 3-1 |
| 第 30 条の 2 | － | 本学では、長期にわたる教育課程の履修制度は設けていません。 | 3-2 |
| 第 31 条 | ○ | 科目等履修生等については、本学学則第 42 条（科目等履修生）及び本学科目等履修生規程に定めています。 | 3-1 3-2 |
| 第 32 条 | ○ | 卒業の要件については、本学学則第 13 条（修業年限）、本学学則第 31 条（履修単位）及び本学学則第 40 条（卒業）の規定により、卒業要件として 4 年以上在学し、124 以上の取得を定めています。 | 3-1 |
| 第 33 条 | － | 本学では、授業時間制を実施していません。 | 3-1 |
| 第 34 条 | ○ | 本学では、本条に定める基準を満たすとともに、校舎内に学生が交流、休息及び談話などができるスペースを確保するなど教育に相応しい環境を整えています。 | 2-5 |
| 第 35 条 | ○ | 本学では、校舎と同一の敷地内に運動場と体育館の双方を備えています。 | 2-5 |
| 第 36 条 | ○ | 本学では、校舎内に本条第 1～3 項に掲げられた施設を備えています。 | 2-5 |

岩手保健医療大学

| | | | |
|------------|---|---|------------|
| 第 37 条 | ○ | 校地の面積については、本条に定める基準を満たしています。 | 2-5 |
| 第 37 条の 2 | ○ | 校舎の面積については、本条に定める基準を満たしています。 | 2-5 |
| 第 38 条 | ○ | 本学では、図書、学術雑誌、視聴覚資料、電子ジャーナル等を備えているほか、専任の職員 1 人を配置しているなど、本条各項に掲げられている項目を整備しています。 | 2-5 |
| 第 39 条 | — | 本学は、看護系の単科大学であり、本条には該当しません。 | 2-5 |
| 第 39 条の 2 | — | 本学は、看護系の単科大学であり、本条には該当しません。 | 2-5 |
| 第 40 条 | ○ | 機械、器具等については、本学の教員数及び学生数に応じて必要な種類及び数の機械、器具を備えています。 | 2-5 |
| 第 40 条の 2 | — | 本学は、一つの校地において教育研究を実施しており、本条に該当しません。 | 2-5 |
| 第 40 条の 3 | ○ | 本学では、「研究委員会」を設置して研究活動を推進するとともに、本学「教員研究費規程」を定め、個人研究費及び共同研究費を配分しています。また、学外からの研究費を獲得するため独立行政法人日本学術振興会が行っている科学研究費助成事業の学術研究助成基金助成金の申請を奨励しています。 | 2-5 4-4 |
| 第 40 条の 4 | ○ | 本学学則第 1 条（目的）において、保健医療福祉分野における学術の中心として広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開できる専門職者を育成することを目的としており、学部の名称である「看護学部、看護学科」は看護師、保健師を養成することからも適当であり、教育研究上の目的に相応しいものと認識しています。 | 1-1 |
| 第 41 条 | — | 本学では、学部等連携課程実施基本組織は設けていません。 | 3-2 |
| 第 42 条 | — | 本学では、専門職学科は設けていません。 | 1-2 |
| 第 42 条の 2 | — | 本学では、専門職学科は設けていません。 | 2-1 |
| 第 42 条の 3 | ○ | 本学では、専門職学科は設けていません。 | 4-2 |
| 第 42 条の 4 | | 本学では、専門職学科は設けていません。 | 3-2 |
| 第 42 条の 5 | | 本学では、専門職学科は設けていません。 | 4-1 |
| 第 42 条の 6 | | 本学では、専門職学科は設けていません。 | 3-2 |
| 第 42 条の 7 | | 本学では、専門職学科は設けていません。 | 2-5 |
| 第 42 条の 8 | | 本学では、専門職学科は設けていません。 | 3-1 |
| 第 42 条の 9 | | 本学では、専門職学科は設けていません。 | 3-1 |
| 第 42 条の 10 | | 本学では、専門職学科は設けていません。 | 2-5 |
| 第 43 条 | — | 本学では、共同教育課程は設けていません。 | 3-2 |
| 第 44 条 | — | 本学では、共同教育課程は設けていません。 | 3-1 |
| 第 45 条 | — | 本学では、共同教育課程は設けていません。 | 3-1 |
| 第 46 条 | — | 本学では、共同教育課程は設けていません。 | 3-2 4-2 |
| 第 47 条 | — | 本学では、共同教育課程は設けていません。 | 2-5 |

岩手保健医療大学

| | | | |
|-----------|---|---------------------------------------|-------------------|
| 第 48 条 | — | 本学では、共同教育課程は設けていません。 | 2-5 |
| 第 49 条 | — | 本学では、共同教育課程は設けていません。 | 2-5 |
| 第 49 条の 2 | — | 本学では、工学に関する学部は設けていません。 | 3-2 |
| 第 49 条の 3 | — | 本学では、工学に関する学部は設けていません。 | 4-2 |
| 第 49 条の 4 | — | 本学では、工学に関する学部は設けていません。 | 4-2 |
| 第 58 条 | — | 本学では、外国に学部、学科その他の組織は設けていません。 | 1-2 |
| 第 59 条 | — | 本学は、学校教育法第 103 条に定める学校（大学院大学）ではありません。 | 2-5 |
| 第 61 条 | — | 本学は、新たに大学等を設置し、又は薬学に関する課程を設けてはいません。 | 2-5 3-2 4-2 |

学位規則

| | 遵守状況 | 遵守状況の説明 | 該当基準項目 |
|-----------|------|---|--------|
| 第 2 条 | ○ | 大学学則第 41 条（学位）の規定に基づき、卒業を認定された者に対して学士の学位を授与しています。 | 3-1 |
| 第 10 条 | ○ | 学位に付記する専攻分野の名称については、本学「学位規程」第 2 条に学則第 41 条（学位）定めています。 | 3-1 |
| 第 10 条の 2 | — | 本学では、共同教育課程を設けていません。 | 3-1 |
| 第 13 条 | ○ | 学位に関する学則の改正を行う場合は、遅滞なく文部科学省へ届出・報告を行うこととしています。 | 3-1 |

私立学校法

| | 遵守状況 | 遵守状況の説明 | 該当基準項目 |
|-----------|------|---|------------|
| 第 24 条 | ○ | 本法人は、私立学校法の趣旨を踏まえ、自主的にその運営基盤の強化を図るとともに、教育の質の向上及びその運営の透明性を図るよう努めています。 | 5-1 |
| 第 26 条の 2 | ○ | 本法人の理事、監事、評議員及び職員等に、特別の利益は与えていません。 | 5-1 |
| 第 33 条の 2 | ○ | 本法人の寄附行為第 36 条（財産目録等の備付け及び閲覧）第 2 項の規定に基づき、寄附行為を各事務所に備置き、必要に応じて閲覧に供しています。 | 5-1 |
| 第 35 条 | ○ | 本法人の役員については、本学園寄附行為第 5 条（役員）第 1 項の規定により、理事 9 人、監事 2 人置くこととし、理事会において理事長を選任しています。 | 5-2 5-3 |
| 第 35 条の 2 | ○ | 役員については、寄附行為及び「役員行動規範」「理事の内部規律に関する規程」「監事監査基準」により、善管注意義務を負っているものと認識しています。 | 5-2 5-3 |
| 第 36 条 | ○ | 理事会については、寄附行為第 17 条（理事会）に定めており、適切に運営しています。 | 5-2 |
| 第 37 条 | ○ | 役員の職務等については、寄附行為第 12 条（理事長の職務）、第 13 条（常務理事の職務）、第 14 条（理事の代表権の制限）、第 15 条（理事長業務の代理等）及び第 16 条（監事の職務）に規定され、適切に運営してい | 5-2 5-3 |

岩手保健医療大学

| | | | |
|-----------|---|---|-------------------|
| | | ます。 また、理事の職務執行に関し「理事の主管職務に関する内規」を定めています。 | |
| 第 38 条 | ○ | 役員を選任については、寄附行為第 6 条（理事の選任）及び寄附行為第 7 条（監事の選任）に規定され、適切に運営しています。 | 5-2 |
| 第 39 条 | ○ | 役員の兼職禁止については、寄附行為第 7 条（監事の選任）に規定され、適切に運営しています。 | 5-2 |
| 第 40 条 | ○ | 役員の補充については、寄附行為第 10 条（役員の補充）に定めています。 | 5-2 |
| 第 41 条 | ○ | 評議員会については、寄附行為第 20 条（評議員会）に規定され、適切に運営されています。 | 5-3 |
| 第 42 条 | ○ | 評議員会への諮問事項については、寄附行為第 22 条（諮問事項）に定めています。 | 5-3 |
| 第 43 条 | ○ | 評議員会の意見具申については、寄附行為第 23 条（評議員会の意見具申等）に定めています。 | 5-3 |
| 第 44 条 | ○ | 評議員の選任については、寄附行為第 24 条（評議員の選任）に規定され、適切に配置されています。 | 5-3 |
| 第 44 条の 2 | ○ | 役員对学校法人に対する損害賠償責任については、寄附行為などには明示していませんが、私立学校法を遵守した運用を行うこととしています。 | 5-2 5-3 |
| 第 44 条の 3 | ○ | 役員第三者に対する損害賠償責任については、寄附行為などには明示していませんが、私立学校法を遵守した運用を行うこととしています。 | 5-2 5-3 |
| 第 44 条の 4 | ○ | 役員の連帯責任については、寄附行為などには明示していませんが、私立学校法を遵守した運用を行うこととしています。 | 5-2 5-3 |
| 第 44 条の 5 | ○ | 補償契約又は役員賠償責任契約の締結については、寄附行為などには明示していませんが、私立学校法を遵守した運用を行うこととしています。 | 5-2 5-3 |
| 第 45 条 | ○ | 寄附行為の変更については、寄附行為第 44 条（寄附行為の変更）に規定され、変更をしようとする場合は文部科学大臣の認可申請、届出等、適切に運営しています。 | 5-1 |
| 第 45 条の 2 | ○ | 予算及び事業計画並びに事業に関する中期的な計画については、寄附行為第 33 条（予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画）に規定され、必要な手続きを経て適切に行っています。 | 1-2 5-4 6-3 |
| 第 46 条 | ○ | 評議員会に対する決算等の報告については、寄附行為第 35 条（決算及び実績の報告）第 2 項に規定され、有益な意見等をいただくなど、適切に行われています。 | 5-3 |
| 第 47 条 | ○ | 財産目録等の備付け及び閲覧については、寄附行為第 36 条（財産目録等の備付け及び閲覧）に規定され、適切に行っています。 | 5-1 |
| 第 48 条 | ○ | 役員に対する報酬等については、「本学園役員報酬等の支給の基準及び評議員の手当等に関する規程」により、適切に行っています。 | 5-2 5-3 |
| 第 49 条 | ○ | 会計年度については、寄附行為第 40 条（会計年度）に定めています。 | 5-1 |

岩手保健医療大学

| | | | |
|-----------|---|---|-----|
| 第 63 条の 2 | ○ | 情報の公表については、寄附行為第 37 条（情報の公表）に規定され、本学ホームページ等により適切に公表しています。 | 5-1 |
|-----------|---|---|-----|

学校教育法（大学院関係）

| | 遵守状況 | 遵守状況の説明 | 該当基準項目 |
|---------|------|--|--------|
| 第 99 条 | ○ | 本学大学院の目的については、大学院学則第 1 条（目的）に定めています。 | 1-1 |
| 第 100 条 | ○ | 大学院に研究科を置くこととし、大学院学則第 4 条（研究科及び入学定員等）に看護学研究科を置き、研究科に看護学専攻を置くことと定めています。 | 1-2 |
| 第 102 条 | ○ | 本学大学院への入学資格については、大学院学則第 16 条（入学資格）で規定し、本条で定められた大学院入学資格を有する者を明示しています。 | 2-1 |

学校教育法施行規則（大学院関係）

| | 遵守状況 | 遵守状況の説明 | 該当基準項目 |
|---------|------|---|--------|
| 第 155 条 | ○ | 本大学院への入学資格については、大学院学則第 16 条（入学資格）に定めています。 | 2-1 |
| 第 156 条 | — | 該当しません。 | 2-1 |
| 第 157 条 | — | 本大学院では、大学からの飛び級入学制度は設けていません。 | 2-1 |
| 第 158 条 | — | 本大学院では、大学からの飛び級入学制度は設けていません。 | 2-1 |
| 第 159 条 | — | 本大学院では、大学からの飛び級入学制度は設けていません。 | 2-1 |
| 第 160 条 | — | 本大学院では、大学からの飛び級入学制度は設けていません。 | 2-1 |

大学院設置基準

| | 遵守状況 | 遵守状況の説明 | 該当基準項目 |
|----------|------|---|------------|
| 第 1 条 | ○ | 本学大学院では、本省令で定める設置基準を遵守するとともに、水準の向上に努めています。 | 6-2 6-3 |
| 第 1 条の 2 | ○ | 本学大学院看護学研究科の教育研究上の目的は、大学院学則第 1 条（目的）に定めるとともに、学生便覧及び本学ホームページ等に明示しています。 | 1-1 1-2 |
| 第 1 条の 3 | ○ | 入学者の選抜方法及び体制については、大学院学則第 18 条（入学者の選考）の規定に基づき、詳細を学生募集要項に定め、適切な体制を整えて実施しています。 | 2-1 |
| 第 2 条 | ○ | 本学大学院には修士課程を置くこととし、大学院学則第 4 条（研究科及び入学定員等）にその旨を規定しています。 | 1-2 |
| 第 2 条の 2 | — | 本学大学院では、専ら夜間において教育を行う大学院の課程を設けていません。 | 1-2 |

岩手保健医療大学

| | | | |
|-------|---|--|---|
| 第3条 | ○ | 本学大学院では、大学院設置基準に則り修士課程を設置しており、修業年限については大学院学則第12条の規定により2年としています。 | 1-2 |
| 第4条 | — | 本学大学院では、博士課程を設けていません。 | 1-2 |
| 第5条 | ○ | 本学大学院の修士課程には、大学院学則第4条（研究科及び入学定員等）に、看護学研究科を置くことを規定しています。 | 1-2 |
| 第6条 | ○ | 大学院学則第4条（研究科及び入学定員等）に看護学研究科に看護学専攻を置くことを規定しています。 | 1-2 |
| 第7条 | ○ | 本学大学院看護学研究科は、既設の看護学部を基礎として設置しており、学部と研究科との間の適切な連携が図られています。 | 1-2 |
| 第7条の2 | — | 本学大学院では、共同教育課程を設けていません。 | 1-2 3-2 4-2 |
| 第7条の3 | — | 本学大学院では、研究科以外の教育研究上の基本となる組織は設けていません。 | 1-2 3-2 4-2 |
| 第8条 | ○ | 本学大学院の教員組織については、学部の教員がこれを兼ねており、本研究科の規模、教育・研究領域に応じて適切に組織されています。また、本学事務局に、大学院の事務を遂行するための組織を設けています。 | 2-2 2-3 2-4 3-2 4-1 4-2 4-3 |
| 第9条 | ○ | 本学大学院に配置する教員については、大学院設置基準に定める資格を有する教員を、定められた数以上配置しています。 | 3-2 4-2 |
| 第9条の3 | ○ | 本学大学院では、学部と連携してFD（SDを含む）研修を実施しています。 | 3-2 3-3 4-2 4-3 |
| 第10条 | ○ | 本学大学院の収容定員については、大学院学則第4条（研究科及び入学定員等）に定めています。 | 2-1 |
| 第11条 | ○ | 本学大学院の教育課程の編成方針については、大学院学則第29条並びに第30条及び別表1に定めており、カリキュラム・ポリシーを定め、これに基づいた教育を行っています。 | 3-2 |
| 第12条 | ○ | 本学大学院の教育方法については、大学院学則には明示していませんが、大学院のシラバスにおいて授業内容、授業方法等を明示し、これに基づいて研究指導を行っています。 | 2-2 3-2 |
| 第13条 | ○ | 本学大学院における研究指導は、大学院設置基準に定める資格を有する教員によって行われています。 | 2-2 3-2 |
| 第14条 | ○ | 本学大学院の教育方法の特例については、大学院学則第31条（教育方法の特例）に規定しており、学生募集要項にも明記しています。 | 3-2 |

岩手保健医療大学

| | | | |
|-----------|---|---|--------------------------|
| 第 14 条の 2 | ○ | 本学ホームページにシラバスを掲載し、授業の方法及び内容、授業の計画、成績評価の基準等を明示しています。 | 3-1 |
| 第 15 条 | ○ | 本学大学院では、本省令第 15 条に定め、大学設置基準の準用について適切に運用しており、本規定に基づいて大学院学則 38 条（授業科目の履修方法等）及び「大学院双方向遠隔授業実施要領」を定め運用しています。（左記記述先の確認） | 2-2 2-5 3-1 3-2 |
| 第 16 条 | ○ | 本学大学院の修士課程の修了要件については、大学院学則第 39 条（修了）に定めています。 | 3-1 |
| 第 17 条 | － | 本学大学院では、博士課程を設けていません。 | 3-1 |
| 第 19 条 | ○ | 本学大学院の講義室等については、教育に必要な大学院専用の講義室を設けるほか、学部との共用の実習室、演習室等を備えています。また、専用の院生研究室を設けています。 | 2-5 |
| 第 20 条 | ○ | 機械、器具等については、本学大学院の教員数及び学生数に応じて必要な種類及び数の機械、器具を備えています。 | 2-5 |
| 第 21 条 | ○ | 本学大学院では、大学院レベルの看護学教育と研究に必要な図書、学術雑誌、視聴覚資料、電子ジャーナル等を備えています。 | 2-5 |
| 第 22 条 | ○ | 本学大学院では、教育研究上において支障が生じない範囲内で学部の設備等を共用しています。 | 2-5 |
| 第 22 条の 2 | － | 本学の校地は、2 以上とはなっていません。 | 2-5 |
| 第 22 条の 3 | ○ | 大学院に係る予算を確保し、大学院の教育研究環境の整備に支障のないよう配慮しています。 | 2-5 4-4 |
| 第 22 条の 4 | ○ | 大学院学則第 1 条（目的）に看護学を基盤に自ら考え、行動し、社会を切り拓く人材養成することを目的すると定めており、研究科及び専攻の名称を看護学研究科、看護学専攻とすることは、この目的に相応しいものと認識しています。 | 1-1 |
| 第 23 条 | － | 本学大学院では、独立大学院を置いていません。 | 1-1 1-2 |
| 第 24 条 | － | 本学大学院では、独立大学院を置いていません。 | 2-5 |
| 第 25 条 | － | 本学大学院では、通信教育を行う課程を置いていません。 | 3-2 |
| 第 26 条 | － | 本学大学院では、通信教育を行う課程を置いていません。 | 3-2 |
| 第 27 条 | － | 本学大学院では、通信教育を行う課程を置いていません。 | 3-2 4-2 |
| 第 28 条 | － | 本学大学院では、通信教育を行う課程を置いていません。 | 2-2 3-1 3-2 |
| 第 29 条 | － | 本学大学院では、通信教育を行う課程を置いていません。 | 2-5 |
| 第 30 条 | － | 本学大学院では、通信教育を行う課程を置いていません。 | 2-2 3-2 |
| 第 30 条の 2 | － | 本学大学院では、研究科等連係課程実施基本組織を置いていません。 | 3-2 |

岩手保健医療大学

| | | | |
|-----------|---|--|------------|
| 第 31 条 | — | 本学大学院では、共同教育課程を編成する研究科及び専攻は置いていません。 | 3-2 |
| 第 32 条 | — | 本学大学院では、共同教育課程を編成する研究科及び専攻は置いていません。 | 3-1 |
| 第 33 条 | — | 本学大学院では、共同教育課程を編成する研究科及び専攻は置いていません。 | 3-1 |
| 第 34 条 | — | 本学大学院では、共同教育課程を編成する研究科及び専攻は置いていません。 | 2-5 |
| 第 34 条の 2 | — | 本学大学院では、工学を専攻する研究科は設けていません。 | 3-2 |
| 第 34 条の 3 | — | 本学大学院では、工学を専攻する研究科は設けていません。 | 4-2 |
| 第 42 条 | — | 本学大学院では、博士課程を設けていません。 | 2-3 |
| 第 43 条 | ○ | 大学院で徴収する費用について、学生募集案内、ホームページ等に明示しています。 | 2-4 |
| 第 45 条 | — | 本学大学院では、外国に研究科、専攻その他の組織は設けていません。 | 1-2 |
| 第 46 条 | — | 本学大学院では、令和 3 年度の大学院設置後において、新たに研究科等を開設していません。 | 2-5 4-2 |

専門職大学院設置基準 該当なし

| | 遵守状況 | 遵守状況の説明 | 該当基準項目 |
|----------|------|---------|-------------------|
| 第 1 条 | | | 6-2 6-3 |
| 第 2 条 | | | 1-2 |
| 第 3 条 | | | 3-1 |
| 第 4 条 | | | 3-2 4-2 |
| 第 5 条 | | | 3-2 4-2 |
| 第 5 条の 2 | | | 3-2 3-3 4-2 |
| 第 6 条 | | | 3-2 |
| 第 6 条の 2 | | | 3-2 |
| 第 6 条の 3 | | | 3-2 |
| 第 7 条 | | | 2-5 |
| 第 8 条 | | | 2-2 3-2 |
| 第 9 条 | | | 2-2 3-2 |
| 第 10 条 | | | 3-1 |
| 第 11 条 | | | 3-2 |
| 第 12 条 | | | 3-1 |
| 第 13 条 | | | 3-1 |

岩手保健医療大学

| | | | |
|--------|--|--|--|
| 第 14 条 | | | 3-1 |
| 第 15 条 | | | 3-1 |
| 第 16 条 | | | 3-1 |
| 第 17 条 | | | 1-2 2-2 2-5 3-2 4-2 4-3 |
| 第 18 条 | | | 1-2 3-1 3-2 |
| 第 19 条 | | | 2-1 |
| 第 20 条 | | | 2-1 |
| 第 21 条 | | | 3-1 |
| 第 22 条 | | | 3-1 |
| 第 23 条 | | | 3-1 |
| 第 24 条 | | | 3-1 |
| 第 25 条 | | | 3-1 |
| 第 26 条 | | | 1-2 3-1 3-2 |
| 第 27 条 | | | 3-1 |
| 第 28 条 | | | 3-1 |
| 第 29 条 | | | 3-1 |
| 第 30 条 | | | 3-1 |
| 第 31 条 | | | 3-2 |
| 第 32 条 | | | 3-2 |
| 第 33 条 | | | 3-1 |
| 第 34 条 | | | 3-1 |
| 第 42 条 | | | 6-2 6-3 |

学位規則（大学院関係）

| | 遵守 状況 | 遵守状況の説明 | 該当 基準項目 |
|--------|----------|---|------------|
| 第 3 条 | ○ | 本学大学院の修士の学位授与の要件については、大学院学則第 39 条（修了）及び第 40 条（学位）に定めています。 | 3-1 |
| 第 4 条 | － | 本学大学院では、博士課程を設けていません。 | 3-1 |
| 第 5 条 | － | 本学大学院では、現在のところ、学位の授与に係る審査に当たって、他の大学院等の協力を得ることはしていません。 | 3-1 |
| 第 12 条 | － | 本学大学院では、博士課程を設けていません。 | 3-1 |

大学通信教育設置基準 該当なし

| | 遵守 状況 | 遵守状況の説明 | 該当 基準項目 |
|--|----------|---------|------------|
| | | | |

| | | | |
|------|--|--|------------|
| 第1条 | | | 6-2 6-3 |
| 第2条 | | | 3-2 |
| 第3条 | | | 2-2 3-2 |
| 第4条 | | | 3-2 |
| 第5条 | | | 3-1 |
| 第6条 | | | 3-1 |
| 第7条 | | | 3-1 |
| 第8条 | | | 3-2 4-2 |
| 第9条 | | | 2-5 |
| 第10条 | | | 2-5 |
| 第11条 | | | 2-2 3-2 |
| 第13条 | | | 6-2 6-3 |

※「遵守状況」の欄に、法令等の遵守の状況を「○」「×」で記載し、該当しない場合は「―」で記載すること。

※「遵守状況の説明」は簡潔に記載すること。

※大学院等を設置していないなど、組織自体がない場合は、法令名の横に「該当なし」と記載すること。

Ⅶ. エビデンス集一覧

エビデンス集（データ編）一覧

| コード | タイトル | 備考 |
|----------|-----------------------------------|------|
| 【共通基礎】 | 認証評価共通基礎データ | |
| 【表 F-1】 | 理事長名、学長名等 | |
| 【表 F-2】 | 附属校及び併設校、附属機関の概要 | 該当なし |
| 【表 F-3】 | 外部評価の実施概要 | 該当なし |
| 【表 2-1】 | 学部、学科別在籍者数（過去 5 年間） | |
| 【表 2-2】 | 研究科、専攻別在籍者数（過去 3 年間） | |
| 【表 2-3】 | 学部、学科別退学者数及び留年者数の推移（過去 3 年間） | |
| 【表 2-4】 | 就職相談室等の状況 | |
| 【表 2-5】 | 就職の状況（過去 3 年間） | |
| 【表 2-6】 | 卒業後の進路先の状況（前年度実績） | |
| 【表 2-7】 | 大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績） | |
| 【表 2-8】 | 学生の課外活動への支援状況（前年度実績） | |
| 【表 2-9】 | 学生相談室、保健室等の状況 | |
| 【表 2-10】 | 附属施設の概要（図書館除く） | 該当なし |
| 【表 2-11】 | 図書館の開館状況 | |
| 【表 2-12】 | 情報センター等の状況 | |
| 【表 3-1】 | 授業科目の概要 | |
| 【表 3-2】 | 成績評価基準 | |
| 【表 3-3】 | 修得単位状況（前年度実績） | |
| 【表 3-4】 | 年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数） | |
| 【表 4-1】 | 学部、学科の開設授業科目における専兼比率 | |
| 【表 4-2】 | 職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別） | |
| 【表 5-1】 | 財務情報の公表（前年度実績） | |
| 【表 5-2】 | 事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの） | |
| 【表 5-3】 | 事業活動収支計算書関係比率（大学単独） | |
| 【表 5-4】 | 貸借対照表関係比率（法人全体のもの） | |
| 【表 5-5】 | 要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間） | |

※該当しない項目がある場合は、備考欄に「該当なし」と記載。

エビデンス集（資料編）一覧

基礎資料

| コード | タイトル | |
|-----------|---|----|
| | 該当する資料名及び該当ページ | 備考 |
| 【資料 F-1】 | 寄附行為（紙媒体） | |
| | 学校法人二戸学園 寄附行為 | |
| 【資料 F-2】 | 大学案内 | |
| | ①岩手保健医療大学 GUIDE BOOK 2024 ②岩手保健医療大学大学院看護学研究科修士課程 | |
| 【資料 F-3】 | 大学学則、大学院学則（紙媒体） | |
| | ①岩手保健医療大学学則 ②岩手保健医療大学院学則 | |
| 【資料 F-4】 | 学生募集要項、入学者選抜要綱 | |
| | ①令和5年度入学 学生募集要項 ②2023年度 大学院 学生募集要項 | |
| 【資料 F-5】 | 学生便覧 | |
| | ①2023年度 学生便覧 ②2023年度 看護学研究科 学生便覧 | |
| 【資料 F-6】 | 事業計画書 | |
| | 令和5年度事業計画 | |
| 【資料 F-7】 | 事業報告書 | |
| | 令和4年度事業報告書 | |
| 【資料 F-8】 | アクセスマップ、キャンパスマップなど | |
| | 交通アクセスマップ | |
| 【資料 F-9】 | 法人及び大学の規定一覧及び規定集（電子データ） | |
| | 学校法人二戸学園 諸規程一覧 | |
| 【資料 F-10】 | 理事、監事、評議員などの名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の前年度開催状況（開催日、開催回数、出席状況など）がわかる資料 | |
| | ①学校法人二戸学園 役員・評議員名簿 | |
| | ②理事会の開催状況 平成30年3月20日～令和4年5月19日 ③評議員会の開催状況 平成30年3月20日～令和4年5月19日 | |
| 【資料 F-11】 | 決算等の計算書類（過去5年間）及び監事監査報告書（過去5年間） | |
| | ①計算書類 （平成30（2018）年度～令和4（2022）年度） ②監査報告書 （平成30（2018）年度～令和4（2022）年度） | |
| 【資料 F-12】 | 履修要項、シラバス（電子データ） | |
| | ①2023年度シラバス（新・旧） 看護学部看護学科 ②2023年度シラバス 大学院看護学研究科 | |
| 【資料 F-13】 | 三つのポリシー一覧（策定単位ごと） | |
| | ①看護学部看護学科 ②大学院看護学研究科 | |
| 【資料 F-14】 | 設置計画履行状況等調査結果への対応状況（直近のもの） | |
| | 設置計画履行状況等調査結果への対応 | |
| 【資料 F-15】 | 認証評価で指摘された事項への対応状況（直近のもの） | |
| | 該当なし（今回が開学後第1回目の受審のため） | |

岩手保健医療大学

基準 1. 使命・目的等

| 基準項目 | | |
|---------------------|--|---------------|
| コード | 該当する資料名及び該当ページ | 備考 |
| 1-1. 使命・目的及び教育目的の設定 | | |
| 【資料 1-1-1】 | 岩手保健医療大学学則 (P.1) 「第 1 条」 | 【資料 F-3①】再掲 |
| 【資料 1-1-2】 | 岩手保健医療大学大学院学則 (P.1) 「第 1 条」 | 【資料 F-3②】再掲 |
| 【資料 1-1-3】 | 2023 年度学生便覧 (P.7) 「教育理念・教育目標」 | 【資料 F-5①】再掲 |
| 【資料 1-1-4】 | 2023 年度看護学研究科学生便覧 (P.1) 「教育理念・教育目標」 | 【資料 F-5②】再掲 |
| 【資料 1-1-5】 | 岩手保健医療大学ホームページ「教育理念・教育目標」 | |
| 【資料 1-1-6】 | 岩手保健医療大学 GUIDE BOOK 2024 (P.13) 「教育理念・教育目標」 | 【資料 F-2①】再掲 |
| 【資料 1-1-7】 | 岩手保健医療大学大学院看護学研究科修士課程 (P.1) 「修士課程の教育・研究目的」 | 【資料 F-2②】再掲 |
| 【資料 1-1-8】 | 設置の趣旨などを記載した書類 (岩手保健医療大学) | |
| 【資料 1-1-9】 | 岩手保健医療大学 GUIDE BOOK 2024 (P.13) 「教育理念・教育目標」 | 【資料 F-2①】再掲 |
| 【資料 1-1-10】 | 2023 年度学生便覧 (P.13) 「カリキュラムマップ」 | 【資料 F-5①】再掲 |
| 【資料 1-1-11】 | 設置の趣旨などを記載した書類 (岩手保健医療大学大学院) | |
| 【資料 1-1-12】 | 岩手保健医療大学大学院看護学研究科修士課程 (P.1) 「大学院看護学研究科 修士課程の教育・研究目的」 | 【資料 F-2②】再掲 |
| 【資料 1-1-13】 | 岩手保健医療大学大学院学則 (P.2) 「第 14 条」 | 【資料 F-3②】再掲 |
| 【資料 1-1-14】 | 岩手保健医療大学大学院双方向遠隔授業実施要項 | |
| 【資料 1-1-15】 | 岩手保健医療大学大学院長期履修生取扱規程 | |
| 【資料 1-1-16】 | 岩手保健医療大学教授会規程 | |
| 【資料 1-1-17】 | カリキュラム検討委員会規程 | |
| 【資料 1-1-18】 | 岩手保健医療大学看護学部看護学科教育課程を変更する理由等について | |
| 【資料 1-1-19】 | 岩手保健医療大学大学院教授会規程 | |
| 【資料 1-1-20】 | 岩手保健医療大学大学院教学委員会規程 | |
| 1-2. 使命・目的及び教育目的の反映 | | |
| 【資料 1-2-1】 | 岩手保健医療大学教授会規程 | 【資料 1-1-16】再掲 |
| 【資料 1-2-2】 | 教学委員会規程 | |
| 【資料 1-2-3】 | 岩手保健医療大学大学院教授会規程 | 【資料 1-1-19】再掲 |
| 【資料 1-2-4】 | 岩手保健医療大学大学院教学委員会規程 | 【資料 1-1-20】再掲 |
| 【資料 1-2-5】 | 学校法人二戸学園運営協議会規程 | |
| 【資料 1-2-6】 | 法人運営調整会議要項 | |
| 【資料 1-2-7】 | 岩手保健医療大学ホームページ「情報公開」 | |
| 【資料 1-2-8】 | 中期計画<令和 2 (2020) 年度～令和 7 (2025) 年度> 令和 2 年 1 月 29 日制定 (令和 3 年 10 月 13 日改定) | |
| 【資料 1-2-9】 | 岩手保健医療大学ホームページ「3 つのポリシー」 | |
| 【資料 1-2-10】 | 令和 5 年度入学学生募集要項 (P.1) 「アドミッション・ポリシー」 | 【資料 F-4①】再掲 |
| 【資料 1-2-11】 | 2023 年度学生便覧 (P.8) 「カリキュラム・ポリシー」「ディプロマ・ポリシー」 | 【資料 F-5①】再掲 |
| 【資料 1-2-12】 | 岩手保健医療大学 GUIDE BOOK 2024 (P.14) 「3 つのポリシー」 | 【資料 F-2①】再掲 |
| 【資料 1-2-13】 | 2023 年度大学院学生募集要項 (P.1) 「3 つのポリシー」 | 【資料 F-4②】再掲 |
| 【資料 1-2-14】 | 2023 年度看護学研究科学生便覧 (P.2) 「3 つのポリシー」 | 【資料 F-5②】再掲 |
| 【資料 1-2-15】 | 岩手保健医療大学大学院看護学研究科修士課程 (P.2) 「3 つのポリシー」 | 【資料 F-2②】再掲 |

岩手保健医療大学

| | | |
|-------------|-------------------------------|-------------|
| 【資料 1-2-16】 | 岩手保健医療大学学則 (P.2) 「第6条」 | 【資料 F-3①】再掲 |
| 【資料 1-2-17】 | 学校法人二戸学園岩手保健医療大学組織図 (2023年4月) | |
| 【資料 1-2-18】 | 岩手保健医療大学教員組織図 (2023年4月) | |
| 【資料 1-2-19】 | 事務組織図 (2023年4月) | |

基準 2. 学生

| 基準項目 | | |
|-------------|--|---------------|
| コード | 該当する資料名及び該当ページ | 備考 |
| 2-1. 学生の受入れ | | |
| 【資料 2-1-1】 | 岩手保健医療大学ホームページ「アドミッション・ポリシー」 | |
| 【資料 2-1-2】 | 岩手保健医療大学 GUIDE BOOK 2024 (P.14) 「アドミッション・ポリシー」 | 【資料 F-2①】再掲 |
| 【資料 2-1-3】 | 岩手保健医療大学 GUIDE BOOK 2023 別冊 | |
| 【資料 2-1-4】 | 岩手保健医療大学大学院看護学研究科修士課程 (P.2) 「アドミッション・ポリシー」 | 【資料 F-2②】再掲 |
| 【資料 2-1-5】 | 令和 5 年度入学学生募集要項 (P.1) 「アドミッション・ポリシー」 | 【資料 F-4①】再掲 |
| 【資料 2-1-6】 | 2023 年度大学院学生募集要項 (P.1) | 【資料 F-4②】再掲 |
| 【資料 2-1-7】 | 2023 年度看護学研究科学生便覧 (P.2) 「3つのポリシー」 | 【資料 F-5②】再掲 |
| 【資料 2-1-8】 | 岩手保健医療大学「進路指導教員懇談会」の開催について (ご案内) | |
| 【資料 2-1-9】 | 岩手保健医療大学入学者選抜に関する規程 | |
| 【資料 2-1-10】 | 岩手保健医療大学大学院入学者選抜に関する規程 | |
| 【資料 2-1-11】 | 岩手保健医療大学・大学院の入学割合 | |
| 【資料 2-1-12】 | 岩手保健医療大学特待生規程 | |
| 【資料 2-1-13】 | 岩手保健医療大学特待生取扱要項 | |
| 【資料 2-1-14】 | 特待生制度のご案内 | |
| 【資料 2-1-15】 | 岩手保健医療大学・大学院の入学割合 | 【資料 2-1-11】再掲 |
| 2-2. 学修支援 | | |
| 【資料 2-2-1】 | 岩手保健医療大学 GUIDE BOOK 2024 (P.30) 「フォローアップ学修支援」 | 【資料 F-2①】再掲 |
| 【資料 2-2-2】 | 入学前教育の実施状況 | |
| 【資料 2-2-3】 | 初年次教育のイメージ | |
| 【資料 2-2-4】 | 2023 年度看護学実習要項 (共通、1~4 年生用、公衆衛生看護学実習) | |
| 【資料 2-2-5】 | 岩手保健医療大学ティーチング・アシスタントに関する規程 | |
| 【資料 2-2-6】 | シラバス作成要領 | |
| 【資料 2-2-7】 | 学部、学科別退学者数及び留年者の推移 (過去 3 年間) | |
| 2-3. キャリア支援 | | |
| 【資料 2-3-1】 | 学生委員会規程 | |
| 【資料 2-3-2】 | 岩手保健医療大学学生キャリア支援室規程 | |
| 【資料 2-3-3】 | 岩手保健医療大学職業紹介業務運営規程 | |
| 【資料 2-3-4】 | アドバイザー制度の概要 | |
| 【資料 2-3-5】 | インターンシップ・病院見学報告書 | |
| 【資料 2-3-6】 | 就職試験受験報告書 | |
| 【資料 2-3-7】 | 就職相談室等の状況 | |
| 【資料 2-3-8】 | 就職の状況 (過去 3 年間) | |
| 【資料 2-3-9】 | 岩手保健医療大学ホームページ「卒業生の方へ」 | |
| 2-4. 学生サービス | | |

岩手保健医療大学

| | | |
|-------------------|--|---------------|
| 【資料 2-4-1】 | 学生委員会規程 | 【資料 2-3-1】再掲 |
| 【資料 2-4-2】 | アドバイザー制度の概要 | 【資料 2-3-4】再掲 |
| 【資料 2-4-3】 | 岩手保健医療大学事務局事務分掌 | |
| 【資料 2-4-4】 | 学生相談のお知らせ | |
| 【資料 2-4-5】 | 学校法人二戸学園ハラスメント防止規程 | |
| 【資料 2-4-6】 | ハラスメント防止・対応ハンドブック | |
| 【資料 2-4-7】 | 岩手保健医療大学 GUIDE BOOK 2024 (P. 29～30) 「学生サポート」 | 【資料 F-2①】再掲 |
| 【資料 2-4-8】 | 2023 年度学生便覧 (P. 31～50) 「学生生活」 | 【資料 F-5①】再掲 |
| 【資料 2-4-9】 | 令和 5 年度入学学生募集要項(P. 11～12)「修学支援制度」 | 【資料 F-4①】再掲 |
| 【資料 2-4-10】 | 岩手保健医療大学ホームページ「奨学金・特待生制度」 | |
| 【資料 2-4-11】 | 奨学金情報提供状況 | |
| 【資料 2-4-12】 | 令和 4 (2022) 年度奨学金利用学生数の状況 | |
| 【資料 2-4-13】 | 2022 年度保証人懇談会実施報告 | |
| 【資料 2-4-14】 | 岩手保健医療大学特待生規程 | 【資料 2-1-12】再掲 |
| 【資料 2-4-15】 | 岩手保健医療大学特待生取扱要項 | 【資料 2-1-13】再掲 |
| 【資料 2-4-16】 | 特待生制度のご案内 | 【資料 2-1-14】再掲 |
| 【資料 2-4-17】 | 岩手保健医療大学学生自治会則 | |
| 【資料 2-4-18】 | 学生団体 (サークル) 一覧 (2022 年度) | |
| 【資料 2-4-19】 | 学生の課外活動などへの支援状況の例 | |
| 2-5. 学修環境の整備 | | |
| 【資料 2-5-1】 | 学校施設等の概要 | |
| 【資料 2-5-2】 | 校舎、運動場等校地の状況 | |
| 【資料 2-5-3】 | 図書館内のレイアウト | |
| 【資料 2-5-4】 | 図書館入館者数の推移 | |
| 【資料 2-5-5】 | 体育館及びグラウンド等の使用状況 | |
| 【資料 2-5-6】 | 校舎の平面図 | |
| 【資料 2-5-7】 | プライバシーポリシー | |
| 【資料 2-5-8】 | 図書館資料蔵書データ (令和 5 (2023) 年 1 月 1 日現在) | |
| 【資料 2-5-9】 | 岩手保健医療大学図書館利用案内 (一般利用者用) | |
| 【資料 2-5-10】 | 岩手保健医療大学図書館規程 | |
| 【資料 2-5-11】 | 岩手保健医療大学図書管理規程 | |
| 【資料 2-5-12】 | 岩手保健医療大学図書館利用規程 | |
| 【資料 2-5-13】 | 2023 年度学生便覧 (P. 61～63) 「図書館の利用について」 | 【資料 F-5①】再掲 |
| 【資料 2-5-14】 | 岩手保健医療大学図書館学外者利用要綱 | |
| 【資料 2-5-15】 | 図書・情報管理委員会規程 | |
| 【資料 2-5-16】 | 情報環境利用案内 2023 (Ver. 0401) | |
| 【資料 2-5-17】 | 障害者対応の設備概要 | |
| 【資料 2-5-18】 | 岩手保健医療大学ホームページ「施設の耐震化状況」 | |
| 2-6. 学生の意見・要望への対応 | | |
| 【資料 2-6-1】 | 学生委員会規程 | 【資料 2-3-1】再掲 |
| 【資料 2-6-2】 | 2022 年度学生生活アンケート結果 | |
| 【資料 2-6-3】 | アドバイザー制度の概要 | 【資料 2-3-4】再掲 |
| 【資料 2-6-4】 | 学生委員会規程 | 【資料 2-3-1】再掲 |
| 【資料 2-6-5】 | アドバイザー制度の概要 | 【資料 2-3-4】再掲 |
| 【資料 2-6-6】 | 学生相談のお知らせ | 【資料 2-4-4】再掲 |
| 【資料 2-6-7】 | 学生委員会規程 | 【資料 2-3-1】再掲 |
| 【資料 2-6-8】 | 2022 年度学生生活アンケート結果 | 【資料 2-6-2】再掲 |

岩手保健医療大学

基準 3. 教育課程

| 基準項目 | | |
|---------------------|--|---------------|
| コード | 該当する資料名及び該当ページ | 備考 |
| 3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定 | | |
| 【資料 3-1-1】 | 岩手保健医療大学ホームページ「ディプロマ・ポリシー」 | |
| 【資料 3-1-2】 | 岩手保健医療大学 GUIDE BOOK 2024 (P.14) 「3 つのポリシー」 | 【資料 F-2①】再掲 |
| 【資料 3-1-3】 | 2023 年度学生便覧 (P.8) 「カリキュラム・ポリシー」「ディプロマ・ポリシー」 | 【資料 F-5①】再掲 |
| 【資料 3-1-4】 | 岩手保健医療大学ホームページ「ディプロマ・ポリシー」 | |
| 【資料 3-1-5】 | 岩手保健医療大学大学院看護学研究科修士課程 (P.2) 「3 つのポリシー」 | 【資料 F-2②】再掲 |
| 【資料 3-1-6】 | 2023 年度看護学研究科学生便覧 (P.2) 「3 つのポリシー」 | 【資料 F-5②】再掲 |
| 【資料 3-1-7】 | 岩手保健医療大学学則 (P.3~6) 「第 13 条・第 31 条・第 34 条・第 35 条・第 40 条・第 41 条」 | 【資料 F-3①】再掲 |
| 【資料 3-1-8】 | 岩手保健医療大学履修規則 | |
| 【資料 3-1-9】 | 2023 年度学生便覧 (P.15~21) 「単位認定」 | 【資料 F-5①】再掲 |
| 【資料 3-1-10】 | 看護学部における成績評価の基本的な考え方について | |
| 【資料 3-1-11】 | 岩手保健医療大学大学院学則 (P.4~5) 「第 34 条・第 35 条・第 39 条・第 40 条」 | 【資料 F-3②】再掲 |
| 【資料 3-1-12】 | 岩手保健医療大学大学院履修規程 | |
| 【資料 3-1-13】 | 岩手保健医療大学修士論文審査規程 | |
| 【資料 3-1-14】 | 2023 年度看護学研究科学生便覧 (P.17~20) 「履修要項」 | 【資料 F-5②】再掲 |
| 【資料 3-1-15】 | 教学委員会規程 | 【資料 1-2-2】再掲 |
| 【資料 3-1-16】 | 岩手保健医療大学大学院履修規程 | 【資料 3-1-12】再掲 |
| 【資料 3-1-17】 | 岩手保健医療大学学位規程 | |
| 【資料 3-1-18】 | 岩手保健医療大学修士論文審査規程 | 【資料 3-1-13】再掲 |
| 【資料 3-1-19】 | 岩手保健医療大学大学院教学委員会規程 | 【資料 1-1-20】再掲 |
| 3-2. 教育課程及び教授方法 | | |
| 【資料 3-2-1】 | 岩手保健医療大学ホームページ「カリキュラム・ポリシー」 | |
| 【資料 3-2-2】 | 2023 年度学生便覧 (P.13) 「カリキュラムマップ」 | 【資料 F-5①】再掲 |
| 【資料 3-2-3】 | 岩手保健医療大学 GUIDE BOOK 2024 (P.14) 「3 つのポリシー」 | 【資料 F-2①】再掲 |
| 【資料 3-2-4】 | 岩手保健医療大学ホームページ「カリキュラム・ポリシー」 | |
| 【資料 3-2-5】 | 2023 年度看護学研究科学生便覧 (P.2) 「カリキュラム・ポリシー」 | 【資料 F-5②】再掲 |
| 【資料 3-2-6】 | 岩手保健医療大学大学院看護学研究科修士課程 (P.2) 「3 つのポリシー」 | 【資料 F-2②】再掲 |
| 【資料 3-2-7】 | 岩手保健医療大学ホームページ「カリキュラム・ポリシー」「ディプロマ・ポリシー」 | |
| 【資料 3-2-8】 | 2023 年度学生便覧 (P.13) 「カリキュラムマップ」 | 【資料 F-5①】再掲 |
| 【資料 3-2-9】 | 岩手保健医療大学 GUIDE BOOK 2024 (P.14) 「3 つのポリシー」 | 【資料 F-2①】再掲 |
| 【資料 3-2-10】 | 岩手保健医療大学ホームページ「カリキュラム・ポリシー」「ディプロマ・ポリシー」 | |
| 【資料 3-2-11】 | 2023 年度看護学研究科学生便覧 (P.2) 「3 つのポリシー」 | 【資料 F-5②】再掲 |
| 【資料 3-2-12】 | 岩手保健医療大学大学院看護学研究科修士課程 (P.2) 「3 つのポリシー」 | 【資料 F-2②】再掲 |
| 【資料 3-2-13】 | 岩手保健医療大学ホームページ「カリキュラム・シラバス」 | |
| 【資料 3-2-14】 | 2023 年度学生便覧 (P.13) 「カリキュラムマップ」 | 【資料 F-5①】再掲 |
| 【資料 3-2-15】 | 岩手保健医療大学 GUIDE BOOK 2024 (P.20) 「カリキュラム一覧」 | 【資料 F-2①】再掲 |

岩手保健医療大学

| | | |
|-----------------|---|---------------|
| 【資料 3-2-16】 | 岩手保健医療大学ホームページ「シラバス」 | |
| 【資料 3-2-17】 | 2023 年度看護学研究科学生便覧 (P. 4～22)「教育課程・履修等」 | 【資料 F-5②】再掲 |
| 【資料 3-2-18】 | 2023 年度看護学研究科学生便覧 (P. 7)「大学院科目等一覧」 | 【資料 F-5②】再掲 |
| 【資料 3-2-19】 | 岩手保健医療大学大学院看護学研究科修士課程 (P. 4)「教育課程の概要」 | 【資料 F-2②】再掲 |
| 【資料 3-2-20】 | 岩手保健医療大学教員組織図 (2023 年 4 月) | 【資料 1-2-18】再掲 |
| 【資料 3-2-21】 | 令和 4 年度学生を対象とした授業評価アンケートに対する改善報告書 | |
| 【資料 3-2-22】 | 令和 4 (2022) 年度岩手保健医療大学臨地実習総括 | |
| 【資料 3-2-23】 | 教員相互の授業参観記録 | |
| 3-3. 学修成果の点検・評価 | | |
| 【資料 3-3-1】 | 教学委員会規程 | 【資料 1-2-2】再掲 |
| 【資料 3-3-2】 | 令和 4 年度学生を対象とした授業評価アンケートに対する改善報告書 | 【資料 3-2-21】再掲 |
| 【資料 3-3-3】 | 岩手保健医療大学学生キャリア支援室規程 | 【資料 2-3-2】再掲 |
| 【資料 3-3-4】 | 卒業生アンケート集計結果 | |
| 【資料 3-3-5】 | 就職先アンケート集計結果 | |
| 【資料 3-3-6】 | 2022 年度学生生活アンケート結果 | 【資料 2-6-2】再掲 |
| 【資料 3-3-7】 | 岩手保健医療大学ホームページ「国家試験合格率、就職率」 | |
| 【資料 3-3-8】 | 岩手保健医療大学 GUIDE BOOK 2024 (P. 11)「国家試験合格率、就職率」 | 【資料 F-2①】再掲 |
| 【資料 3-3-9】 | 教学委員会規程 | 【資料 1-2-2】再掲 |
| 【資料 3-3-10】 | 学生委員会規程 | 【資料 2-3-1】再掲 |
| 【資料 3-3-11】 | 実習委員会規程 | |
| 【資料 3-3-12】 | 国家試験対策支援委員会規程 | |
| 【資料 3-3-13】 | 国家試験対策支援委員会細則 | |
| 【資料 3-3-14】 | 令和 4 年度学生を対象とした授業評価アンケートに対する改善報告書 | 【資料 3-2-21】再掲 |
| 【資料 3-3-15】 | 令和 4 年度 授業評価アンケートに対する授業改善報告書 (大学院) | |

基準 4. 教員・職員

| 基準項目 | | |
|-------------------|----------------------------------|---------------|
| コード | 該当する資料名及び該当ページ | 備考 |
| 4-1. 教学マネジメントの機能性 | | |
| 【資料 4-1-1】 | 岩手保健医療大学教授会規程 | 【資料 1-1-16】再掲 |
| 【資料 4-1-2】 | 岩手保健医療大学大学院教授会規程 | 【資料 1-1-19】再掲 |
| 【資料 4-1-3】 | 学校法人二戸学園岩手保健医療大学組織図 (2023 年 4 月) | 【資料 1-2-17】再掲 |
| 【資料 4-1-4】 | 岩手保健医療大学学長選考等規程 | |
| 【資料 4-1-5】 | 岩手保健医療大学学長代行に係る理事会申合せ | |
| 【資料 4-1-6】 | 岩手保健医療大学看護学部学部長選考等規程 | |
| 【資料 4-1-7】 | 岩手保健医療大学大学院看護学研究科研究科長選考等規程 | |
| 【資料 4-1-8】 | 岩手保健医療大学教員組織図 (2023 年 4 月) | 【資料 1-2-18】再掲 |
| 【資料 4-1-9】 | 学校法人二戸学園岩手保健医療大学組織図 (2023 年 4 月) | 【資料 1-2-17】再掲 |
| 【資料 4-1-10】 | 岩手保健医療大学学長補佐の配置に関する規程 | |
| 【資料 4-1-11】 | 法人運営調整会議要項 | 【資料 1-2-6】再掲 |
| 【資料 4-1-12】 | 岩手保健医療大学連絡調整会議要項 | |
| 【資料 4-1-13】 | 学校法人二戸学園事務組織規程 | |
| 【資料 4-1-14】 | 岩手保健医療大学事務局事務分掌 | 【資料 2-4-3】再掲 |

岩手保健医療大学

| | | |
|------------------|--|----------------|
| 【資料 4-1-15】 | 岩手保健医療大学委員会一覧 (2023 年度) | |
| 4-2. 教員の配置・機能開発等 | | |
| 【資料 4-2-1】 | 岩手保健医療大学教員組織図 (2023 年 4 月) | 【資料 1-2-18】 再掲 |
| 【資料 4-2-2】 | 岩手保健医療大学教員人事計画等委員会規程 | |
| 【資料 4-2-3】 | 岩手保健医療大学教員人事方針 | |
| 【資料 4-2-4】 | 岩手保健医療大学教員選考規程 | |
| 【資料 4-2-5】 | 岩手保健医療大学教員選考基準 | |
| 【資料 4-2-6】 | 岩手保健医療大学教員選考基準に係るガイドライン | |
| 【資料 4-2-7】 | 令和 4 年度学生を対象とした授業評価アンケートに対する改善報告書 | 【資料 3-2-21】 再掲 |
| 【資料 4-2-8】 | 2022 年度第 2 回 FD 研修会「臨地実習において教員と指導者が共同して実習指導をおこなうには」 | |
| 【資料 4-2-9】 | 教員相互の授業参観記録 | 【資料 3-2-23】 再掲 |
| 【資料 4-2-10】 | 2022 年度東大インタラクティブ・ティーチング実施要項 | |
| 4-3. 職員の研修 | | |
| 【資料 4-3-1】 | 2022 年度第 1 回 FD 研修会のお知らせ「大学教員としての研究およびその社会還元と科研費」 | |
| 【資料 4-3-2】 | 感染に関する FD/SD 研修会のお知らせ「SARS-CoV-2 変異株による感染および症状等の変遷と予防対策」 | |
| 【資料 4-3-3】 | 第 4 回 FD 研修会開催のお知らせ「科研費等の公的研究費の適切な使用について」 | |
| 【資料 4-3-4】 | 新教員向け研修会「大学教育とは」 | |
| 【資料 4-3-5】 | JANPU 説明会・報告会・研修会 | |
| 【資料 4-3-6】 | JANPU 災害支援対策委員会企画 2022 年度災害フォーラム | |
| 【資料 4-3-7】 | FD・SD 研修会一覧 (令和 3 年度・令和 4 年度) | |
| 【資料 4-3-8】 | 教員業績評価用調査シート | |
| 【資料 4-3-9】 | 事務職員の人事評価について | |
| 4-4. 研究支援 | | |
| 【資料 4-4-1】 | 研究室の配置図 | |
| 【資料 4-4-2】 | 図書購入状況 | |
| 【資料 4-4-3】 | 岩手保健医療大学の研究活動における行動規範 | |
| 【資料 4-4-4】 | 岩手保健医療大学研究倫理審査委員会規程 | |
| 【資料 4-4-5】 | 令和 4 年度岩手保健医療大学研究倫理審査委員会委員名簿 | |
| 【資料 4-4-6】 | 研究倫理に関する研修会及び研究費の不正使用防止に関する研修会の開催状況 | |
| 【資料 4-4-7】 | 国立研究開発法人科学技術振興機構が提供する研究倫理教材 (e ラーニング) の履修状況 | |
| 【資料 4-4-8】 | 岩手保健医療大学における研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する取扱規程 | |
| 【資料 4-4-9】 | 岩手保健医療大学における公的研究費の適正管理に関する規程 | |
| 【資料 4-4-10】 | 研究活動における不正行為の防止マニュアル | |
| 【資料 4-4-11】 | 公的研究費の管理・監査のガイドラインと不正防止等対応マニュアル | |
| 【資料 4-4-12】 | 「科研費等の公的研究費の適切な使用について」(研修資料) | |
| 【資料 4-4-13】 | 大学院における教員研究費に係る申し合わせ | |
| 【資料 4-4-14】 | 岩手保健医療大学教員研究費規程 | |
| 【資料 4-4-15】 | 教員研究費規程の運用に当たっての考え方 | |
| 【資料 4-4-16】 | 岩手保健医療大学学内共同研究規程 | |
| 【資料 4-4-17】 | 学内共同研究費のプロジェクト別配分状況 | |
| 【資料 4-4-18】 | 2022 年度岩手保健医療大学 学内研究報告会 | |

岩手保健医療大学

| | | |
|-------------|----------------------|--|
| 【資料 4-4-19】 | 科学研究費補助金に係る研修会の開催状況 | |
| 【資料 4-4-20】 | 科研費申請セカンドオピニオン体制について | |
| 【資料 4-4-21】 | 外部資金の獲得状況 | |
| 【資料 4-4-22】 | 岩手保健医療大学ホームページ「教員紹介」 | |

基準 5. 経営・管理と財務

| 基準項目 | | |
|----------------|--|---------------|
| コード | 該当する資料名及び該当ページ | 備考 |
| 5-1. 経営の規律と誠実性 | | |
| 【資料 5-1-1】 | 学校法人二戸学園寄附行為 | 【資料 F-1】再掲 |
| 【資料 5-1-2】 | 学校法人二戸学園倫理規程 | |
| 【資料 5-1-3】 | 学校法人二戸学園役員行動規範 | |
| 【資料 5-1-4】 | 学校法人二戸学園理事の内部規律に関する規程 | |
| 【資料 5-1-5】 | 学校法人二戸学園岩手保健医療大学就業規則 | |
| 【資料 5-1-6】 | 学校法人二戸学園教職員行動規範 | |
| 【資料 5-1-7】 | 岩手保健医療大学ガバナンス・コード | |
| 【資料 5-1-8】 | 岩手保健医療大学ホームページ「情報公開」 | |
| 【資料 5-1-9】 | 学校法人二戸学園理事会運営規程 | |
| 【資料 5-1-10】 | 理事会の開催状況 | 【資料 F-10②】再掲 |
| 【資料 5-1-11】 | 評議員会の開催状況 | 【資料 F-10③】再掲 |
| 【資料 5-1-12】 | 内部質保証に関する方針 | |
| 【資料 5-1-13】 | 中期計画<令和 2 (2020) 年度～令和 7 (2025) 年度> 令和 2 年 1 月 29 日制定 (令和 3 年 10 月 13 日改定) | 【資料 1-2-8】再掲 |
| 【資料 5-1-14】 | 令和 5 年度事業計画 | 【資料 F-6】再掲 |
| 【資料 5-1-15】 | 令和 5 年度収支予算書 | |
| 【資料 5-1-16】 | 令和 4 年度事業報告書 | 【資料 F-7】再掲 |
| 【資料 5-1-17】 | 令和 4 年度計算書類 | 【資料 F-11①】再掲 |
| 【資料 5-1-18】 | 監査報告書 | 【資料 F-11②】再掲 |
| 【資料 5-1-19】 | 中期目標・中期計画 (令和 2 年度～令和 7 年度) に関する達成状況 | |
| 【資料 5-1-20】 | 学校法人二戸学園岩手保健医療大学衛生委員会規程 | |
| 【資料 5-1-21】 | 学校法人二戸学園ハラスメント防止規程 | 【資料 2-4-5】再掲 |
| 【資料 5-1-22】 | 学校法人二戸学園個人情報取扱規程 | |
| 【資料 5-1-23】 | プライバシーポリシー | 【資料 2-5-7】再掲 |
| 【資料 5-1-24】 | ソーシャルメディアポリシー | |
| 【資料 5-1-25】 | 防火防災・環境保全委員会規程 | |
| 【資料 5-1-26】 | 災害対策マニュアル | |
| 【資料 5-1-27】 | 感染対策マニュアル | |
| 【資料 5-1-28】 | 不審者等侵入対策マニュアル | |
| 【資料 5-1-29】 | 岩手保健医療大学危機管理本部要項 | |
| 5-2. 理事会の機能 | | |
| 【資料 5-2-1】 | 学校法人二戸学園寄附行為 | 【資料 F-1】再掲 |
| 【資料 5-2-2】 | 学校法人二戸学園理事会運営規程 | 【資料 5-1-9】再掲 |
| 【資料 5-2-3】 | 学校法人二戸学園運営協議会規程 | 【資料 1-2-5】再掲 |
| 【資料 5-2-4】 | 理事会、評議員会、監事及び運営協議会の相関図 | |
| 【資料 5-2-5】 | 役員等の氏名等 (理事) | 【資料 F-10①】再掲 |
| 【資料 5-2-6】 | 役員等の氏名等 (監事) | 【資料 F-10①】再掲 |
| 【資料 5-2-7】 | 役員等の氏名等 (評議員) | 【資料 F-10①】再掲 |
| 【資料 5-2-8】 | 理事会・評議員会の開催状況 | 【資料 F-10②③】再掲 |

岩手保健医療大学

| | | |
|----------------------|--|---------------|
| 【資料 5-2-9】 | 学校法人二戸学園理事の主管職務に関する内規 | |
| 【資料 5-2-10】 | 理事の主管職務計画に関する申合せ | |
| 【資料 5-2-11】 | 学校法人二戸学園運営協議会規程 | 【資料 1-2-5】再掲 |
| 5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック | | |
| 【資料 5-3-1】 | 学校法人二戸学園運営協議会規程 | 【資料 1-2-5】再掲 |
| 【資料 5-3-2】 | 法人運営調整会議要項 | 【資料 1-2-6】再掲 |
| 【資料 5-3-3】 | 岩手保健医療大学連絡調整会議要項 | 【資料 4-1-12】再掲 |
| 【資料 5-3-4】 | 事務職員会議について | |
| 5-4. 財務基盤と収支 | | |
| 【資料 5-4-1】 | 中期計画<令和 2 (2020) 年度～令和 7 (2025) 年度> 令和 2 年 1 月 29 日制定 (令和 3 年 10 月 13 日改定) | 【資料 1-2-8】再掲 |
| 【資料 5-4-2】 | 中期資金収支計画表、中期事業活動収支計画表 | |
| 【資料 5-4-3】 | 令和 5 年度事業計画 | 【資料 F-6】再掲 |
| 【資料 5-4-4】 | 令和 5 年度収支予算書 | 【資料 5-1-15】再掲 |
| 【資料 5-4-5】 | 予算編成の仕組み (概念図) | |
| 【資料 5-4-6】 | 予算と決算に乖離がある場合の補正予算編成 | |
| 【資料 5-4-7】 | 貸借対照表関係比率、事業活動収支計算書関係比率、活動区分資金収支計算書関係比率 | 【表 5-2～5-5】再掲 |
| 【資料 5-4-8】 | 外部資金の獲得状況 | 【資料 4-4-21】再掲 |
| 5-5. 会計 | | |
| 【資料 5-5-1】 | 学校法人二戸学園経理規程、調達規程、固定資産及び物品管理規程、資金運用規程 | |
| 【資料 5-5-2】 | 令和 4 年度計算書類 | 【資料 F-11①】再掲 |
| 【資料 5-5-3】 | 令和 4 年度財産目録 | |
| 【資料 5-5-4】 | 独立監査人の監査報告書 | |
| 【資料 5-5-5】 | 監査報告書 | 【資料 F-11②】再掲 |
| 【資料 5-5-6】 | 文部科学省への提出書類 | |

基準 6. 内部質保証

| 基準項目 | | |
|-----------------------|--|---------------|
| コード | 該当する資料名及び該当ページ | 備考 |
| 6-1. 内部質保証の組織体制 | | |
| 【資料 6-1-1】 | 岩手保健医療大学学則、岩手保健医療大学大学院学則 | 【資料 F-3①②】再掲 |
| 【資料 6-1-2】 | 自己点検評価委員会規程 | |
| 【資料 6-1-3】 | 岩手保健医療大学大学院自己点検評価委員会規程 | |
| 【資料 6-1-4】 | 内部質保証に関する方針 | 【資料 5-1-12】再掲 |
| 【資料 6-1-5】 | 内部質保証体制図 | |
| 【資料 6-1-6】 | 本法人の PDCA サイクル概念図 | |
| 【資料 6-1-7】 | 学校法人二戸学園中期計画・評価委員会規程 | |
| 【資料 6-1-8】 | 中期計画<令和 2 (2020) 年度～令和 7 (2025) 年度> 令和 2 年 1 月 29 日制定 (令和 3 年 10 月 13 日改定) | 【資料 1-2-8】再掲 |
| 【資料 6-1-9】 | 岩手保健医療大学ガバナンス・コード | 【資料 5-1-7】再掲 |
| 【資料 6-1-10】 | 令和 5 年度事業計画 | 【資料 F-6】再掲 |
| 6-2. 内部質保証のための自己点検・評価 | | |
| 【資料 6-2-1】 | 2022 年度自己点検・評価報告書 | |
| 【資料 6-2-2】 | 令和 4 年度学生を対象とした授業評価アンケートに対する改善報告書 | 【資料 3-2-21】再掲 |
| 【資料 6-2-3】 | 令和 4 年度授業評価アンケートに対する授業改善報告書 (大学院) | 【資料 3-3-15】再掲 |
| 【資料 6-2-4】 | 2022 年度学生生活アンケート結果 | 【資料 2-6-2】再掲 |

岩手保健医療大学

| | | |
|----------------|---|---------------|
| 【資料 6-2-5】 | 令和 4 年度事業報告書 | 【資料 F-7】再掲 |
| 【資料 6-2-6】 | 学校法人二戸学園岩手保健医療大学ガバナンス・コード適合状況等に関する報告書 | |
| 【資料 6-2-7】 | 岩手保健医療大学ホームページ「入学試験結果、定員及び在学生数、国家試験結果、卒業後の進路及び就職率、大学院の在学生数」 | |
| 【資料 6-2-8】 | 初年次教育のイメージ | 【資料 2-2-3】再掲 |
| 【資料 6-2-9】 | 岩手保健医療大学 GPA 制度実施要項 | |
| 【資料 6-2-10】 | 国家試験対策支援委員会規程 | 【資料 3-3-12】再掲 |
| 【資料 6-2-11】 | 国家試験対策支援委員会細則 | 【資料 3-3-13】再掲 |
| 6-3. 内部質保証の機能性 | | |
| 【資料 6-3-1】 | 設置に係る設置計画履行状況等報告書（平成 29 年 5 月 1 日現在） | |
| 【資料 6-3-2】 | 設置に係る設置計画履行状況等報告書（令和 3 年 5 月 1 日現在） | |
| 【資料 6-3-3】 | 平成 29 年度開設予定の大学の設置について（通知） | |
| 【資料 6-3-4】 | 令和 3 年度開設予定の大学院の設置について（通知） | |
| 【資料 6-3-5】 | 岩手保健医療大学教員人事計画等委員会規程 | 【資料 4-2-2】再掲 |
| 【資料 6-3-6】 | 岩手保健医療大学教員人事方針 | 【資料 4-2-3】再掲 |

基準 A. 地域貢献

| 基準項目 | | |
|----------------|-------------------|----|
| コード | 該当する資料名及び該当ページ | 備考 |
| A-1. 地域貢献活動の実施 | | |
| 【資料 A-1-1】 | 地域貢献・国際交流委員会規程 | |
| 【資料 A-1-2】 | 公開講座実施一覧 | |
| 【資料 A-1-3】 | 岩手保健医療大学 出前講義実施要項 | |
| 【資料 A-1-4】 | 「いわての師匠」派遣事業 概要 | |
| 【資料 A-1-5】 | 2020 年度 出前講義申込状況 | |
| 【資料 A-1-6】 | 2021 年度 出前講義申込状況 | |
| 【資料 A-1-7】 | 2022 年度 出前講義申込状況 | |

特記事項. 岩手保健医療大学臨床倫理研究センターの活動

| 基準項目 | | |
|----------|------------------------------|----|
| コード | 該当する資料名及び該当ページ | 備考 |
| 【資料 V-1】 | 岩手保健医療大学臨床倫理研究センターの設置（理事長裁定） | |
| 【資料 V-2】 | 臨床倫理研究センター組織と企画運営会議 開催状況 | |
| 【資料 V-3】 | 臨床倫理研究センター 研究実績と成果物 | |
| 【資料 V-4】 | 臨床倫理研究センター 公開講座、研修会等の実績 | |

※必要に応じて、記入欄を追加・削除すること。